

# セルビア共和国 鉱業法

2016年10月

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

はじめに

本レポートは、2015年12月8日に公示されたセルビア鉱業法につき、セルビア鉱業協会が作成し配布している資料について、セルビア鉱業協会の許可を得て当機構が仮訳したものである。実際の運用に当たっては、併せて公開している同資料原文を参照されたい。また、当機構は、本レポートに起因して生じるいかなる業務上の責めを負うものではない。本レポートが、セルビアにおける鉱業活動の検討・実施に際しお役に立てば幸いである。

平成28年10月

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
調査部金属資源調査課

# 鉱業及び地質調査に関する法律

## Ⅰ 基本条項

### 1. 法の対象

#### 第1条

本法は鉱業政策の施策及び活動並びにその実施方法、鉱物資源及びその他の地下資源の地質調査、国土計画・都市計画、建築物の設計・建設及び現場の修復を目的とした地質環境の調査並びに地質調査の実行に係る条件及び方法、鉱物資源及び地下水の資源量及び埋蔵量の分類、鉱物資源埋蔵量及び地熱資源量の採鉱、採掘施設、プラント、機械及び機器の建設、利用及び保守管理、採掘作業の実行、鉱業廃棄物管理、廃坑採掘施設の修復及び再生並びに現行法の執行検査に係る方法を規制するものである。

#### 第2条

基礎的な地質調査及びその他の地質調査並びにセルビア共和国にとって重要な地質調査の業務を本法に従い実施する権能を有する単体の法人組織として **Geological Institute of Serbia** をここに設立するものとする。

### 2. 用語

#### 第3条

本法において用いられる用語の意義は次に定めるとおりとする。

1) 地質環境とは、植物、岩石、地表水及び地下水、鉱物資源及びその他の地下資源の通気層並びに無機栄養層からなる地殻の一部をいう。

2) 地下資源には、地質、環境その他の特性を有する空間、鉱物資源、地下水資源及び地熱資源がある。

3) 鉱物資源とは、地下資源の一部で、特定の区域内で適切な手法と手順の地質調査を行った結果、その種類、量及び品質において採鉱の経済的可能性が合理的に見通せる確証が得られているが、探査の時点では採鉱されていないものをいう。鉱物資源には、固体の鉱物資源（金属、非金属及びエネルギー）並びに液体及び気体の鉱物資源（石油、コンデンセート及び天然ガス）がある。鉱物資源量は、地質調査とその信頼性の程度の順に、予測、推定及び確定と漸増的に分類される。液体及び気体の鉱物資源量は、想定資源量、条件付き資源量並びに生産資源量及び埋蔵量に分類される。

4) 地下水資源とは、その質と温度にかかわらず、すべての種類の地下水（飲料、鉱物及び地熱）を包含する再生可能な地下資源をいう。

5) 地熱資源とは、地熱エネルギーを取り出すことが可能な地下水及び岩盤の熱を包含する一連の再生可能な地下資源をいう。地熱資源には、水温及び岩盤の熱が 30 度以下の準地熱資源、取り出すことが可能な地熱エネルギーの温度が 30 度から零下 100 度までの低エンタルピーの資源及び取り出すことが可能な熱エネルギーの温度が 100 度を越える中・高エンタルピーの資源がある。

6) エンタルピーとは、熱力学系の内部エネルギー及び圧力と体積により生まれるエネルギーの総和をいう。

7) 人工鉱物資源とは、一次鉱物資源の採掘、前処理及び選鉱並びに二次選鉱の過程で生成される鉱物資源の一部をいい、鉱山及び浮遊選鉱による選鉱くず、灰、冶金スラグなどのごみの集積物の中から発見される。

8) 鉱物資源とは、自然の状態又は適切な選鉱後の有機物及び無機物を由来として一定の産業・科学技術開発レベルのコスト効率の高い方法で利用し、凝縮してできる鉱物をいう。石炭及び石油の粘板岩（頁岩）、液体及び気体の状態の炭化水素（石油及びガス）並びにその他の天然ガス、放射性鉱物資源、金属鉱物資源の全種類にわたり、貴金属及び希少金属、非金属鉱物資源、建設原料の製造原料、貴石及び準貴石、塩及び塩水の全種類、有用鉱物資源及び地熱エネルギーを採取する地下水、採掘技術に関連した地下水でガス及び人工鉱物資源を伴うものを含む。

9) 鉱物資源の埋蔵量（以下、「鉱物埋蔵量」）とは、一定の産業・科学技術、経済及び環境条件の下で採鉱が可能と確認されたある鉱床の鉱物資源の量が地質学の見地から確定されたものをいう。鉱物埋蔵量は、精測及び／又は概測された鉱物資源量から採鉱により予想される損失及び希釈を差し引き、商業的に採鉱対象とされる部分である。

10) 鉱物資源埋蔵量の分類とは、鉱物資源埋蔵量を適切な等級に区分することであり、その等級区分は地質学上の試掘及び探査、採鉱の機会及び実現可能性についての評価並びに採鉱による利益率のレベルによる。固体の鉱物資源埋蔵量は、地質調査、変更因子（技術・経済評価の要素及び指標）の信頼性及び考慮すべき事項に従い、漸増的に推定埋蔵量及び確定埋蔵量に区分され、石油、コンデンセート及び天然ガスの埋蔵量は予測、推定及び確定に区分される。

11) 地下水の埋蔵量とは、自然及び人為的影響下で形成され、飽和した帯水層の内部で回復した自由地下水の量をいう。

12) 地質調査とは、適切な手法及び技術手段を用いて構成される複雑な過程及び一連の活動をいい、その目的は地殻の成長、組成及び構造を調査し、地質学的及び経済的観点から鉱物資源及びその他の地下資源を発見、検査及び評価し、鉱物資源の埋蔵量及びその採掘可能性を想定及び測定し、地質学、土木地質学及び水文地質学上の探査場所の特性を特に国土計画、都市計画、施設の設計及び建設の見地から確定及び評価し、並びに地質学的及び人工的な過程が地質学的環境及び生活環境、文化財及び優先的に保護すべき資産に与える悪影響を特定し、取り除くことである。

13) 建設原料のための非金属鉱物資源には、産業用原料鉱物（TCS）、建築用原料鉱物（装飾石）（ACS）、粘土・セラミック・耐熱の材料を製造するための原料、工業及び建設業でセメント及び石灰並びに砂及び砂利を製造するための原料として用いられる鉱物資源が含まれる。

14) 天然建設原料とは、爆破剤を用いず又は伝統的な手工具（ハンマー、のみ、木槌、かなてこ等）のみで非金属の鉱物資源を採取した岩石を原料とし、建設業において自然の状態（未加工、半加工又は加工された）で原料鉱物（切断、分割、破碎）、装飾石（床及び壁の被覆用）として用いるとともに、天然の砂と砂利を分離しない状態で用いることができるものである。

15) 地質調査の作業とは、鉱物資源及びその他の地下資源の発見及び鉱物資源・地下水の埋蔵量の調査並びに地質環境の調査を目的として野外、研究室及びキャビネットで行うすべての種類の取組及び検査をいう。

16) 本法が適用される地質調査とは、鉱物資源及びその他の地下資源の地質構造、起源、質的及び量的特徴、構造物及び採掘その他の施設の国土計画及び都市計画、設計及び建築の必要性に対して特別な関心を寄せる一分野として地質環境の水文地質学及び地熱、地質工学及び地盤工学の見地から見た特徴並びに地球力学上の特性について関連するデータを入手するために行う一連の過程及び活動をいう。

17) 地質災害とは、危険性の高い地質学的作用（地滑り、土砂崩れ、地盤沈下、地震、鉄砲水、洪水等）が一定の区域で一定の期間内に活性化する状況をいい、活性化した作用の規模（滑り、沈下により影響を受ける地表面、動いた塊の質量、地質環境汚染の特徴、地震の強度等）を包含する。

18) 地質学上のリスクとは、一定の地質学的作用によって特定の区域で特定の時間に環境、有形物及び人々にもたらされる悪影響の予想水準をいう。

19) 水力地熱の調査報告書とは、水源の地質学上及び水文地質学上の特徴、地下水資源の量及び温度の推定、井戸の建設、自然人の家族世帯による熱利用を前提とした地下水資源の利用認可に基づく利用条件及び環境保護についての文書をいう。

20) 廃棄物とは、有用鉱物資源の採掘を行うために取り除く必要のある鉱山廃棄物をいい、浮遊選鉱による選鉱くずは、鉱物資源の浮遊選鉱過程で得られる鉱山廃棄物である。

21) 廃棄物集積所とは、鉱山廃棄物を固体若しくは液体の状態又は溶液及び懸濁液の状態に積み上げるか、並べるために指定された場所をいう。

22) 地質調査結果に関する年次報告書とは、実行した地質調査の作業の種類、範囲及び結果についての文書をいう。地質調査の期間に関しては、12 か月を存続期間とし、調査の認可を取得した日から開始する。

23) 地質調査結果に関する最終報告書とは、認可された期間にわたり実行した地質調査の作業のすべての種類、範囲及び結果についてまとめた文書をいう。

24) 地質工学及び地盤工学の見地から見た施設建設の条件に関するプロジェクト計画の調査報告書とは、施設、鉱山施設、インフラ・輸送施設及び用地の修復・再生並びに環境保護の工事許可を取得するための国土計画及び都市計画、一般設計、概念設計及びプロジェクト計画に必要な地質環境に関して地質工学及び地盤工学の探査についての文書をいう。

25) 探査を行った石油地熱資源量に関する報告書とは、ビル暖房その他の目的で地熱エネルギーを採取するために温度が 30 度以下の地殻の岩盤を活用する観点から書かれた文書をいう。

26) 地下水の推定資源量に関する報告書とは、水源の地質学上及び水文地質学上の特徴、地下水資源の質及び推定量、井戸及び／又は貯水池の建設、地下水資源の利用が自然人の家族世帯向け供給需要が認可される可能性に基づく水源の衛生上の保護及び環境保護の条件について書かれた文書をいう。

27) 天然建設原料を採取するための鉱物資源量に関する報告書とは、天然建設原料を採取するために行われた非金属鉱物資源の探査結果による地質学的特徴、質及び推定量に関する基本的な情報を記載した文書をいう。砂及び砂利の探査の場合は、同文書に、その他の条件の他に、地下水資源の衛生保護地区を定めるため当該地の水文地質学上の特徴に与える影響評価を含めなければならない。

28) 鉱物資源の資源量・埋蔵量、地下水及び地熱の資源量に関するプロジェクト計画の調査報告書とは、鉱物資源の鉱床又は地下水・地熱資源の地質調査、探査を行った鉱物資源又は資源の量及び質、その分類、採掘の技術的可能性及び条件、並びに予想される経済効果の結果についての文書をいう。

29) 地質調査の試掘鉱区は、地質調査が行われる地質環境の一部となる。鉱区は、国の座標系の座標によって確定し、適切な縮尺の地形図の上に閉じた折れ線で示され、試掘の推定深度まで及ぶ。

30) 探査免許保有者とは、所轄庁から本法が適用される地質調査を行う認可を取得した会社及び／又は別の法人及び企業家をいう。

31) 採掘免許保有者とは、所轄庁から現場の採掘及び／又は埋蔵されている鉱物資源の採掘に関する認可を取得した会社及び／又は別の法人及び企業家をいう。

32) 鉱物資源埋蔵量の採掘とは、鉱物資源の鉱床で行う準備、開坑、工作機械、採掘、輸送、廃棄物投棄、脱水、通気及び前処理の採掘作業並びに坑内及び地表面で行うその他の採掘作業をいう。鉱物資源の採掘作業は、石油・天然ガスの回収、分離及び輸送・貯蔵の準備、ストリップング及び類似のガス・プラントで行う液体天然ガス（エタン、プロパン、ブタン及び天然ガソリン）の分離、並びに石油・ガスを回収するパイプラインが技術的に採掘現場と結びついている場合の原料輸送もいう。

33) 地下水の活用とは、石油地熱資源の採掘で行う準備、掘削、採掘及び活用をいう。

34) 露天掘りとは、露天の採掘現場及び廃棄物集積所で行う準備、開坑、採掘、輸送、廃棄物投棄、脱水及び再構築の作業手法をいい、労働安全衛生及び環境保護の施策を順守する。

35) 坑内採掘とは、採掘作業の実施手法で、開坑、開拓、準備、採掘、掘削、輸送、運搬及び坑内作業での通気及び掘削をいい、労働安全衛生及び環境保護の施策を順守する。

36) 水中採掘とは、水中の露天採掘現場及び付随する廃棄物集積所で行う採掘作業の実施手法で、準備、開坑、採掘、掘削、輸送、廃棄物投棄、脱水及び再生の作業手法をいい、労働安全衛生及び環境保護の施策を順守する。

37) 探査掘削孔とは、液体及び気体の鉱物資源並びに高エンタルピーの地熱資源を抽出するための採掘作業を行う採掘施設をいう。

38) 選鉱とは、鉱物資源の粉碎（圧搾、選別、細砕、分類）、廃棄物からの有用鉱物の選鉱及び／又は分離（手選別又は自動選別、重力・浮力・磁気・静電気による選鉱、鉱物資源の浸出並びに有用成分の選鉱を目的とした掘削及びさらなる溶液の調整）、選鉱及び／又は分離した生成品の脱水（濃化、ろ過及び乾燥）のすべての作業をいう。選鉱には、パルプ、灰及び／又は濃縮物の水力輸送、浮遊選鉱による選鉱くずの投棄及び鉱物資源濃縮物の固形化（パレット状及びブリケット）、砂、砂利及び石の分離、並びに装飾石及びその他の石の一次加工の作業もある。

39) 鉱山操業とは、鉱物資源及び高エンタルピーの地熱資源を採掘するために掘削孔を開けて行う水平坑、斜坑及び立坑の作業現場の建設、採掘施設、プラント及び装置の再構成、鉱床の準備、開坑及び採掘、鉱山廃棄物の投棄及び有用鉱物資源の貯蔵、採鉱現場で行う採掘、保守管理及び選鉱のためのすべての作業をいうとともに、採掘プロジェクト計画及び同計画と不可分のその他のプロジェクト計画に基づき行う作業並びに鉱物資源の探査を目的として行う採掘作業（探査用の水平坑、立坑、掘削孔）をいう。採掘活動では鉱物資源の採鉱中に行う排水及び揚水又は石油・天然ガスの採鉱中に行う注水の作業、石油・天然ガスの分離、石油・天然ガスを回収、輸送及び貯蔵するための前処理、採鉱現場の NGL プラントなどのプラントで行う液化天然ガス（エタン、プロパン、ブタン及び天然ガソリン）の採取の作業、並びに石油・ガスを回収するパイプラインが技術的に採鉱現場と結びついている場合に行う原料輸送も考慮する。

40) 採掘施設、プラント及び装置とは、鉱物資源及び他の地下資源の探査、採掘及び輸送のために使われる施設、プラント、機械及び装置をいう。すなわち、鉱山内の施設及びプラントで鉱物資源の探査、採掘及び前処理、廃棄物の投棄並びに廃棄物集積所での鉱物資源の均質化の技術的工程に直接結びついているもの、坑内及び露天の採掘現場で行われる鉱物資源の採掘で技術的工程のすべての段階を対象とした機械及び装置、採掘坑を通して行われる固体鉱物資源の採掘で技術的工程のすべての段階を対象とした機械及び装置、水中で行われる鉱物資源の採掘で技術的工程のすべての段階を対象とした機械及び装置、炉床から直接石炭をガス化する技術的工程のすべての段階を対象とした機械及び装置、地下水及び地表水から鉱山を守る施設、プラント及び装置、石油・ガス田で石油の探査、採掘、分離、前処理及び輸送並びにガスの回収の技術的工程に直接結びついている施設、プラント及び装置、天然ガス及び原油の坑内貯蔵並びに採鉱現場でのその他の事項を目的とした施設、鉱山の電気回路網全体を構成する施設、プラント及び装置、採鉱現場で爆発物及び爆破剤を保管する大小倉庫、配管系及び掘削孔によって鉱物資源を採鉱する施設、プラント及び装置、並びに砂、砂利及び石を分離するために使う施設及びプラントである。

41) 採鉱現場は、鉱物資源の埋蔵量及び地熱資源量がある空間、並びに選鉱くず及びその他の鉱業廃棄物の集積所、選鉱のための施設建設、保守管理、取水その他のための施設建設が想定される空間を包含し、その現場は地表に描かれた適正な折れ線の範囲内に限定され、試掘の推定深度まで及ぶ。

42) 採鉱現場の周囲の保護区域とは、採掘が計画も実行もされていない区域をいうが、採鉱現場と区分された場所という意味であり、既存の採鉱現場との境界線を越えたところでも鉱物資源の資源量の存在を示す兆候がある場合は、採掘免許保有者はいつの時点でも探査権を要求することができる。

43) 鉱山地帯とは、採掘と採鉱現場に関する認可によって規定された空間をいう。鉱山地帯では、鉱物資源の採掘を実施するとともに、鉱物資源の採鉱を準備するために支援インフラの建設を行う。

44) 鉱業廃棄物とは、資源採取産業の結果生ずる廃棄物又は鉱物資源の地質調査、採掘、選鉱及び貯蔵の間に発生する廃棄物、並びに、製錬、生製品の熱処理（石灰による焙煎を除く）及び冶金工程並びに油泥を除き、機械的、物理的、生物学的、熱又は化学処理を伴う選鉱工程（初期の段階での不要物の廃棄による体積の変化、分離及び浸出、選鉱）で生成される廃棄物をいう。

45) 鉱山測量原簿は、案件別に保管されている記録の伝統的な名称であり、鉱山測量の分野で実施した業務、測量データ、測量結果の加工及びアナログ・デジタルの形式による図示を含む。

46) 資格のある地質学専門家とは、適切な免許を有している地質学専門家の自然人で、鉱物資源の資源量及び埋蔵量についての調査結果を評価するとともに、採掘についての実現可能性調査報告書の作成に参加し、さらにさまざまな目的（株主、ブローカー及び投資アナリスト、ウェブサイト、メディアに対する情報提供）及び／又はその他の必要性に応じ地質調査、鉱物資源量及び鉱物埋蔵量の総合的な結果を公に報告する者をいう。

47) 地質学分野の主任設計者とは、地質学専門家として熟達し、職権及び適切な免許を有する者で、地質調査プロジェクト計画の作成を管理するためにプロジェクト組織の責任者の決定により任命された者をいう。

48) 地質学分野の設計責任者とは、地質学専門家として熟達し、職権及び適切な免許を有する者で、地質調査プロジェクト計画の一部又は特定の専門的地質調査を実施するためにプロジェクト組織の責任者の決定により任命された者をいう。

49) 地質調査の管理責任者とは、地質学専門家として熟達し、職権及び適切な免許を有する者で、設計された地質調査の実施を管理するためにプロジェクト組織の責任者の決定により任命された者をいう。

50) 資格のある鉱業専門家とは、適切な免許を有している鉱業専門家の自然人で、鉱物資源の資源量及び埋蔵量についてのプロジェクト計画の調査結果を評価するとともに、採掘についての実現可能性調査を行い、さらにさまざまな目的（株主、ブローカー及び投資アナリスト、ウェブサイト、メディアに対する情報提供）及び／又は他の必要性に応じ地質調査、鉱物資源量及び鉱物埋蔵量の総合的な結果を公に報告する者をいう。

51) 鉱業分野の主任設計者とは、鉱業専門家として熟達し、職権及び適切な免許を有する者で、プロジェクト計画の作成を管理するためにプロジェクト組織の責任者の決定により任命され、プロジェクトの特定分野における基本的構想とコンプライアンスのもとでの技術的な解決策に責任を負う者をいう。

52) 鉱業分野の設計責任者とは、鉱業分野の専門家として熟達し、職権及び適切な免許を有する者で、採掘プロジェクト計画の個別分野を実施するためにプロジェクト組織の責任者の決定により任命され、採掘プロジェクト計画の個別分野の作成に責任を負う者をいう。

53) 為替手形は、採鉱免許保有者が署名及び確認し、「拒絶証書不要」の文言が記載された無記名の約束手形で、セルビア国立銀行に正式に登録され、所轄庁に対して関係規則及び本法に記載された条件に従い支払い金の欄に記入する無条件かつ取消不能の権限を付与している。

### 3.条件及び公共の利益

#### 第4条

鉱物資源、地下水資源、地熱資源及び他の地下資源はセルビア共和国に所有権の存する自然資産であり、本法が規定する条件及び方法の下で利用することができる。

セルビア共和国にとって次の鉱物資源又は鉱物資源は戦略的に重要である。

- 1) 石油及び天然ガス
- 2) 石炭
- 3) 銅及び金
- 4) 鉛及び亜鉛
- 5) ホウ素及びリチウム
- 6) 油粘板岩（油頁岩又は頁岩）
- 7) その他の鉱物資源で、地質調査及び／又は鉱業を所管する省（以下、「省」）の提案によりセルビア共和国政府の個別法が定めるもの。

本条第2段落の各項で重要な原料であると規定されている鉱物資源の探査の権限及び／又は採鉱の権限を有する民間又は公共の企業体は、不動産の収用をすることができる。

本条第3段落で言及されている企業体には収用権行使の権限と義務がある。

セルビア共和国の戦略的利益を保護するため、共和国政府は国家資本を保有し、本条第2段落で言及されている鉱物資源について本法が適用される探査及び採鉱を行う会社には特別法により省の代表者を国益代表者として定める。

第3段落で言及されている不動産の収用は収用について定めた規則に従い行う。

ウランの探査及び採鉱については本条を適用し、省の提案により共和国政府が事前に認可をする場合に限り行える。

## 第5条

地質調査、鉱物埋蔵量及び資源量の採掘、採掘施設の利用及び保守管理については、鉱物資源その他の鉱物資源の鉱床から地質学的・技術的に実現可能で経済的に採算可能な最適な採取率並びに人々、施設及び資産の安全を確実な方法で実現するとともに、同時に発生する科学技術の成果、当該種類の施設及び作業に関連する規則及び技術基準並びに労働衛生及び安全、火災及び爆発に対する予防、環境保護、及び文化財及び事前に保護すべき資産の保護の観点から条件を規定している規則に従うものとする。

## 第6条

自然、文化的・歴史的及び建築上の意義全般、観光及び保養全般、地域一帯の特に大切な水源などについて保護対象の場所とされている区域では、地質調査及び鉱物埋蔵量の採掘は、国土開発、自然及び環境の保護、文化遺産を所轄する機関及び組織並びに自然保護の対象とされている場所に関連した特定の区域を管轄する機関及び組織が特別法に従い適用した条件の下で認可された場合に限り行える。

## 第7条

会社若しくは別の法人及び企業家で、国庫に対する債務の未払いがある場合、初期の探査又は採鉱に関して公的な給付、違法探査若しくは違法採鉱がある場合又は環境、文化財及び事前に保護対象とされた財の修復若しくは保護に関連する義務が履行されていない場合は、探査免許保有者若しくは採掘免許保有者になることができない。

## 第8条

会社若しくは別の法人及び企業家で鉱物資源又はその他の地下資源の地質調査及び／又は採掘を必要な認可を取得せずに行った者は、占有した土地の所有者に対しその損害を賠償し、また、セルビア共和国又は自治州の予算に対し許されない地質調査及び／又は採掘を行った領域において採掘した鉱物資源又はその他の鉱物資源の価格を賠償するとともに、地質調査及び／又は鉱物資源又はその他の鉱物資源の採掘を行った土地の修復及び再生をしなければならない。

## 第9条

本法が適用される鉱物資源及びその他の地下資源の調査に対する認可、探査区域の権利保持に対する免許、現場の採鉱に対する免許及び／又は鉱物資源及び／又はその他の地下資源の採鉱に対する免許は、本法が規定する条件及び本法に基づき施行される細則に従い、別の会社若しくは別の法人及び企業家に譲渡することができる。

本条第1段落から免許を別の会社若しくは別の法人及び企業家に譲渡することによって、認可された探査の現場で行う地質調査に対する免許、現場の採鉱に対する免許及び／又は鉱物資源及び／又はその他の地下資源の採鉱に対する免許並びに採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に対する免許に基づくすべての権利及び義務も譲渡される。

譲渡の承認申請については、省、又は探査若しくは採鉱が自治州の領域内で行われる場合は州の所轄庁（以下、「所轄庁」）に提出後、譲渡承認を決定するものとする。

譲渡の承認申請には次のものを添付し、提出するものとする。

1) 本法が適用される地質調査に対する認可書、現場の採鉱に対する認可書及び／又は鉱物資源及び／又は他の地下資源の採鉱に対する認可書で、譲渡の対象となるもの。

2) 施設建設及び採掘作業を行う地表面の土地の所有又は利用、賃借及び／又は地役権の承認が少なくとも5年間は予定されていることを証明するもの、さらに、セルビア共和国にとって戦略的に重要な鉱物資源の採鉱の場合は、共和国政府による特別法が提出され、5年間の採鉱期間中の公益性について規定するが、現場の採鉱に対する認可が譲渡される場合を除く。

3) 譲渡区域の修復及び再生、鉱業廃棄物の管理、技術管理の活動を行う適切な資格保有者の関与、技術監督及び労働安全衛生、地質調査及び／又は採鉱の実行に関する作業実施について所轄庁及び検査機関に適時に行う報告に関連した義務の履行について探査及び／又は採鉱の認可を取得した者の報告書。

4) 申請日の事情に応じ、鉱物資源及びその他の地下資源に関して本法が適用される地質調査の手数料又は鉱物資源及び／又は他の地下資源の利用料の支払証明。

5) 譲渡承認が現場の採鉱及び／又は鉱物資源の採鉱認可に関連する場合は、新たに譲渡を受ける者の被雇用者及び従事技術者の資格者構成に関するデータ。

6) 譲渡承認が現場の採鉱及び／又は鉱物資源の採鉱認可に関連する場合は、新たに譲渡を受ける者の技術的な施設及び生産能力に関するデータ。

7) 新たに譲渡を受ける者が譲渡承認から生起するすべての権利及び義務を引き受ける旨について記された書面。

本条第3段落で言及されている省が行う交付決定については確定であり、行政争訟の対象となり得る。

本条第3段落で言及されている自治州の所轄庁が行う交付決定に対する不服申し立てについては、地質調査及び／又は採掘活動を所管する大臣（以下、「大臣」）に提出する。

## 第10条

鉱物資源及び地熱資源の採鉱について認可を交付された法人が、探査のために自らの資産を用い、民営化の過程で売却される場合、当該資産は資産の売り手、資産の利用者、省及び民営化の推進機関が締結した契約により資産の買い手に譲渡することができる。

本条第1段落で言及されている契約については、省の提案により共和国政府が事前承認を与えるものとする。

本条第1段落で言及されている契約で共和国政府の同意なしに締結したものは無効とする。

本条第1段落で言及されている契約で必須の事項は、利用者による資産運用及び社会プログラムから生起する責任に関する規定とする。

## II セルビア共和国の鉱物政策及び地質調査の開発計画及び鉱物資源産業

### 1. 鉱物政策及び開発計画

#### 第11条

鉱物政策及び地質調査の開発計画は、すべての種類の鉱物の資源量・埋蔵量及びその他の地下資源の地質調査、すべての種類の施設の計画・設計・建設において地質環境を利用するために水文地質学的及び地質工学又は地盤工学の見地から見た条件の決定、特別重要な地質多様性を有する物の保護、並びに危険性の高い地質学的作用が自然災害として活性化し、自然と人々に悪影響を及ぼす作用になるリスクの観点から見る地質災害の分野で長期的な戦略目標を達成するために講じる施策及び活動からなるものとする。

鉱業の分野における鉱物政策及び開発計画には、施設の保安及び労働安全衛生のための鉱業インフラ及び採掘施設の建設、セルビア共和国の経済と市場に対する鉱物資源及び他の地下資源の安全な供給の確保、鉱業分野における欧州連合の規則の順守、鉱産業分野の持続可能な発展に対する投資にとって好ましい条件を創出するための鉱業の振興が含意されている。

鉱物政策及び地質調査の開発計画及び鉱業は、セルビア共和国の鉱物資源及び他の地下資源の経営戦略の実施を通して遂行される。

## 2. セルビア共和国の鉱物資源及びその他の地下資源の経営戦略

### 第12条

「セルビア共和国鉱物資源及び他の地下資源の経営戦略（The Republic of Serbia Strategy for Mineral Resource Management）」（以下、「戦略」）では、エネルギー、金属・非金属・人工鉱物資源、地下水及び地熱資源の長期開発目標を定めるものとする。

戦略では、経済、地域、環境及び社会の視点を考慮に入れ、すべての種類の鉱物資源の需要予測、鉱業部門の発展及び地質調査並びにセルビア共和国におけるすべての種類の鉱物資源の輸出入予測を確定するものとする。

戦略は、共和国政府の提出した議案を共和国の国会が制定し、期間は10年以上とする。

共和国政府は戦略の実施を監視するとともに、必要に応じ、鉱物資源の実需に応じた調整を開始するものとする。

### 第13条

共和国政府は省の提案により戦略を実施するための計画及びプログラムを策定するものとする。

計画及びプログラムは、基礎的な地質調査及びその他の地質調査、輸入鉱物資源から国産炭に置き換えることによる火力発電の安全・安定供給及び国内の鉱業生産能力の増強、それによる金属・非金属の鉱物資源及び液体・気体の鉱物資源の生産拡大、鉱業と地質学の推進及び持続可能な発展、採掘物のより高度な前処理及び選鉱の構築方策、国内の鉱物資源を用いた最終生産品を輸出する施策、廃坑採掘施設の修復及び再生、特別な目的のための古い採掘施設の活用の領域で戦略を実施するための条件、方法及び予定、並びに戦略を実施する上で関連性のあるその他の側面について定めるものとする。

計画の実施期間は戦略の実施期間内とする。

プログラムは、セルビア共和国の総合計画に関連する特別な鉱山盆地及び鉱物資源の鉱床を特定目的区域とし、一定の国土計画を策定する義務についても定めるものとする。

プログラムは2年以上10年までを実施期間として承認する。

自治州の所轄庁は、自治州の開発計画及びセルビア共和国に従い、当該地域におけるプログラムの一部を提案するものとする。

### III GEOLOGICAL INSTITUTE OF THE REPUBLIC OF SERBIA

#### 第14条

The Geological Institute of Serbia（以下、「Institute」）は、本法第17条及び第18条に従い基礎的な地質調査並びに本法第20条で言及されている年次プログラムに含まれるその他の地質調査を行うとともに、本法が適用される地質調査のうち省の提案によるセルビア共和国政府の特別の決定に基づき共和国にとって重要な活動を行うものとする。

Institute は、セルビア共和国にとって利益となるその他の活動で、縮尺25,000分の1以上の地質図の精緻化及び印刷、テーマごとに特化した地質図（*metallogenetic*又は*mineralgenetic*、地磁気、重力測定、放射性重力測定、地球化学、水文地質学、土木地質学、地質構造、地震、生態学等）の精緻化などを行うものとし、その中には、空間的な広がり必要性から地質学の基礎を発展させること、次に地滑りの調査及び監視を実行し、縮尺25,000分の1以上の水準まで災害及びリスクの地質図を精緻化すること、地域で地球物理学の調査活動を行うこと、鉱物学、記載岩石学及び堆積学の分野の実験室での試験並びに古生物学、化学、地質力学その他の試験が含まれる。

Instituteは、地質学分野の開発、科学的調査及び国際プロジェクト計画の実施、特別プログラムの下で行う地下水環境監視のための観察網の組織化、セルビア共和国の地質情報システムのための重要データ及び技術文書の収集、更新及び蓄積、地質工学及び地盤工学の探査及び地滑りの復旧のために地方自治体が行うプロジェクト業務の準備活動並びに法に従った他の活動を実行する。

Institute は省の提案による共和国政府の特別の決定に基づき海外でも地質調査の活動が行える。

Institute の運営のための資産は法に従いセルビア共和国の予算及び他の財源から提供するものとする。

省による保護はInstituteの運営及び本条第1段落及び第2段落の地質調査の実施に対する監督並びに省が行う研究に対する専門家による管理とする。

#### 第15条

Institute は省又は自治州の所轄庁に対し現年の年次プログラムに従い当該自治州の領域内で行った地質調査プロジェクト計画の実施結果について年に1回翌年の1月末までに報告書を提出することとする。

## IV 地質調査

### 1. 地質調査の種類

#### 第16条

本法の目的により、地質調査とは、基礎的な地質調査及び本法が適用される地質調査をいう。

基礎的な地質調査及び本法が適用される地質調査は、地質調査プロジェクト計画に基づき行い、同時に発生する科学技術の成果、当該種類の地質調査に関連する規則並びに労働安全衛生、火災及び爆発に対する予防、環境保護、及び文化財及び優先的に保護すべき資産の保護の観点から条件を規定している規則に従うものとする。

### 2. 基礎的な地質調査

#### 第17条

基礎的な地質調査とは、本法に従い、地殻の成長、組成及び構造を調査し、鉱物資源、地下水資源、地熱資源及び初期調査の結果判明していた資源を発見し、国土計画及び都市計画の必要性から空間としての地質環境を総合的に評価し、施設建設の適合性を立証し、並びに自然及び人工的な過程が地質学的環境及び生活環境に与える悪影響を特定し、軽減するために行う探査をいう。

基礎的な地質調査は公共の利益のための活動であり、セルビア共和国の予算を財源とする。

自治州は自治州の領域内で行われる基礎的な地質調査に資金を提供するものとする。

自治州は委託業務として本条第3段落の運営を行うものとする。

#### 第18条

基礎的な地質調査には、縮尺25,000分の1以上の（及び特定目的地域には特別に10,000分の1の縮尺で）基礎的な地質図、概観の地質図及び専門家向けの地質図の作成、鉱物資源及びその他の地下資源の有無、地下水及び地熱資源を利用及び保護するための水力学その他の特性、計画の必要性から見た地質環境の適合性の観点から地質環境の可能性を検討するために行う地質調査並びに環境保護、地質多様性の保全及び地質遺産の対象となる物等の保護の必要性について行う調査を含むものとする。

基礎的な地質調査は、一定の区域で施設を建設するための空間としての地質環境の目的及び適合性について国土計画の必要性及び地質学から見た総合的な可能性を評価するために行うものとする。

本条第1段落の地質図の精緻化、印刷図面の作成、作成者の手による地質図原本及び解説書の受領は、大臣が設置するワーキンググループの専門家による支援を得て行うものとする。

本条第3段落のワーキンググループの設置については、法令によりグループ構成員の職務、責任及び報酬を定めるものとする。

大臣は、本条第1段落の地質図の精緻化のための専門家の技術的基礎をより具体的に定めるものとする。

## 第19条

基礎的な地質調査は、「基礎的な地質調査の長期開発プログラム（Long-term Basic Geological Prospecting Development Program）」（以下、「長期プログラム」）及び「基礎的な地質調査の年次プログラム（Annual Basic Geological Explorations Program）」（以下、「年次プログラム」）に従い、Instituteが行うものとする。

長期プログラムは、経済・社会の総合開発に貢献する基礎的な地質調査の戦略的優先順位及び長期的達成目標からなり、セルビア共和国の国土計画、「持続可能な開発戦略（Strategy of Sustainable Development）」及び戦略に従うものとする。

自治州の所轄庁は、当該自治州の地域国土計画、自然資源及び資産の持続可能な活用に関する計画及びプログラム並びに戦略に従い、当該領域における長期プログラムの一部を提案するものとする。

長期プログラムは、10年を実施期間として省の提案により共和国政府が承認するものとする。

## 第20条

年次プログラムには、地質調査の作業の目標、種類及び範囲、実行予定及び条件、並びにプログラムの実施に必要な金融資産、有形・技術的資産及び人的資源を含むものとする。

年次プログラムには、地質調査が地質災害（地滑り、土砂崩れ、洪水、地震等）のリスクの評価及び排除に必要な場合はその他の地質調査を含め、当該探査がセルビア共和国に利益をもたらす場合は本法が適用される鉱物資源及びその他の地下資源の地質調査並びにその他の地質調査を含めることもできる。

年次プログラムは長期プログラムに従い現年の2月末までに省が承認するものとする。

自治州の所轄庁は長期プログラムに従い当該領域における年次プログラムを承認するものとする。

大臣は基礎的な地質調査の分野で作業の実行及び停止の基準及び条件を指示するものとする。

本条第4段落の活動は受託事業として行うものとする。

### 3. 本法が適用される地質調査

#### 第21条

本法が適用される地質調査は、本法に従い、資源量及び埋蔵量並びに土木地質学及び水文地質学の見地から見たその採鉱条件を確定するために行う探査、地下水及び地熱資源の資源量及び埋蔵量を利用・保護する必要性から行う水文地質学上の探査、国土計画、都市計画、建設・採掘その他の施設の設計・建設、環境保護、自然資産及び地質遺産の対象となる物の保護並びに現場の修復及び再生の必要性から行う地質工学及び地盤工学及び水文地質学による地質環境の探査を含み、現場の修復及び再生には、天然ガスその他の物質の坑内貯蔵、天然ガス及び／又は二酸化炭素の貯蔵に適した地層及び地質構造並びに枯渇した鉱物資源の鉱床の分離を含む。

本法が適用される地質工学及び地盤工学による地質調査は、国土計画、都市計画、建設・採掘その他の施設の設計及び建設の必要性から地質工学及び地盤工学から見た建設及び／又は修復の条件並びに地質環境の他の特徴を明確にするため行うことが義務付けられるものとする。

本法が適用される地質調査は、水力地熱若しくは石油地熱の資源の活用又は地殻の内部熱の活用の必要性からも行われる。

共和国政府は、認可を与える条件、基準、手続き及び方法、並びに二酸化炭素を貯蔵するために有益な地層及び地質構造並びに鉱物資源が枯渇した鉱床の分離に関連した地質調査に関するその他の特別な条件を明確にするための決定を行うものとする。

### 4. 地質調査実行の条件及び方法

#### 第22条

地質調査の実行、地質調査プロジェクト計画、鉱物資源量及び地下水埋蔵量及び地熱資源量に関するプロジェクト計画の調査報告書、地下水の資源量・埋蔵量及び地熱資源量を含む地質調査結果報告書、施設建設及び現場修復を地質工学及び地盤工学の見地から見た条件に関するプロジェクト計画の調査報告書、天然建設原料を採取するための鉱物資源に関する報告書、地熱資源量に関する報告書及び多分野の専門家による検査報告書（プロジェクト計画の調査報告書）の作成並びに地質学の見地から行う監視業務の実施は、その活動実績が法人登記簿に登録された会社若しくは別の法人及び企業家で上記の目的を果たすための免許を有するものが行うものとする。

地質調査の活動並びに地質調査結果報告書、天然建設原料を採取するための鉱物資源に関する報告書、施設建設及び現場修復を地質工学及び地盤工学の見地から見た条件に関するプロジェクト計画の調査報告書、地熱資源に関する報告書並びに多分野の専門家による検査（プロジェクト計画の調査）報告書の作成は、地質工学の教育・科学分野で産業・科学技術に関する大学の第2研究学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得し、上記の目的を果たすための職権及び免許を有し、関係する職務で3年以上の実務経験のある者が行える。

地質調査を実施するための主任設計者、設計責任者及び管理責任者の職並びに地質調査に関するプロジェクト計画の監督及び技術統制を行う専門家、鉱物資源の資源量・埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査及び地熱資源に関するプロジェクト計画の調査の開発・評価を行う専門家の職は、地質工学の教育・科学分野で産業・科学技術に関する大学の第2研究学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得した者で、上記の目的を果たすための職権及び免許を有し、関係する仕事で5年以上の実務経験がある者並びに10年以上の実務経

験のある有資格者が行える。

それほど複雑でない地質調査の作業及び当該作業の技術文書の作成は、地質学、鉱業及び冶金学の分野の中等教育でふさわしい内容の教育を受け、それぞれの分野の職で3年以上の実務経験があり、当該活動を行うための職権を有する者が行える。

外国の法人は、本法及び公益資産活用の観点から外国人の権利を認める法律が定める条件及び方法により、並びに情報の防衛及び気密性保持に関する法律に従い、地質調査を実行することができる。

## 第23条

本法第22条第2段落、第3段落及び第4段落の活動を行うための職権は、国家試験合格者に与えられる。

本条第1段落の国家試験は、大臣及び／又は自治州の領域内の受験者については自治州の所轄庁が設置した委員会が行うものとする。

大臣は本条第1段落の国家試験を行うための条件、計画及び方法を定めるものとする。

本条第1段落及び第2段落の活動は受託事業として行うものとする。

## 5. 地質調査の実行

### 第24条

地質調査は地質調査プロジェクト計画に従って行い、特に次の内容を含むものとする。

- 1) 本法第22条の条件を満たす文書
- 2) 本文部分
- 3) 添付地図

大臣はすべての種類の地質調査プロジェクト計画並びに天然建設原料を採取するための鉱物資源の探査並びに熱水資源及び石油地熱資源の探査が言及されているプロジェクト計画及び報告書の条件、基準及び内容を定めるものとする。

本条第2段落で言及されているプロジェクト計画及び報告書の個人データには当該個人の姓名を含むものとする。

## 第25条

地質調査プロジェクト計画並びに同プロジェクト計画の修正及び追加は技術統制に従い行うものとする。

本条第1段落の技術統制には、地質学及び工学の最新の成果及び手法の応用、自然保護を所轄する機関及び文化遺産の保護を所轄する機関による条件、プロジェクト計画による地質学・鉱業分野の法律その他の規則及び関係技術規則の順守並びに労働安全衛生対策、防火対策、人々・施設の安全及び環境保護の施策の観点から行う管理を含むものとする。

技術統制を行った企業体は地質調査の技術監督の品質に責任を負うものとする。技術文書の作成業務を行う会社若しくは別の法人又は企業家は相手方又は第三者に対して予想される損害に備え保険に加入しなければならない。

本条第1段落の技術統制は本法第22条の要件を満たす会社及び企業家又は別の法人が行える。

大臣は地質調査プロジェクト計画の技術統制を行う条件及び方法を定めるものとする。

## 第26条

次の者は地質調査プロジェクト計画の技術統制を行えず、また参加してはならない。

- 1) 当該プロジェクト計画の準備を行ったか探査免許保有者のいずれかである会社若しくは別の法人及び企業家
- 2) 当該プロジェクト計画の準備を行ったか当該プロジェクト計画の作成に参加したかのいずれかである会社若しくは別の法人及び企業家に雇用されている個人
- 3) 探査免許保有者に雇用されている個人
- 4) 省、自治州の所轄庁及び地方自治体に雇用されている個人

## 第27条

地質調査を実行する間、探査免許保有者は地質調査を専門家に監督させなければならないものとする。

本条第1段落の専門家による監督には、探査が地質調査プロジェクト計画に従い行われ、探査の意図した活動が実現したかどうかという観点から行う管理、実行された探査の品質及び地質調査の分野の規則、技術基準及び品質基準の適用についての点検並びに労働安全衛生、防火及び環境保護の施策の適用についての点検を含むものとする。

探査免許保有者は地質調査の履行について直接専門家に監督させるか若しくは別の法人に当該監督を委託することができる。

専門家の見地から監督を行う者は、専門家の見地から監督を行う間に確認した怠慢及び欠陥を迅速に探査免許保有者に知らせなければならない。

探査免許保有者は、技術検査に関する報告書に地質調査の実行者、実行した探査作業の種類及び規模、実行日並びに専門家による監督の結果得られたその他の情報を記載し、本法第29条第1段落に基づく年次報告書及び同第28条第1段落で言及されている地質調査結果に関する最終報告書とともに検査報告書の写しを提出する必要がある。

## 第28条

予定されている鉱物資源、地下水資源及び地熱資源の地質調査が完了次第、地質調査の結果に関する最終報告書(以下、「最終報告書」)を作成するものとする。

本法第30条第2段落に従い地質工学及び地盤工学の見地から行う探査が完了後、地質工学及び地盤工学の見地から見た施設建設の条件についてプロジェクト計画の調査報告書を作成するものとする。

探査免許保有者は、本条第1段落で言及されている最終報告書の写し及び上記第2段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書並びに本法第31条第7段落で言及されている報告書を探査期間満了日から30日以内にセルビア共和国の公用語により書面及びRSKフォーマットで作成し、調査報告書を発行した機関に提出しなければならない。本法第39条の意味する範囲内で探査期間を延長する場合は、従前に認可を取得した探査期間の終了日を超えてはならない。

大臣は本条第1段落で言及されている最終報告書及び上記第2段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書並びに同第29条第1段落で言及されている地質調査結果に関する年次報告書の内容を定めるものとする。

## 第29条

探査免許保有者は、探査期間が長期にわたる場合は1年の探査期間終了後、並びに探査を中止する場合は1年の探査期間終了後又は探査の中止から30日以内に、地質調査の結果に関する年次報告書(以下、「年次報告書」)をセルビア共和国の公用語による書面及びRSKフォーマットで作成し、認可を交付した機関に提出しなければならない。

本法第28条第1段落及び第2段落で言及されている最終報告書及びプロジェクト計画の調査報告書並びに本条第1段落で言及されている年次報告書は保存資料として扱われ、本法に従い、永久に保管されるものとする。

## 6. 本法が適用される地質調査の認可

### 第30条

本法が適用される鉱物資源及びその他の地下資源の地質調査は、会社若しくは別の法人及び企業家の申請に対し省が行う地質調査の認可の交付決定に基づき行われる。

セルビア共和国にとって戦略的に重要なインフラ施設（ハイダム、水力発電所、火力発電所、地域道路及び鉄道、石油パイプライン、ガスパイプライン、空港等）を建設する必要性から本法が適用される地質工学及び地盤工学による探査並びに鉱業インフラ施設を建設する必要性から行う地質工学及び地盤工学による探査は、会社若しくは別の法人の申請に対し省が行う地質調査の認可の交付決定に基づき行うものとする。

鉱業インフラ施設の建設の必要性から地質工学及び地盤工学による探査が自治州の領域内で行われ、認可の交付決定が自治州の所轄庁により行われる場合は、その決定に対して大臣に不服申し立てをすることができる。

防衛上特別に重要な施設の周辺区域で行う土壌探査（測地学、地球物理学、地質学、水文学等による）については、機密保持の観点から事前に国防省の意見を求めた上で、所轄庁から当該探査の認可を取得した法人が行うことができる。

省が行う本条第1段落及び第2段落の交付決定については確定であり、行政争訟の対象となり得る。

本条第1段落が適用される鉱物資源及びその他の地下資源の地質調査が自治州の領域内で行われる場合、認可の付与は自治州の所轄庁が交付決定し、その決定に対して大臣に不服申し立てをすることができる。

自治州の所轄庁は前年に認可した探査に関する交付決定の写し及び報告書を翌年の1月31日までに省に届けなければならない。

本条第3段落及び第6段落の活動は受託事業として行うものとする。

### 第31条

天然建設原料を採取するための鉱物資源の地質調査は、企業家の交付申請に対し、省、若しくは探査が自治州の領域内で行われる場合は自治州の所轄庁による認可の交付決定に基づき行うものとする。

本条第1段落の認可申請書には、申請者である企業家、探査の種類及び目的、探査場所並びに探査の実施が計画されている座標及び土地台帳の区画の地番についての情報を記載するものとする。

本条第2段落で示された要件に加え、共和国、及び探査が州の領域内で行われる場合には州に対する手数料の支払証明を提出するものとする。

所轄庁が本条第1段落で言及されている申請に関して探査区域の登記簿及び採掘現場の土地台帳に基づき探査区域が無料であることに確認が得られた場合、同庁は申請者に対し土地台帳の利用に関する回答の受領後30日以内に次のものを所轄庁に提出する義務がある旨を通知するものとする。

- 1) 申請者の登記事項に関する 法人登記簿の抄本
- 2) 縮尺1,000 分の1の調査設計図又は適切な縮尺の地形図に探査区域の境界線及び座標並びに探査が計画されている土地台帳の区画の地番を表示したもの
- 3) 地質調査プロジェクト計画書2部
- 4) プロジェクト計画の技術統制に関する報告書及び確認書
- 5) 計画されている探査に関する土地の所有権又は地役権の証明書
- 6) 共和国、及び探査が州の領域内で行われる場合には州に対する手数料の支払証明

所轄庁は、探査区域が無料でない場合、本条第4段落で言及されている提出に必要な書類が揃わなかった場合、又は特別な自然的特性を有する景観、公共水道の水源となる地下水、固有種の植物及び動物種、文化遺産の場所若しくは地質遺産、宗教建築等の保護に関連し、自然保護地域に関する公式記録から探査の実行には制約があることが証明された場合は本条第1段落で言及されている探査の認可申請を却下するものとする。

本条第1段落で言及されている決定により確定した探査期間の長さは1年とし、延長することができる。

本条第1段落で規定されている地質調査のプロジェクト計画が完了次第、天然建設原料を採取するための鉱物資源に関する報告書を作成するものとする。

省が行う本条第1段落及び第5段落の交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。自治州の所轄庁が行う交付決定に対しては大臣に不服申し立てをすることができる。

自治州の所轄庁は前年に認可した探査に関する交付決定の写し及び報告書を翌年の1月31日までに省に提出しなければならない。

本条第1 段落の活動は受託事業として行うものとする。

## 第32条

本法第21条第1段落に基づき、国土計画、都市計画、建築物の建設、自然資産、文化財及び地質遺産の対象となる物の保護並びに地域の修復及び改善の必要性から、建設及び／又は修復の条件並びに地質環境のその他の特徴を明確にするために地質工学及び地盤工学の見地から行う探査の監視及び管理は地方自治体が行うものとする。

本条第1段落で言及されている探査を行う会社若しくは別の法人又は企業家は、探査の開始を地方自治体の都市計画業務を所轄する部局及び文化的記念物の保護を所轄する機関に通知し、探査の種類、目的及び活動、地名並びに探査実行者に関する基本的情報を提出しなければならない。

上記第2段落で言及されている申請書の提出には次のものを添付する。

1) 縮尺1,000分の1（又は適切な比率）の調査設計図に境界線を明示し、探査が計画されている土地台帳の区画の地番を表示したもの

2) 地質工学及び地盤工学の見地から行う探査のプロジェクトについて本法第22条の条件を満たした法人が作成する計画

3) 地方自治体に支払った手数料の領収書（写し）

本条第1段落で言及されている探査の実施結果は、地質工学及び地盤工学の見地から見た施設建設の条件に関するプロジェクト計画の調査報告書の中で示される。

本条第4段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書は、本法に従い有効な免許を有する法人が行う技術統制及び改定の対象とする。

探査の利用者は、本条第4段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書を探査実施後30日以内にセルビア共和国の公用語により書面及びPCKフォーマットの形式で作成し、その写しを地方自治体の都市計画を所轄する部局に提出する義務がある。

地方自治体の所轄部局は、本条第1段落で言及されている探査の終了に関して土地台帳及び報告書を記録に残すとともに、本条第4段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書を永久に保管し、さらに報告書を省又は自治州の所轄庁に提出するとともに、探査が自治州の領域内で行われる場合は前年に提出された申請書及び実施した管理に関する報告書を翌年の1月31日までに自治州の所轄庁に提出する義務がある。

本条第7段落で言及されている報告書の個人データには自然人の姓名を含むものとする。

本条第7段落の活動は受託事業として行うものとする。

### 第33条

地熱エネルギーを自然人の家族世帯に供給する必要性から行う地熱資源の探査の監視及び管理は地方自治体の部局が行うものとする。

本条第1段落で言及されている探査を行う自然人は、探査の開始を地方自治体の都市計画業務を所轄する部局に通知し、探査の方法、目的及び活動、地名並びに探査実行者に関する基本的情報を提出する義務がある。

上記第2段落で言及されている申請書の提出には次のものを添付する。

1) 自然人の身分証（認証された写し）

2) 縮尺1,000分の1（又は適切な比率）の調査設計図に境界線を明示し、土地台帳の区画の地番及び試掘探査の詳細な位置を表示したもの

3) 本法第22条で言及されている条件を満たす地質学の専門家が作成した石油地熱資源の探査プロジェクト計画

4) 地方自治体に支払った手数料の領収書（写し）

本条第1段落で言及されている探査の実施後、本法第64条に従い、自然人の家族世帯に地熱エネルギーを供給する必要性から石油地熱資源の利用が認可される可能性に基づき行われた石油地熱資源の探査について報告書を作成するものとする。

探査の利用者は、本条第4段落で言及されている報告書を探査実施後30日以内にセルビア共和国の公用語により書面及びPCKフォーマットの形式で作成し、その写しを地方自治体の都市計画を所轄する部局に提出する義務がある。

地方自治体の所轄部局は、本条第1段落で言及されている探査の終了に関して土地台帳及び報告書を記録に残すとともに、本条第4段落で言及されている報告書を永久に保管し、さらに報告書を省又は自治州の所轄庁に提出するとともに、探査が自治州の領域内で行われる場合は前年に提出された申請書及び実施した管理に関する報告書を翌年の1月31日までに自治州の所轄庁に提出する義務がある。

本条第6段落で言及されている報告書の個人データには報告書を提出した自然人の姓名を含むものとする。

本条第1段落及び第6段落の活動は受託事業として行うものとする。

### 第34条

本法第30条第1段落及び第2段落に従った認可申請には申請者である会社若しくは別の法人又は企業家に関する情報、地質調査の種類及び探査区域の広さ並びに探査期間を含め、本法第41条に従うものとする。

本条第1段落の要件に加え、共和国、及び探査が州の領域内で行われる場合には州に対する手数料の支払証明を提出するものとする。

所轄庁が本条第1段落で言及されている申請に関して探査区域の登記簿及び鉱区の土地台帳及び現場に基づき探査区域が無料であることに確証が得られた場合並びに本法第42条で言及されている事例で地質学その他の見地から申請どおりに探査を行う条件があると推定され場合、申請者は回答を受領してから90日以内に次のものを所轄庁に提出するよう通知を受け取るものとする。

- 1) 申請者の登記事項に関する法人登記簿の抄本
- 2) 縮尺25,000分の1又はそれ以上の縮尺の地形図に探査区域の境界線及び座標を表示したもの
- 3) 地質調査プロジェクト計画書2部
- 4) プロジェクト計画の技術統制の実施に関する報告書及び確認書
- 5) 共和国、及び認可の対象となる探査が州の領域内で行われる場合には州に対する手数料の支払証明
- 6) 別の企業体が行った地質調査の結果、又はプロジェクト計画の作成に用いた基礎的な地質調査若しくは本法が適用される地質調査の結果であるデータ及び探査結果を利用できる証明書

本条第1段落で言及されている申請者は、地質調査のプロジェクト計画を作成する前に、計画された地質調査の設計・実施プロジェクトに対して自然保護を所轄する機関及び文化遺産の保護を所轄する機関又は他の所轄事業体が適用する条件に関する法令を入手する義務がある。

本条第4段落で言及されている所轄庁の条件に関する法令は地質調査プロジェクト計画に欠くことのできない要素である。

本条第3段落3)号で言及されているプロジェクト計画で技術試験に用いる鉱物資源を必要とするため採掘探査による調査を行う場合は、本法第93条第1段落で言及されている採掘プロジェクト計画に従い実施する業務について認可の交付を受けるために別の申請書を提出するものとする。ただし、本法第45条第1段落に従い許可される鉱物資源量が探査掘削孔、探査溝及び天然鉱物の露頭から採取され、かつプロジェクト計画に従い地質調査が実行されている状態にある場合を除く。

本法第94条第1段落2)号で言及されている石油及び天然ガスの探査掘削孔の探査若しくは試運転の場合、当該業務の実施についての申請は本法第106条に従ったプロジェクト計画の一環として提出するものとする。

採掘プロジェクト計画で本条第7段落に言及されている石油及び天然ガスの探査掘削孔の試運転の場合、試行時間／存続期間は本法第45条第3段落に従って留意し、石油及び天然ガスの貯蔵方法について詳細に記述するものとする。

### 第35条

所轄庁は、次の場合、本法第34条第1段落及び第39条第2段落で言及されている認可申請を却下するものとする。

- 1) 別の法人が同一の探査区域で探査の認可申請手続きを開始している場合
- 2) 本法第34条第4段落又は第39条第2段落で言及されている申請に必要な提出書類が揃わなかった場合
- 3) 探査の認可を申請している区域で別の者が既に探査の認可を交付され、探査区域、採鉱現場又は同一の鉱物若しくは地下資源の採鉱に対する権利を保持している場合、
- 4) 申請者が本法第7条の意味する範囲内で債務を抱えている場合
- 5) 提出された文書に記載された情報が不正確であることが判明した場合

本条第1段落の3)号から5)号までに該当する場合、所轄庁はまず通知受領後30日以内に申請書の訂正若しくは修正を行うよう申請者に求めるものとする。

省が行う本条第1段落で言及されている不交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄庁が行う本条第1段落の不交付決定に対する不服申し立ては大臣に提出する。

### 第36条

本法第34条第1段落の規定に従い2つ以上の法人又は企業家から同一の鉱物資源又は同一の探索区域で別の地下資源の探査について認可申請書が提出された場合、本法第34条の規定に従い最初に探査の申請書を提出した法人又は企業家に認可交付の優先順位がある。

### 第37条

本法が適用される地質調査の認可に関する決定には次の情報を記載する。

- 1) 探査免許保有者の名称及び本部所在地
- 2) 探査の対象及び種類
- 3) 探査区域を示す折れ線の頂点の座標及び高低水準
- 4) 地質調査プロジェクト計画の名称
- 5) 探査免許保有者の申請に従った探査期間の長さ

### 第38条

鉱物資源に関して本法が適用される地質調査の実行に対する認可は、探査免許保有者の申請に従い探査の最終期日が定められ、最大3年間継続する。その後、連続して2回探査期間の延長をすることができ、その場合、本条第4段落で言及されている探査を除き、最初の探査期間の長さは最大3年まで、その次は2年までとすることができる。ただし、探査期間は探査の認可に関する決定が交付された日から起算する。

本条第1段落で言及されている鉱物資源の探査免許保有者が2回目の探査期間の延長にあたり鉱物資源の埋蔵量及び資源量に関するプロジェクト計画の調査報告書を作成する場合で同報告書が情報不足のため鉱物資源量のみを提示になる場合は、鉱物埋蔵量の分類を確定するか鉱物資源量を鉱埋蔵量に変換するのに必要な情報を収集するため、立証された鉱物資源量を根拠として探査期間をさらに2年間追加延長する認可を取得する。

地下水資源及び地熱資源の探査については、認可により2年の探査期間が確定する。その後、連続して2回、それぞれ1年まで探査期間を延長することができる。

産業用原料鉱物、建築用原料鉱物（装飾石）、粘土・セラミック・耐熱の材料の製造原料、工業及び建設業でセメント及び石灰並びに砂及び砂利を製造するための原料として用いられる建設原料を採取するための非金属鉱物資源の探査については、認可により最大2年の探査期間が確定する。その後、最大1年まで探査期間を延長することができる。

### 第39条

本法第38条で言及されている探査期間の延長に関する申請書は、本法第44条第1段落に従いプロジェクトで計画された探査の業務量及び活動の75%以上が実行された条件の下で、認可により確定した探査期間の最終日30日前までに提出するものとする。

本条第1段落で言及されている申請書に加え、次のものを提出する。

- 1) 縮尺25,000分の1又は適切な縮尺の地形図に探査を継続する探査区域の境界線及び座標を描いたもの
- 2) 地質調査プロジェクト計画書2部
- 3) プロジェクト計画の技術統制に関する終了証明書及び報告書に関する報告書及び証明書
- 4) 最終報告書、及び本法第30条第2段落で言及されている探査の場合は地質工学及び地盤工学の見地から見た施設建設のための条件に関するプロジェクト計画の調査報告書
- 5) 共和国、及び探査が州の領域内で行われる場合には州に対する手数料の支払証明

探査期間の延長のための探査区域地表面は本条第2段落2)号の地質調査プロジェクト計画により確定するものとし、探査免許保有者の申請に従い、探査の認可時に確定した地表面と同じ状態のままでもよいし、減らしてもよい。

本条第2段落2)号で言及されているプロジェクト計画に探査期間の延長申請と併せ採掘探査の作業及び／又は技術試験のための標本採取の実績を掲載する場合は、本法第93条第1段落で言及されている採掘プロジェクト計画を提出するものとし、石油及び天然ガスの探査の場合は、本法第94条第1段落2)号で言及されている採掘プロジェクト計画を提出するものとする。

本条第2段落2)号で言及されているプロジェクト計画及び本法第44条第3段落で言及されている修正プロジェクト計画（以下、「プロジェクト計画付属文書」という）は、基本となるプロジェクト計画の作成に際し適用された自然遺産及び文化遺産の保護を所轄する機関の条件に従い作成するものとする。ただし、本条第4段落で言及されている場合で、プロジェクト計画又は採掘プロジェクト計画付属文書が本法第93条第1段落若しくは第94条第1段落2)号で言及されている採掘探査の作業を計画する時、自然保護を所轄する機関による条件を事前に入手する必要がある時を除く。

探査期間の延長は、省、すなわち自治州の所轄庁の交付決定により認可される。

本条第6段落で言及されている省による交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。自治州の所轄庁が行う交付決定に対する不服申し立ては大臣に提出する。

## 第40条

鉱物資源及びその他の地下資源の探査免許保有者は、探査の認可決定により確定した探査期間が満了する30日前までに、採鉱認可、すなわち採鉱現場の認可申請を行うための文書を作成する目的で探査区域に対する権利の保持を申請することができる。

本条第1段落の申請書には、次のものを添付し、提出するものとする。

- 1) 本条第5段落に従い、探査の認可を取得した者が探査区域に対する権利の保持を申請する期間中に実行する活動プログラム計画
- 2) 適切な縮尺の概略の状況が分かる地図で、探査区域の権利保持が必要な現場の境界線及び座標を表示したもの
- 3) 従前に認可を取得した探査に対する料金の支払証明
- 4) 共和国、及び探査が州の領域内で行われる場合には州に対する手数料の支払証明

本条第2段落で言及されている概略の状況が分かる地図には、探査作業が実施された位置、国の所轄庁が確認した場合には確認された鉱物資源量及び埋蔵量の等高線、公共道路並びに、例えば変電所、送電線、ガス管、水源及び給水施設、地質学上の遺産施設、信仰の場所等、将来の採鉱に影響を与えると思われる他の施設に関する情報を記載するものとする。

本条第1段落で言及されている申請は、探査区域の権利保持の最終期限が2年後と確定している場合は、省、すなわち自治州の所轄庁の交付決定により認可するものとし、延長はできない。本法第4条に従い戦略的重要性を有する鉱物資源の場合は、最大3年までとし、延長はできない。

本条第4段落で言及されている所与の決定期間内には次の活動が推奨される。

- 1) 必要な調査研究及び経済分析の実行
- 2) 地下水の流況を監視するために設定された観察網により行うデータの収集、並びにいわゆる環境の「零」状態に関する情報収集（水質、空気、土壌から構成される）
- 3) 従前の期間内に実施できなかった場合に行う、埋蔵量及び資源量に関するプロジェクト計画の調査報告書の完成及び／又は認定

省、すなわち自治州の所轄庁は、探査区域の権利保持のための現年の料金が支払われていない場合及び／又は認可を取得した者が本条第2段落1)号で言及されている認可プログラムに従っていない確証が得られた場合、探査区域に対する権利保持の認可決定を取り消すものとする。

省が行う本条第4段落及び第6段落の交付決定は確定であり、行政争訟を開始することはできない。

自治州の所轄庁が行う本条第4段落及び第6段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に行うものとする。

本条第4段落で言及されている探査区域の権利保持の決定は、採鉱現場に対する認可申請を行った日を以てその効力を失うものとする。

## 第41条

鉱物資源及びその他の地下資源に関して本法が適用される地質調査を行う探査区域の地表面は、次の場合を除き最大100km<sup>2</sup>まで可能とする。

- 1) 石油及び天然ガスを探査する場合は、5,000km<sup>2</sup>までとする。
- 2) 地下水及び地熱資源を探査する場合は、最大10km<sup>2</sup>とする。
- 3) 建設業及び工業の原料を採取するため非金属鉱物資源を探査する場合は、2km<sup>2</sup>までとする。

## 第42条

同一の探査区域内で同一の鉱物資源若しくは地下資源に関して本法が適用される地質調査が認可された場合、他の鉱物資源若しくは地下資源に関して本法が適用される地質調査が認可されるのはこれらの探査を円滑に行うための地質学上その他の条件がある場合に限られる。

本条第1段落で言及されているこれらの探査を円滑に行うための条件の有無について下す評価は、探査の対象その他の地下資源及び鉱物資源で認可申請された種類、鉱物若しくは別の地下資源の探査が行われる地層に関して別の鉱物資源若しくは地下資源の出現が見込まれる地帯の地質構造又は地質学・鉱床学（*mineralgenetic*）的見地から見た特性に基づき行うものとし、それによって所轄庁は提出された申請に対し最終決定を行う前に、探査の認可を取得した者から同意を得るものとする。

本法が適用される地質調査の認可で石油及びガス並びに上水に供給される地下水に関するものは、探査免許保有者の意見のみが供される。

## 第43条

地質調査の作業開始に当たり、探査免許保有者は予定される探査作業の開始15日前までに探査区域が位置する地方自治体の所轄部局、探査の認可に関する交付決定並びに地質学検査及び／又は採掘検査を行う組織に報告する義務があり、さらに業務が本法第6条の区域で行われる場合は、当区域を管理する機関若しくは組織又は文化遺産の保護の担当部局に対しても同様の義務がある。

地質調査の業務開始に関する通知に記載する情報は、探査免許保有者、認可の交付決定番号及び交付日、探査区域番号並びに地質調査の履行及び専門家による監督の履行に関する情報であり、さらに本法第45条第3段落に従い行う石油及び天然ガスの掘削孔の試験探査の場合は、本法第94条第1段落2)号で言及されている採掘プロジェクト計画に従い、掘削孔の探査試験期間の開始日及び終了日も含めるものとする。

## 第44条

認可された探査期間内に行わなければならない地質調査及び採掘探査の作業予定量の最低限度は、プロジェクトで計画された探査作業量の75%である。

鉱物資源及びその他の地下資源に関する探査が長期にわたる場合は、予定される探査業務の種類及び量並びに当該探査の活動内容に応じ、認可は全探査期間にわたり付与されることも、探査年ごとに別々に付与されることもあるものとする。

地質調査のプロジェクト計画が探査業務の種類、量及び活動内容を探査年ごとに分けて示せない場合又は探査期間中にプロジェクト計画の作業の種類及び量を25%を超えて変更する必要がある場合、探査免許保有者は新たに作業を設計する視点でプロジェクト計画の変更及び修正を行い、同計画をプロジェクト計画付属文書に従い遅くとも作業が開始する前までに探査の認可を交付した所轄庁に提出する必要がある。

本条第3段落で言及されているプロジェクト計画付属文書について、認可された探査期間の最終年の場合は、地質調査プロジェクト計画で決定された総探査作業量を削減することはできない。

## 第45条

本法第93条第1段落の地質調査プロジェクト計画及び採掘プロジェクト計画に従い、認可された地質調査を行う間に地質学上の特性を決定し、鉱物資源の埋蔵量を判定するための技術試験で用いることが許可される鉱物資源の量は次のとおり定めるものとする。

- 1) 砂及び砂利（建設原料としての） 10m<sup>3</sup>
- 2) けい砂（ガラスその他の工業原料としての） 10m<sup>3</sup>
- 3) れんが用粘土、セラミック用粘土及び耐粘土 20m<sup>3</sup>
- 4) 建築用原料鉱物 20m<sup>3</sup>
- 5) 産業用原料鉱物 50m<sup>3</sup>
- 6) セメント及び石灰の原料となる泥灰土、泥灰土状の石灰岩及び凝灰岩の全種類 500m<sup>3</sup>
- 7) リン酸塩、マグネサイト及び他の非金属鉱物資源 500t
- 8) 石炭及び石油の粘板岩（油頁岩） 500t
- 9) 金属鉱物資源（技術の種類ごとに） 2000t
- 10) リチウム及びホウ素鉱石（ホウ酸塩） 2000t

技術標本を形成するために用いる鉱物資源は多くの探査作業又はさまざまな場所の鉱体／鉱床から採取できるものの、本条第1段落で言及されている技術試験のために許可された総量を超えることはできない。

石油・天然ガスの場合は、発見された石油・天然ガス鉱床の生産特性及び技術特性を調査し、その採鉱可能性の要因を明確にするため、1年以内の期間に限り探査掘削孔を使用した石油・天然ガスの採取が許可される。

探査免許保有者は、本条第3段落の試験作業で採取し入手した石油・天然ガスの量を探査掘削孔の試験操業が行われた探査年の翌年の年次報告書並びに資源量及び埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書に誠実に記載する必要がある。

探査掘削孔の試験操業で採取した石油・天然ガスの量に応じ、本法第159条第2段落2)号で言及されている手数料を納付する。

#### 第46条

認可された採鉱現場内で行う鉱物資源及びその他の地下資源の地質調査は探査の認可を必要としない。

採鉱免許保有者は、採鉱に対する認可を交付した所轄庁に対し探査作業の開始を報告する義務がある。

本条第1段落で言及されている地質調査は、本法及び地質学・鉱業分野のその他の規則に従い行うものとする。

#### 第47条

所轄庁は、次に該当する場合は、確定した探査期間の終了前に探査の認可に関する決定を取り消すものとする。

- 1) 探査の実行が地質調査プロジェクト計画に従っていない場合
- 2) 地質調査の実行に対して専門家による監督が行われていない場合
- 3) 認可された探査区域外で探査が実行された場合
- 4) 前探査年を対象とした年次報告書が提出されない場合
- 5) 探査の視点から鉱物資源、地下水及び地熱資源の採掘が行われた場合
- 6) 探査作業を行った土地が元の状態に戻されない場合
- 7) 所定の労働安全衛生施策、資産、人々の健康及び環境を保護するために必要な施策並びに文化財及び事前に保護すべき資産の保護が実施されていない場合
- 8) 本法が適用される地質調査に関する現年分の手数料並びに前探査年に行った探査掘削孔の試験操業で採取した石油及び天然ガスに関する手数料を支払わない場合
- 9) 認可の交付に基づき公開された文書に不正確若しくは虚偽の情報が含まれていることが後に判明した場合

認可の交付決定は、次に該当する場合は、効力を失うものとする。

- 1) 探査免許保有者の申請による場合
- 2) 地質検査官による報告書に基づき探査が中止された場合
- 3) 探査期間が終了した場合

本条第1段落及び第2段落に該当する場合、探査免許保有者は探査が実行された区域を修復しなければならず、本法第93条第1段落のプロジェクト計画に基づき坑内で採掘作業による探査を実行している場合は、探査作業が完了次第、坑内にある部屋、施設及び設備の保守管理のための措置を講じなければならないものとする。

省が行う本条第1段落及び第2段落の交付決定については確定であり、決定に対して行政訴訟を開始することができる。

自治州の所轄庁が行う本条第1段落及び第2段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に提出するものとする。

本条第1段落1)号から9)号までに該当する場合、所轄庁は探査免許保有者が所轄庁の指定した期間内に判明した不法行為を是正するよう事前に求めるものとする。

#### 第48条

探査の認可を交付した機関は認可した探査に関する記録及び認可した探査区域の土地台帳を保管するものとする。

探査免許保有者、地質調査の対象、探査区域及び探査期間に関する情報は認可された探査区域の土地台帳に記入するものとする。

利害関係者は認可された探査区域の土地台帳を検査する権利を有するものとする。

#### 第49条

探査免許保有者は、本法が適用される地質調査の結果及び地質調査結果を記載した文書を利用・処分する権利があるものとする。

本法が適用される地質調査の終了3年後にセルビア共和国が情報の保護を規定する規則を踏まえ情報所有者の利益を損なうことのない方法で同探査結果を利用することができるのは、国防及び国民の総合的治安水準の向上、地質災害（地震、洪水、地滑り、岩盤すべり等）の被害からの復旧、地質環境又はその他の地下資源に存する鉱物全般の潜在的可能性を評価・確定する目的並びに全体の利益となる国土計画及び他の長期戦略文書の必要性から行う戦略的調査研究報告書の作成の場合に限られる。

地質調査の過程でつくられた採掘施設は、探査免許保有者の資産として記録されず、本条第1段落で言及されている探査結果と見なされずに、探査が終了次第、セルビア共和国の財産になるものとし、探査の認可を取得した者又は採鉱の認可を取得した者は同施設が当該者の探査又は採鉱の現場にある場合はそれを使用することができる。

別の企業体が行った地質調査の結果又はセルビア共和国の予算を財源に行った基礎的な地質調査及び本法が適用される地質調査の結果である情報及び探査結果を利用する探査免許保有者は、地質調査プロジェクト計画、同探査の結果に関する報告書及びプロジェクト計画の調査報告書並びに／又は資源量及び埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書を作成するため、上記の情報及び探査結果を利用する法的権利がある旨の証明書を提出しなければならない。

地質調査結果及び本条第1段落の文書に機密情報保護を定める関係規則が適用されると考えられる機密情報が記載されている場合、探査免許保有者が当該情報を第三者に譲渡することができるのは、上記規則で規定する条件と方法に合致する場合に限られる。

## 7. 探査免許保有者の義務

### 第50条

探査免許保有者には次のことを行う義務がある。

- 1) 認可された地質調査を実行するために必要な金融資産を提供するとともに、定められた予定に従い探査の実行に必要な他のすべての施策、活動及び手段に着手すること
- 2) 予定された探査作業（探査掘削孔、探査溝、探査水平坑道、探査採掘活動等）を実行する場合は当該作業を開始する前に、土地の利用・賃借の権利、土地所有者の同意、地役権に関する証明書並びに文化的記念物の保護を所轄する機関による専門的な保護施策を講じる条件に関する証明書を入手すること
- 3) 認可された探査作業の増減25%までを最大許容限度として地質調査プロジェクト計画に従った種類及び量の試掘作業を行うこと
- 4) 探査作業の開始を報告すること
- 5) 地質調査の実行に対して専門家による監督を確保すること
- 6) 地質調査の認可に対する手数料、並びに探査掘削孔の試験操業に対する認可の場合は石油・天然ガスの抽出量に対する手数料を支払うこと
- 7) 探査の期間中はセルビア共和国の公用語で書かれた年次報告書及び探査結果についての最終報告書を継続して提出すること
- 8) 所定の労働安全衛生施策、資産・人々の健康・環境を保護するために必要な施策を実施すること
- 9) 探査作業を行った土地を元の状態に戻すこと
- 10) 認可された探査区域内で発見した鉱物資源及びその他の地下資源については、記録するとともに地質調査の実行に対する認可を交付した機関にその旨を通知すること
- 11) 探査期間中は所定の方法で地質調査結果に関する報告書及びプロジェクト計画の調査報告書並びに他の地質学上の文書とともに試掘削孔のコア及びすべての探査作業に関連する標本・分析を保管し、必要に応じ探査結果の確認のため省又は自治州の所轄庁による視認の用に供すること
- 12) 探査中は地質学の実務上の慣例を守りながら地質調査のための試掘孔のコア及び他の標本の試験を行い、それによって得られた試験結果の検査能力を確保すること
- 13) 安全と品質保護のために工業的規模の技術試験で用いる予定の鉱物資源抽出量並びに探査掘削孔の試験運用で採取された石油・天然ガス抽出量については、プロジェクト計画で決めた方法により貯蔵するとともに、利用可能量を整理して記録すること

14) 地質検査官による企業の建物及び現場の施設への立ち入り又はプロジェクト計画書及び計画書、報告書その他地質作業の状態に関する文書の検査を許可すること

鉱物資源及びその他の地下資源に関する探査免許保有者は、地方自治体の都市計画業務を所轄する部局から国土計画、都市計画若しくは他の制限に関連して当該探査を実行する上で考えられる制約条件に関する情報を入手するものとする。

## 8. 鉱物の資源量・埋蔵量、地下水の資源量・埋蔵量及び地熱資源量の分類

### 第51条

鉱物の資源量・埋蔵量、地下水の資源量・埋蔵量及び地熱資源量の分類は、固体・液体・気体の鉱物資源、地下水及び地熱資源について、国際的に認定された報告及び分類の手法に一致する報告及び分類に関する適切な規則及び規則集に従い行うものとする。

探査を行った鉱物資源の資源量・埋蔵量については、固体の鉱物資源の資源量・埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書及び石油・コンデンセート・天然ガスの資源量・埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書に記載するものとする。

探査を行った地下水及び水力地熱資源の資源量・埋蔵量については、地下水の資源量・埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書に記載するものとする。

地殻岩盤の内部熱の推定資源量については、地熱エネルギーを採取するための石油地熱資源量に関するプロジェクト計画の調査報告書に記載するものとする。

鉱物資源の採鉱免許保有者は、新たな鉱体若しくは鉱物資源若しくは石油・ガスの鉱床を発見した場合は、本条第2段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書を省、すなわち自治州の所轄庁に提出しなければならないが、その報告書は、鉱床の資源量・埋蔵量の実際の量及び質、生産に関連した工業技術要因並びに新たに創出された会社の経営条件について正確な分析及び検証により調査報告書を作成するため経済、市場、環境その他の指標に関する変動要因の検討を行った上で正確な情報に基づき作成する。

地下水を利用するため採鉱区域に関する認可を取得している者は、前回地下水の資源量・埋蔵量が確認されたと記録された日から5年ごとに本条第2段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書を省、すなわち自治州の所轄庁に提出しなければならないものとし、その報告書は、利用対象である鉱床の採鉱可能な地下水資源量について実際の量及び質的特性を確定するため地下水の流況に関する最新の観察結果並びに当該地下水の水質に関する最新の制御解析結果に基づき作成する。

大臣は鉱物資源及びその他の地下資源の資源量・埋蔵量の分類に関する条件、基準及び手法並びに本条第1段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書における資源量・埋蔵量の記載方法を規定するものとする。

## 第52条

本法第51条第2段落及び第3段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書に基づき、探査を行った鉱物資源及び地下水の資源量・埋蔵量を確定し、同51条第4段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書に基づき、記録された石油地熱資源量を確定するものとする。

確認された鉱物資源及び地下水の資源量・埋蔵量並びに地熱資源量の点検及び記録は、省、すなわち自治州の所轄庁が大臣若しくは自治州の所轄庁が地質学の有資格者及び鉱業の有資格者に免許を供与するために必要な経過期間のために設置した専門家によるワーキンググループの支援を得て行う。ただし、地下水資源量の証明並びに鉱物資源の資源量・埋蔵量の立証及びその分類に関する規則集の作成及び履行の場合を除き、ワーキンググループの設置に関する法令が採択された日から3年を超えることはできない。

本条第2段落で言及されているワーキンググループの設置については、法令によりグループ構成員の職務、責任及び報酬を定めるものとする。

鉱物資源の資源量・埋蔵量、地下水の資源量・埋蔵量及び地熱資源量は、鉱物資源及び地下水並びに石油地熱資源の埋蔵量及び／又は資源量に関する証明書により立証されるものとし、証明書は探査免許保有者又は採鉱免許保有者の申請に基づき、省、すなわち自治州の所轄庁の決定により交付される。

本条第4段落の申請には次のものを提出する。

- 1) 探査の認可書又は探査区域の権利保持のための認可書、すなわち採鉱及び／又は採鉱現場の認可書（写し）
- 2) 適切な縮尺の地形図に鉱物資源及び地下水及び地熱資源の確認された資源量及び／又は埋蔵量の区域を示す折れ線の頂点の座標を表示したもの
- 3) 本法第51条第2段落、第3段落又は第4段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書
- 4) 地質学の有資格者及び鉱業専門家の有資格者が行う専門的評価に関する報告書—鉱物資源の資源量・埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書の検査、又は地質学の専門家が地質学の見地から行う専門的評価に関する報告書—地下水若しくは石油地熱資源の資源量及び／又は埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書の検査
- 5) 鉱物資源、地下水及び地熱資源の資源量及び／又は埋蔵量の証明書に対して共和国若しくは州に支払う手数料の支払証明
- 6) 別の企業体が行った地質調査の結果又はセルビア共和国の予算を財源として行った基礎的な地質調査及び本法が適用される地質調査の結果であるデータ及び探査結果をプロジェクト計画の作成に用いた場合は、当該データ及び探査結果を利用できる証明書

本条第4段落の申請者は本条第5段落4)号で言及されているプロジェクト計画の調査報告書の専門家による検査費用を負担するものとする。

省が行う本条第4段落の交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。自治州の所轄庁が行う交付決定に対する不服申し立ては大臣に提出することができる。

## 9. 鉱物の資源量・埋蔵量、地下水の資源量・埋蔵量及び地熱資源量のバランス

### 第53条

探査免許保有者及び採鉱免許保有者は認可された探査区域若しくは採鉱現場における鉱物資源の資源量・埋蔵量及び地下水の資源量・埋蔵量並びに地熱資源量の状態を記載した測量帳を保持し、前年の12月31日現在の資源量・埋蔵量の状態に関するデータを書面又は電子媒体により毎年現年の3月15日までに省又は自治州の所轄庁に提出しなければならない。

確定・分類された鉱物資源及び地下水の資源量・埋蔵量並びに地熱資源量について受領したデータ及び交付された証明書に基づき、省はセルビア共和国における鉱物資源の資源量及び埋蔵量のバランス、地下水の資源量及び埋蔵量のバランス並びに地熱資源量のバランスを作成するものとする。

本条第1段落で言及されている資源量及び埋蔵量のバランスは、鉱物資源及び地下水の資源量・埋蔵量並びに地熱資源量に関する省の決定、すなわち自治州の所轄庁の決定により登録された資源量及び埋蔵量の立証された状態並びに前年に稼働（実現）した生産能力に従うものとする。

自治州の所轄庁は、セルビア共和国における資源量及び埋蔵量のバランスの不可欠な要素として、本条第1段落で言及されている自治州の領域における鉱物資源及びその他の地下資源の資源量及び埋蔵量のバランスを作成し、書面又は電子媒体により現年の6月30日までに省に提出する。

本条第2段落で言及されているバランスは前年分について現年の7月31日までに作成するものとする。

本条第4段落の活動は受託事業として行うものとする。

## 10. 液体及び気体の状態の炭化水素に関する探査の認可交付手続き

### 第54条

液体及び気体の状態の炭化水素（石油及びガス）並びにその他の天然ガスに関する探査の認可は競争入札の手続きを行った結果選ばれた会社若しくは別の法人又は企業家に付与するものとする。

### 第55条

液体及び気体の状態の炭化水素（石油及びガス）並びにその他の天然ガスに関する探査について行う競争入札の決定は、省、又は原料が自治州の領域内にある場合、州が一定の区域内で同一の鉱物資源の存在を立証する必要があると評価した場合若しくは鉱物資源の探査に関する登録を行っている会社若しくは別の法人及び企業家の提案に基づく場合は、州の所轄庁が行うものとする。

## 第56条

鉱物資源の地質調査に関する認可交付のための競争入札を行う告知は、「セルビア共和国官報」及び欧州連合官報に掲載するものとする。

本条第1段落の告知には次の事項を含むものとする。

- 1) 探査の対象となる予定の鉱物資源
- 2) 探査区域の地名及び広さ
- 3) 探査作業の全体、種類別及び量別のプログラム;
- 4) 探査が行われる最終予定日
- 5) 探査作業を実施するための計画資金総額及び当該資金の提供方法
- 6) 探査区域の修正計画

## 第57条

鉱物資源の地質調査に関する認可交付のための入札には、次のものを提出する。

- 1) 鉱物資源の探査又は採掘に関する入札者の登録を確認できる法人登記簿の抄本
- 2) 縮尺25,000分の1又はより詳細な地形図に閉じた折れ線の頂点の座標によって確定した地質調査区域の境界線を描いたもの
- 3) 競争入札によって規定されたその他の文書

共和国政府は本法第48条に言及されている鉱物資源の探査の認可を行うための競争入札手続きの基準、条件及び方法を定めるものとする。

## 11.地下水及び地熱資源の採鉱区域並びに埋蔵量及び／又は資源量の量の確定に関する認可

### 第58条

地下水及び低エンタルピーの地熱資源の採鉱区域並びに埋蔵量及び／又は資源量の量の確定については、会社若しくは別の法人及び企業家の申請に対し省、又は自治州の所轄庁が行う採鉱区域並びに埋蔵量及び／又は資源量の量に関する認可の交付決定に基づき行うものとする。

地下水及び地熱資源の埋蔵量及び／又は資源量の空間及び量の確定は、地下水資源又は水力地熱資源、すなわち石油地熱資源の採鉱条件に関するプロジェクト計画の調査報告書に基づき行うものとする。

大臣は、地下水又は水力地熱資源、すなわち石油地熱資源の採鉱条件に関するプロジェクト計画の調査報告書の内容並びに同報告書の技術統制を実行する条件及び方法を定めるものとする。

本条第1段落で言及されている探査区域並びに埋蔵量及び／又は資源量の量に関して省が行う認可の交付決定は確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができ、自治州の所轄庁が行う本条第1段落の認可の交付決定に対しては大臣に不服申し立てをすることができる。

自治州の所轄庁は、本条第1段落で言及されている鉱区及び埋蔵量及び／又は資源量の量に関する交付決定の写し並びに前年に交付したすべての認可に関する報告書を翌年の1月31日までに省に提出しなければならない。

自治州の領域内で行う本条第1段落の活動は受託事業として行うものとする。

### 第59条

本法第58条で言及されている採鉱区域並びに埋蔵量及び／又は資源量の量に関する認可申請は、探査についての決定若しくは採鉱区域の権利保持に関する決定により確定した期限が終了するまでに提出するものとする。

本条第1段落の認可申請には次のものを提出する。

1) 縮尺1,000分の1の調査設計図若しくは適切な比率の地形図に採鉱区域の境界線及び同折れ線の頂点の座標を描くとともに、土地の所有権若しくは地役権について土地台帳の区画の地番を登録し、描いたもの

2) 地下水の資源量及び埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書又は地熱エネルギーを採取する必要性から行った石油地熱資源量に関するプロジェクト計画の調査報告書に基づき交付された地下水又は地熱資源に関する資源量及び埋蔵量に関する証明書

3) 地下水又は水力地熱資源若しくは石油地熱資源の採鉱に関するプロジェクト計画の調査報告書及び同報告書の技術統制に関する終了証明書

4) 自然保護を所轄する機関が所管する法令で、地下水及び地熱資源若しくは石油地熱資源の利用が可能な施策及び条件に関するもの

5) 上水源の衛生保護の担当省が所管する法令で、申請者が地下水貯水池のある衛生保護地区に関して作成したプロジェクト計画の調査報告書が適切なものであることを確認するもの

6) 地下水又は地熱資源を利用する機能を持つ施設がある土地の所有権又は地役権の証明書

7) 共和国、又は採鉱区域が自治州の領域内にある場合には州に対する手数料の支払証明所轄庁は、次の場合、本法第58条の決定により申請を却下するものとする。

1) 本条第2段落で言及されている申請に必要な提出書類が揃わなかった場合

2) 申請者に地質調査及び／又は探査区域の保持のための支払いに関して債務残高がある場合

3) 申請者に対する清算又は破産の手続きが開始された場合

省が行う本条第3段落の不交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができ、自治州の所轄庁が行う本条第3段落の不交付決定に対する不服申し立ては大臣に提出することができる。

## 第60条

本法第58条で言及されている認可の交付決定には次の情報を記載するものとする。

1) 採鉱区域の免許保有者の名称及び本部所在地

2) プロジェクト計画の調査報告書の名称、同報告書を作成した法人の名称及び同報告書の技術統制を行った法人の名称

3) 採鉱区域の地表面の座標で、従前に地下水及び地熱資源の探査を行った探査区域より広げることとはできない

4) 採鉱区域の対象となった土地の土地台帳の区画の地番

5) 認可の交付が可能な範疇の適切な探査を行った資源量及び埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書に従い、資源量及び埋蔵量に関して認可された利用可能な種類及び量

6) 採鉱区域に関する決定の有効期間は5年までで、延長が可能とする

## 第61条

認可の有効期間の延長申請は、本法第60条第1段落6)号に従い、認可の決定により定められた期限日が満了する前に行うものとする。

本条第1段落の有効期間の延長申請には次のものを添付する。

1) 向こう5年間の地下水又は地熱資源の利用に関する条件を設定した地下水又は地熱資源の資源量及び／又は埋蔵量に関するプロジェクト計画の調査報告書に基づき交付された地下水又は地熱資源の資源量及び／又は埋蔵量が立証・証明されたことの確認書

2) 地下水の資源量及び埋蔵量に関するプロジェクト計画の証明書若しくは刷新された調査報告書で、地下水の流況条件又は地下水の量及び水質が変更された場合に限り、地下水若しくは地熱資源の採鉱条件に関するプロジェクト計画の調査報告書

3) 共和国、又は採鉱区域が自治州の領域内にある場合には州に対する手数料の支払証明

採鉱区域並びに地下水資源量及び地熱資源量の量に関する認可の延長については、交付決定により向こう5年先までの新たな期間に対する認可の有効性が延長されるものとする。

省が行う本条第3段落の交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができ、自治州の所轄庁が行う本条第3段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に提出することができる。

## 第62条

省又は自治州の所轄庁は、次の場合、採鉱区域及び地下水若しくは地熱資源の量を確定した決定を無効とする。

1) 採鉱区域を使用開始しない場合

2) 決定により地下水埋蔵量及び水力地熱資源量の持続可能な利用又は現在の利用が脅かされることが立証された場合

3) 認可された生産能力以上で利用していることが立証された場合

4) 地下水埋蔵量、又は水力地熱資源量若しくは石油地熱資源量の状態に関する年次報告書が提出されなかった場合

5) 採鉱現場に関する認可に従わず地下水若しくは地熱資源が利用された場合、又は所定の必要な安全対策、資産の保全、人々の健康及び環境の保護に必要な方策を実施しなかった場合

地下水又は地熱資源の資源量の採鉱区域及び量に関する認可は、次の場合、無効とする。

1) 決定の有効期限の到来

2) 採鉱区域に関する免許保有者の申請

省が行う本条第1段落及び第2段落の決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができ、自治州の所轄庁が行う同第1段落の決定に対しては大臣に不服申し立てをすることができる。

## 第 63 条

本法第58条に従い設置された同一の採鉱区域内で地下水若しくは地熱資源に関する採鉱区域の重複が許容されるのは、採鉱区域を設置するための認可の交付手続きが完了しても、相互の地下水の利用に悪影響が出ない場合か、認可された資源を途切れることなく利用できる地質条件がある場合に限られ、本法第61条第2段落2)号のプロジェクト計画の調査報告書で確認された地下水若しくは地熱資源の既存の利用を脅かすことのない条件及び方法により、既存の採鉱区域免許保有者が行っている実際の資源利用を考慮に入れる。

## 第 64 条

自然人の家族世帯に上水及び熱エネルギーを供給するための地下水資源及び石油地熱資源の利用の監視及び管理は地方自治体の部局が行うものとする。

本条第1段落の資源利用の登録には、自然人一申請者、地下資源の種類、利用目的、資源の利用を計画している場所及び土地台帳の区画の地番に関する基本的情報を記載する。

本条第2段落の申請には次のものを提出する。

1) 自然人の身分証（認証された写し）

2) 縮尺1,000分の1の調査設計図又は適切な縮尺の地形図に資源利用を計画している区画の境界線及び座標を描いたもの

3) 資源利用を計画している土地の所有権又は地役権の証明書

4) 地熱エネルギー供給の必要性を証するために提出されている石油地熱資源量の推定に関する報告書

5) 上水供給の必要性を証するために提出されている地下水の分析に関する報告書で、生物学的及び物理化学的特性に関するデータ並びに地下水取水装置の深度及び水量に関するデータを記載したもの

6) 手数料の支払証明

本条第3段落4)号で言及されている地下水の資源量及び石油地熱資源量の推定に関する報告書は、本法第22条の要件に合致する法人が作成するものとする。

地方自治体の所轄部局は本条第1段落で言及されている当該領域内の資源の利用に関して土地台帳及び申請書の記録を残すとともに、本条第4段落で言及されている報告書を永久に保存しなければならない。また、前年に提出された申請及び行った管理に関する報告書を翌年1月31日までに省に提出しなければならない。

本条第5段落で言及されている報告書の個人データには申請書を提出した自然人の姓名を記載するものとする。

地方自治体の部局が所定の任務を遂行しないか適時適切に行わない場合は、省若しくは自治州の所轄庁が本条第1段落で言及されている職務を引き継ぐものとする。

本条第1段落の活動は受託事業として行うものとする。

## V 鉱物資源埋蔵量の採掘

### 1. 実行の条件及び手法

#### 第 65 条

探査免許保有者又は探査免許保有者が探査結果を利用する権利若しくは埋蔵量及び資源量に関する証明書を譲渡した会社及び／又は別の法人及び企業家は、同証明書に基づき、本法に従った採鉱及び／又は採鉱現場に関する認可の交付決定を入手するものとする。

鉱物資源の採掘は本法及び公益資産活用の観点から外国人の権利を認める法律が定める条件及び方法により外国の法人も行うことができる。

#### 第 66 条

鉱山の現場における建築物、公道、鉄道、運河及びその他の交通手段並びに適切な保護柱に支えられた高圧送電線及びその他のインフラ施設の建設は省の事前の同意に基づき承認を受けるものとする。

本条第1段落で言及されている施設の建設に対する特別規則に従い立地条件を交付する前に、採鉱現場の同施設に関する指示及び位置の提案について採鉱を請け負う企業体の意見を聴取するものとする。

採掘を実行する採鉱免許保有者は本条第1段落で言及されている施設の建設によって生ずる実損害額の賠償を受ける権利を有する。

省の同意は特別な目的のための国土計画に基づき行うものとする。

省又は自治州の所轄庁は、セルビア共和国の国土計画所轄庁及び領域内に採鉱現場が位置する地方自治体の部局に対し、セルビア共和国若しくは地方自治体が計画文書を作成するためのデータを提供する目的で採掘施設の建設及び採掘作業の実行が確定した鉱山地帯に関する決定の写しを提出するものとする。

#### 第 67 条

鉱物資源埋蔵量の採鉱、建築物建設中の採掘作業の実行、採掘作業を実行するための投資技術に関する文書の作成、採掘プロジェクト計画の技術統制及び専門家による監督は、法人登記簿又は類似の活動のためのその他の登記簿に登録されている会社若しくは別の法人及び企業家（以下、「企業体」）で、採掘現場で当該活動を行うための免許を有している者が行うことができる。

採鉱免許保有者は専門家による鉱物資源採鉱の監督及び採掘作業の監視を提供しなければならない。

専門家による監督には、プロジェクトの計画文書に従った作業の実行管理、予定作業の実働監視、作業の品質管理の点検並びに採掘現場に対する規則及び技術規制の適用管理、労働安全衛生対策、防火対策の適用管理、環境保護、文化財及び廃棄物施設の管理を含むものとする。

本条第1段落の条件に従った採掘施設の建設、並びに採鉱過程における個々の技術部門による作業に対する専門家の監視活動は、本法に従い採鉱免許保有者から免許を保有する別の会社に委託することができる。

## 2. 鉱物資源採鉱の実行に関する認可

### 第68条

鉱物資源の埋蔵量の採鉱及び建設原料を採取するための非金属鉱物資源の採鉱(以下、「採鉱」)は次の交付決定に基づき行うものとする。

- 1) 採鉱現場に関する認可又は採鉱に関する認可
- 2) 採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可
- 3) 採掘施設の利用に関する認可

採鉱現場及び／又は採鉱に関する採鉱免許保有者は、採鉱現場に関する認可の交付に必要な条件が採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可又は採鉱に関する認可の交付申請と同時に提出されていれば、本法に従い採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可を受けるものとする。

本条第1段落の1)号から3)号までの認可は省が交付し、鉱物資源の採鉱が自治州の領域内で行われる場合は、認可は自治州の所轄庁が交付する。

自治州の所轄庁は省に交付決定の写しを提出するものとする。

自治州の所轄庁は本条第1段落で言及されている任務を受託事業として行うものとする。

省が行う本条第1段落の交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄庁が行う本条第1段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に提出する。

### 第69条

本法第68条第1段落の規定に従い鉱物埋蔵量及び資源量の採鉱に関する認可の交付申請が同一採鉱区域内で2以上の法人又は企業家から提出された場合、認可取得の優先順位は、所轄庁が申請を受理する日までに最初に書類を完全に揃えて提出した法人又は企業家にある。

### 3. 採鉱現場に関する認可

#### 第70条

採鉱現場に関する認可の交付申請には次のものを提出する。

- 1) 共和国、又は採鉱が自治州の領域内で行われる場合は自治州に対する手数料の支払証明
- 2) 縮尺25,000分の1又は同等の縮尺の地形図に採鉱現場の境界線及び鉱物資源について確定した埋蔵量の等高線、当該現場内にある公共交通路及びその他の施設を描き、書面及び電子書式で土地台帳の区画を明示したもの
- 3) 資源量及び埋蔵量の分類に関する関係規則に従い行った探査に基づき交付された資源量及び埋蔵量に関する証明書
- 4) 申請者が登録した活動コード、会社の登録番号及び対応する免許に関する登録証明書並びに関係法令文書の写し
- 5) 鉱物資源鉱床の採掘に関する実現可能性調査報告書
- 6) 地方自治体の都市計画所轄部局の法令で、採鉱が順守すべき関係する国土計画又は都市計画並びに作成する必要があると考えられる下位計画文書に関するもの

本条第1段落で言及されている申請者は実現可能性調査報告書を作成する前に次のものを入手しなければならない。

- 1) 環境保護を所轄する庁又は機関が発行した採鉱による環境影響評価に関する調査報告書作成条件に関する法令
- 2) 文化遺産保護を所轄する機関による条件に関する法令
- 3) 水管理の所轄省による必要条件に関する法令

本条第2段落の1)号から3)号までを所轄する庁・機関・省及び所管団体の条件は採鉱に関する実現可能性調査報告書の不可欠な要素である。

所轄庁は、次の場合、採鉱現場に関する申請を却下するものとする。

- 1) 本条第1段落で言及されている申請に必要な提出書類が揃わなかった場合
- 2) 実現可能性調査報告書が同報告書の内容に関する条例その他の技術規則を順守していない場合又は同報告書に不正確な情報が記載されている場合
- 3) 採鉱現場に関する認可申請の対象区域が同一の鉱物資源に関して従前に交付を受けた採掘現場に位置している場合
- 4) 申請者が本法第158条及び第159条に従った支払い義務に基づく債務を抱えている場合
- 5) 申請者に対する清算又は破産の手続きが開始された場合

本条第4段落の2)号から4)号までに該当する場合、所轄庁はまず通知受領後30日以内に申請書の訂正若しくは修正を行うよう申請者に求めるものとする

省が行う本条第4段落の交付決定は確定であり、その決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄庁が行った本条第4段落の交付決定に対する不服申し立ては省に申請するものとする。

採鉱免許保有者が本条で規定された条件に従い認可された採鉱現場の境界線の修正に関し認可の交付申請書を提出できるのは、本条第1段落の1)号、2)号及び4)号に従い証拠書類が提出され、認可された採鉱現場が縮小される場合を除く。

### 第71条

採鉱現場に関する認可には次について記載するものとする。

- 1) 認可を取得した者の企業名、登録番号及び本社所在地
- 2) 資源量及び埋蔵量に関する証明書により決められた鉱物資源の種類
- 3) 採鉱現場の位置、区域及び境界線の折れ線の頂点の座標、採鉱現場における土地台帳の区画の地番
- 4) 採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する準備業務及び認可の取得に要する期間は2年を超えることはできない
- 5) 採鉱との間で取るべき最大及び最小の距離に関する条件及び義務並びにその他の所轄庁の決定により設定された条件
- 6) 採鉱免許保有者の申請により採鉱現場を拡大する可能性を確保するために必要な採鉱現場の周囲の保護区域は次のとおりであること

- (1) 最大25haまでの地表面を有する採鉱現場で、その適切な境界線から幅100mまでの広さの保護区域
- (2) 25haから100haまでの地表面を有する採鉱現場で、その適切な境界線から幅250mまでの広さの保護区域
- (3) 100haを超える地表面を有する採鉱現場で、その適切な境界線から幅500mまでの広さの保護区域

### 第72条

省又は自治州の所轄庁は、次の場合、採鉱及び／又は採鉱現場に関する認可を無効とする。

- 1) 採掘作業の実行及び／又は採掘施設の建設に関する認可が規定された期間内に取得できない場合
- 2) 採掘作業及び／又は採掘施設の建設が認可なしに行われている場合又は採掘作業の実行に関する認可に従っていない場合
- 3) 採鉱により人々の生命及び健康が危険にさらされることになり、本法及び他の規則の施策ではこれを防ぐに十分でない場合
- 4) 採鉱により文化財、その保護すべき環境又は文化・歴史、建築若しくは考古学の視点から意義のある地区が危険にさらされることになる場合

5) 翌年の年次操業計画書及び前年の年次操業報告書が所轄庁の書面による通知期間内の適切な時期に省に提出されない場合

6) 鉱物資源の利用料が支払われない場合

7) 再生の手順が認可されたプロジェクトの計画文書及び年次操業計画書に従って行われない場合

8) 会社が環境保護、水管理及び文化財保護の分野におけるその他の庁及び機関が法令により定めた条件を順守しない場合

本条第1段落の2)号から8)号に該当する場合、採鉱免許保有者は業務の永久停止プロジェクト計画書を作成するとともに同計画書に従い作業を実行するか、業務の永久停止に伴う作業の実行を見越した資金を供託しなければならない。

省が行う本条第1段落の交付決定は確定であり、その決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄庁が行う本条第1段落の交付決定に対する不服申し立ては省に申請するものとする。

### 第73条

採鉱及び／又は採鉱現場に関する認可は、次の場合、無効とする。

1) 採鉱免許保有者の申請による場合

2) 鉱物の資源量及び埋蔵量に関する採掘作業の永久停止の場合

本条第1段落に該当する場合、採鉱及び／又は採鉱現場に関する認可を無効とする決定は、省が交付するか、又は採鉱を行った会社が鉱物資源の利用に対する支払い義務に関して終了していることが事前に確定しており、またプロジェクトの計画文書に従い再生が実行されていることが検査報告書で確認される場合は、自治州の所轄庁が交付するものとする。

省が行う本条第2段落の交付決定については確定で、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄庁による本条第2段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に対して行うものとする。

### 第74条

採鉱免許保有者は、本法で定める条件及び方法により、同一の採鉱現場で認可には含まれない他の鉱物資源及び地熱資源の採掘を行うこともできる。

## 4. 貴金属の手選鉱及びその他の鉱物に関する認可

### 第75条

沖積堆積物から行う貴金属の手選鉱及び地表面から行うその他の鉱物の収集については、自然人に対する認可ができる。認可を取得した者は地質した量の金属をセルビア国立銀行に市場価格で売却し、その後、地質した貴金属及び収集したその他の鉱物の量及び地質・収集した場所に関する報告書を省に提出するものとする。

申請書の提出ができるのは支流を抱える主要な水流1本又はその他の鉱物を収集する場所1箇所に関するものに限定され、貴金属の手選鉱及びその他の鉱物の収集が自然人により行われる場合の認可は省が1年の期間につき交付するものとする。

貴金属の手選鉱及び／又は地表面で行うその他の鉱物の収集に関する認可の申請には次のものを提出する。

1) 貴金属の地質が主要な水流及び支流の特定の場所で計画されている場合はその地質区域の地勢図又はその他の鉱物の収集区域の地勢図に当該区域が存する地方自治体の名称を表示したもの

2) 共和国に対する手数料の支払証明

3) 身分証明書類の認証された写し

貴金属の手選鉱及びその他の鉱物の収集に関する認可には次について記載するものとする。

1) 地質及び／又は収集の認可を受けている自然人に関する情報

2) 地質する沖積堆積物のある川若しくは支流を抱える水流の名称並びに地質及び／又は収集を行う場所が存する地方自治体の名称

3) 認可の有効期間

4) 製錬した量を表示した証明書又は製錬業務に対する請求書を省に提出する義務

5) 地質した量の金属を認可の有効期間内にセルビア国立銀行に売却する義務

6) 認可期間終了後30日以内に、手選鉱の実行場所を正確に特定した選鉱区域及び金属の地質量に関する報告書、又は鉱物の収集区域及び収集量に関する報告書を省に提出する義務

省が行う本条第2段落の交付決定は確定であり、決定に対しては行政争訟を開始することができる。

### 第76条

省は沖積堆積物から行う貴金属の地質に関する認可について交付した1件ごとにセルビア国立銀行に通知するものとする。

認可を受けた自然人が沖積鉱床及び地表面から貴金属の地質及び／又はその他の鉱物の収集を行わなかったこと、又は採取した量の当該金属を指定された期間内にセルビア国立銀行に売却しなかったこと、又は本法第75条第4段落の6)号に従い報告書を提出しなかったことが判明した場合、省は交付した認可を無効とし、その旨をセルビア国立銀行に通知するものとする。

本条第2段落に該当する場合、沖積堆積物から地質し、採取した貴金属の量及び地表面から収集したその他の鉱物の量に対する支払いは行われぬ。

省が行う本条第2段落の交付決定は確定であり、決定に対しては行政争訟を開始することができる。

## 5. 建設原料を採取するための非金属鉱物資源の採鉱 及び天然建設原料を採取するための鉱物資源の採鉱に関する認可

### 第77条

建設原料を採取するための非金属鉱物資源の採鉱及び天然建設原料を採取するための鉱物資源の採鉱は、省、又は採鉱が自治州の領域内で行われる場合は自治州の所轄庁による採鉱認可の交付決定に基づき行う。

本条第1段落の採鉱認可の申請書には、次のものを添付し、提出する。

1) 共和国、又は採鉱が自治州の領域内で行われる場合には自治州に対する手数料の支払証明

2) 縮尺25,000分の1又は同等の縮尺の地形図に採鉱現場の境界線、当該現場内の公共交通路及びその他の施設並びに鉱物資源若しくは天然建設原料を採取するための鉱物資源について確定した資源量・埋蔵量の等高線を描き、書面及び電子書式により土地台帳の区画を明示したもの

3) 建設原料を採取するための非金属鉱物資源の採鉱に関する採掘プロジェクト計画の本報告書及びプロジェクト計画の技術統制に関する証明書、並びに天然建設原料の採鉱の場合は、天然建設原料を採取するための鉱物資源の採鉱に関する採掘プロジェクト計画の技術報告書及びプロジェクト計画の技術統制に関する証明書

4) プロジェクト計画に対する投資家の同意書

5) 地質調査の結果に基づくとともに鉱物資源の資源量及び埋蔵量の分類に関する関係規則に従い交付される鉱物資源の資源量及び埋蔵量に関する証明書、又は天然建設原料の採鉱の場合は鉱物資源量に関する報告書

6) 関係する国土計画又は都市計画並びに作成する必要があると思われる下位計画文書を順守する観点から行う地方自治体の都市計画所轄部局に対する宣誓書

7) 環境保護の所轄庁が採鉱による環境影響評価に関する調査報告書に同意を与える根拠となる法令又は当該調査報告書の作成が不要であることを確定する決定

8) 水管理の所轄庁が採鉱を実行するための条件を定める法令

9) 文化遺産の保護を所轄する庁・機関が採鉱を実行するための条件を定める法令

10) 採掘施設の建設及び採掘作業の実施がプロジェクト計画で定められた活動に沿って10年以上計画されている場合は地表面の土地の所有権又は利用権、賃借権及び／又は地役権の証明書、建設原料を製造するための鉱物資源の採鉱に関する鉱業プロジェクト技術計画の場合は作業が計画されている地表面の土地全体に対する土地所有権又は利用権又は地役権の証明書、ただし公有森林地の採鉱で採掘作業の開始前に利用権又は地役権の証明書が提出されている場合を除く。

11) 関係する免許を保有している申請者の登記事項に関する法人登記簿の抄本、ただし天然建設原料の採鉱で申請者の登記事項に関する会社法人登記簿の抄本のみが提出されている場合を除く。

12) 採鉱により荒廃した土地の修復・再生活動のために採掘プロジェクト計画本体の30%以上に修復・再生の課題に取り組むための銀行による第一順位の保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証を備えなければならない、保証は効力発生日から3年以上有効としなければならない。当該課題に取り組むための銀行による保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証を追加する場合はそれぞれが当該課題に対する取組の残存作業量価額の30%以上でなければならない、保証は2年以上有効としなければならない。当該課題に取り組むための銀行による最終順位の保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証の場合は、本体の採掘プロジェクト計画に従った鉱山採鉱の計画完了日より60日間長く有効としなければならない。採鉱免許保有者が本法の条項により採鉱の権利を失う場合、当該保有者は当該課題に取り組むための銀行による保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証も失い、自らで再生事業を行うこととなる。

銀行による第一順位の保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証には無条件、取消不能、第一順位の要求払い及び拒絶証書不要の文言を付すこととする。ただし、為替手形の場合は、銀行による手形登録済証(原本若しくは市中銀行により認証された写し)、預けられた署名の原本又は見本例及び対応する約束手形授権書を併せて提出する。

天然建設原料を採取するために鉱物資源の採鉱に取り組む企業家は、本条第2段落12)号で言及されている義務に従う必要はない。

所轄庁は、本条第1段落で設定された必要書類を添付し提出された技術文書中で定められた採鉱に関する構想について、法律及び条例により規定された条件の順守に関する検証を行うものであり、評価するものではない。

所轄庁は、次の場合、本条第1段落で言及されている非金属鉱物資源の採鉱及び天然建設原料を採取するための鉱物資源の採鉱に関する認可の交付決定を却下するものとする。

- 1) 本条第1段落で言及されている申請に必要な提出書類が揃わなかった場合
- 2) 申請者に鉱物資源の利用のための支払いに関して債務残高がある場合

### 3) 申請者に対する清算又は破産の手続きが開始された場合

採鉱免許保有者が本条で規定された条件に従い認可された採鉱現場の境界線を修正するために認可の交付申請書を提出できるのは、本条第1段落及び第2段落に従い証拠書類が提出され、認可された採鉱現場が縮小される場合を除く。

省が行う本条第1段落及び第6段落の交付決定については確定で、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄庁による第1段落及び第6段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に対して行うものとする。

## 第78条

本法第77条で言及されている採鉱に関する認可には次について記載するものとする。

1) 投資家に関する情報：正確な名称、登録番号及び登録された事務所所在地

2) 採掘プロジェクト計画の名称及び構成要素

3) 埋蔵量及び資源量の証明書による鉱物資源の種類、又は建設原料の天然資源に関する報告書における鉱物資源量

4) 非金属鉱物資源の採鉱に関する本体の採掘プロジェクト計画に従い確定した鉱物資源の量又は天然建設原料を採取するための鉱物資源の量で、天然建設原料の量は毎年200m<sup>3</sup>を超えることはできないこと

5) 採鉱現場の位置、地表面、土地台帳の地番及び正確な境界線

6) 採鉱免許保有者の理にかなった申請により採鉱現場の拡大の可能性を確保するために必要な採鉱現場の境界線に沿った幅100mまでの広さの保護空間で、天然建設原料を採取するための鉱物資源の採鉱の場合を除くこと

7) 建設された採掘施設の利用許可の取得に関連した義務

8) 修復・再生区域、適切な有資格者が従事する技術管理、専門家による監督及び労働安全衛生、採掘作業の実施に関して所轄庁及び検査機関に適時に行う報告に関連した義務

9) 建設原料を採取するための非金属鉱物資源の採鉱に関して決定される認可の有効期間は、プロジェクト計画による採掘構造物及び採掘活動が対象とする区域に関する土地所有権又は利用権若しくは地役権の証明書に従い定めること

10) 人々及び施設を保護するため技術規則により採鉱の実行に関する最小及び最大の距離の観点から定められた条件及び義務並びにその他の所轄庁の決定により設定された条件

## 第79条

建設原料を採取するための非金属鉱物資源の採鉱に関して決定した認可の取得者は、本法第78条第1段落9)号で言及されている最終期日の30日前まで決定した認可の有効期間について延長申請を提出することができる。

本条第1段落で言及されている採鉱に関する認可の有効期間の延長申請には次のものを添付する。

1) 共和国、又は採鉱が自治州の領域内で行われる場合には自治州に対する手数料の支払証明

2) 建設原料を採取するための非金属及び鉱物資源の採鉱に関する採掘プロジェクト計画の追加報告書及び同プロジェクト計画の技術統制に関する証明書

3) 縮尺25,000分の1又は同等の縮尺の地形図に採鉱現場の境界線及び確定した鉱物資源埋蔵量の等高線、当該現場内の公共交通路及びその他の施設を描き、書面及び電子書式により土地台帳の区画を明示したもの

4) プロジェクト計画ごとに採掘作業の実行が計画されている区域、又は採鉱の終了まで若しくは少なくとも次の5年間はすべてプロジェクト計画で定められた予定に従い採掘施設の建設が計画されている区域に関する土地の所有権又は利用権、賃借権及び／又は地役権承認の証明書

省が行う本条第1段落の交付決定については確定で、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄が行う第1段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に対して提出するものとする。

## 第80条

省、すなわち自治州の所轄庁は、次の場合、本法第77条の採鉱に関する認可を撤回するものとする。

1) 採鉱により人々の生命及び健康が危険にさらされることになり、本法及び他の規則の施策ではこれを防ぐに十分でない場合

2) 採鉱により文化財、その保護すべき環境又は文化・歴史、建築及び考古学の視点から重要性のある地区が危険にさらされることになる場合

3) 前年の事業及び採鉱により荒廃した土地の修復・再生を行うための銀行による保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証に関して翌年の年次操業計画書が本法に従い適時に省若しくは自治州の所轄庁に提出されない場合

4) 鉱物資源の利用料を支払わない場合

5) プロジェクトの計画文書に従った再生の手順を行わない場合

6) 環境保護、水管理及び文化の分野におけるその他の庁及び機関が法令により定めた条件を順守しない場合

天然建設原料の採取のための鉱物資源の採鉱に取り組む企業家は本条第1段落の3)号で言及されている義務に従う必要はない。

本条第1段落の1)号から6)号に該当する場合、建設原料を採取するための非金属鉱物資源の採鉱に関する認可を取得した者は、業務の永久停止プロジェクト計画書を作成するとともに同計画書に従い作業を実行するか、業務の永久停止プロジェクト計画書が見込む資金を供託しなければならない。

省が行う本条第1段落の交付決定は確定であり、その決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄庁が行う本条第1段落の交付決定に対する不服申し立ては省に申請するものとする。

### 第81条

本法第77条第1段落による採鉱に関する認可は、次の場合、無効とする。

1) 採鉱免許保有者の申請による場合

2) 採鉱の永久停止の場合

3) 建設原料を採取するための非金属鉱物資源の採鉱に関する認可の決定による期限の到来

本条第1段落で言及されている採鉱認可の解除に関する決定は省が交付するか、認可されたプロジェクトの計画文書に従い再生が実行されたことが検査報告書で確認される場合は、自治州の所轄庁が交付するものとする。

省が行う本条第1段落の交付決定については確定で、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄庁による本条第1段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に対して行うものとする。

### 第82条

建設原料を採取するための非金属鉱物資源及び天然建設原料を採取するための非金属鉱物資源は本法の規定に従い認可された採鉱現場で掘削されたものに限り市場流通が可能である。

鉱物資源、すなわち本条第1段落で言及されている資源の採掘場所に関する保証は省、すなわち自治州の所轄庁が行い、証明書は採鉱免許保有者の申請により交付する。

採掘場所の保証に関する証明書の交付申請には、採鉱免許保有者、売買の対象となる鉱物資源の種類、量、及び使用目的に関する情報を提出するものとする。

採掘場所の保証に関する証明書には次について特に記載するものとする。

1) 採鉱免許保有者の企業名、事務所所在地並びに登録番号及び納税番号

2) 原料が掘削された採鉱現場の地名及び位置

3) 鉱物資源の種類及び利用可能性又は資源量及び埋蔵量に関する証明書、すなわち売買の対象となる建設原料を採取するための鉱物資源に関する報告書により確定した資源量に関する情報

採鉱免許保有者は鉱物資源の買い手に対し、採掘場所の保証に関する証明書（採鉱免許保有者により認証された写し）並びに売却される鉱物資源量、すなわち建設原料として市場に出されている鉱物資源量に関する証明書を発行しなければならない。

採掘場所の保証に関する証明書は使用後、すなわち交付対象となった鉱物資源が市場で売却された後は無効とする。

採掘場所の保証に関する証明書は譲渡することができる。

## VI 採掘作業の実行に関する投資—技術文書

### 1. 投資及び技術に関する文書の種類

#### 第83条

鉱物資源の埋蔵量及び資源量の採鉱は、採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行、建設原料を採取するための非金属資源の採鉱並びに天然建設原料を採取するための鉱物資源の採鉱に関する投資—技術文書に従い実行する。

本条第1段落の文書は、探査作業の結果又は資源量及び埋蔵量の分類に関する規則、天然建設原料の採鉱の場合は鉱物資源に関する報告書及び作業の実行に関する産業・科学技術・経済の諸条件の精緻化と分析に資するその他の文書、労働安全衛生、防火対策、環境保護、文化財及び優先的に保護すべき資産の保護、水の保護に関する条件、並びに採鉱及び採掘作業を実行に関する産業・科学技術・経済上の根拠に対する評価に影響を与える条件に従い分類された資源量及び埋蔵量に関する探査作業の結果又はプロジェクト計画の調査報告書に基づき作成されるものとする。

#### 第84条

本法の目的に照らし、投資—技術文書とは次に関するものをいう。

- 1) 実現可能性予備調査
- 2) 鉱物資源の鉱床採掘に関する実現可能性調査
- 3) 長期採掘プログラム
- 4) 採掘プロジェクト計画
- 5) 年次操業計画

本条第1段落の細目4)の採掘プロジェクト計画とは次に関するものをいう。

- 1) 採掘本設計
- 2) 採掘補足設計
- 3) 採掘技術設計

- 4) 天然建設原料を採取するための鉱物資源の採鉱に関する採掘技術設計
- 5) 固体鉱物資源の探査を含む採掘設計
- 6) 採掘簡易設計

### 第85条

投資－技術文書は次について順守しなければならない。

- 1) 本法及び本法に基づき定められた規則の規定、技術規則、労働安全衛生に関する規則及び鉱物資源の採鉱に適用されるその他の規則の規定
- 2) 環境保護に関する規制、都市計画による空間規制及び水利用許可に関する法令の条件、文化財保護に関する規制等
- 3) 技術文書の内容を決める防火対策の分野の法令の規定

### 第86条

実現可能性予備調査とは、会社が地質調査を継続して実行する可能性を評価する必要から地質調査期間中に作成する文書をいう。

鉱物資源の採鉱に関する実現可能性予備調査では、鉱物資源の採鉱及び選鉱の代替案、環境保護、市場及び経済評価に基づき、鉱物資源の推定資源量及び確定資源量を予想埋蔵量及び確定埋蔵量に転換し、探査作業の続行及び実現可能性調査の進展に対する投資の可能性について決定を行うものとする。

### 第87条

鉱物資源の採鉱に関する実現可能性調査には、採鉱の手法、選鉱、鉱物資源の市場調査、耐用年数及び年間処理能力、環境の保護及び修復の施策が環境に与える影響の分析、再生の施策、採掘活動が地域社会に与える影響、資金収支の技術・経済評価及び必要な財源並びに従事する被雇用者数に関する条件の再検討並びに概念設計が含まれる。

### 第88条

セルビア共和国にとって重要性のある鉱物資源の資源量及び埋蔵量の採鉱に関連して共和国政府の法令が存在している採鉱分野に関しては、10年以上の期間に及ぶ長期採鉱プログラムの作成が必須である。

本条第1段落の長期プログラムは特別な目的のための国土計画の作成に関する技術的基礎となるものである。

## 第89条

採掘作業は、採掘本設計、採掘補足設計、採掘技術設計、採掘簡易設計、天然建設原料を採取するための鉱物資源の採鉱に関する採掘技術設計並びに固体鉱物資源の地質調査を伴う採掘作業の実行に関する採掘設計に従い行うものとする。

## 第90条

採掘本設計は採鉱に関する実現可能性調査報告書に従い作成するものとし、本法の規定により同調査報告書が作成されると予想されるのは、鉱山の坑内及び地表面で行う採掘作業の実行、固定採掘施設の建設、石油及びガスの採鉱に用いる新しい収集所の建設、選鉱のための施設建設、停止中の鉱山の再開、採掘施設の達成状況及び採掘現場での採鉱継続の確定、作業の永久停止及び閉山、並びに貯蔵施設が採掘現場にある時の液体及び気体の状態の炭化水素の貯蔵及び坑内採掘施設におけるその他の物質の貯蔵に関する場合である。

採掘本設計は、採掘作業の実行、採掘施設及び鉱山インフラの建設、及び鉱業技術の要素の基礎となる技術設計の基本的な構想並びにプロジェクト計画の技術・経済評価を含む詳細設計である。

採掘本設計は鉱山操業の影響を受ける地域内の鉱物資源の埋蔵量を基礎にするものとする。

## 第91条

採掘補足設計は、採掘本設計の対象とならない、鉱山生産能力の変更、石油・ガスの鉱床で行う新たな鉱体の採鉱及び稼働している鉱山で行う既存の鉱床の拡大、鉱物資源の採鉱で行う新たな手法の適用若しくは導入による改良、選鉱の新たな手法の導入、鉱山操業の一時的停止及び鉱山の保全、並びに採掘施設の状態及び採鉱現場での採鉱の継続から導かれる決定、並びに建設原料を採取するための非金属鉱物資源の採鉱に関して決定された有効期間の延長及び採掘作業の実行に関して決定された有効期間の延長について作成するものとする。

採掘補足設計は鉱山操業の影響を受ける地域内の鉱物資源の埋蔵量を基礎に作成するものとする。

採掘補足設計は、特に鉱山インフラの改良、工業技術の要素及び固定採掘施設建設の基礎となるプロジェクト技術計画の基本的な構想並びに同計画の技術・経済評価を含む詳細設計である。

## 第92条

採掘技術設計は、採掘本設計及び採掘補足設計に従い、実行する採掘作業のうち技術的作業に関して作成するものとし、穿孔及び爆破、掘削、有用鉱物資源の掘削、輸送及び処理、岩石廃棄物の掘削、輸送及び処分、浮遊選鉱による選鉱くずの輸送及び処分、地表水及び地下水の流入に対する採掘施設の防災、採掘施設、鉱山インフラ及び固定採掘施設の改築若しくは改良に関する施策及び条件の設定、並びに採鉱が行われる土地の再生で実行する技術的作業が含まれる。

採掘施設、鉱山インフラ及び固定採掘施設の改築若しくは改良に関する採掘技術設計は、本法第107条第1段落に従い利用許可が交付された施設について作成するものとする。

採掘作業に関して作成する採掘技術設計は、採鉱の適切な期間内に行う活動及び作業の詳細を定めるものとする。

天然建設原料を採取するための鉱物資源の採鉱に関する採掘技術設計は、天然建設原料を採取するための鉱物資源に関する報告書に従い、採掘機械、爆発物若しくは爆発剤を用いずに伝統的な手工具を用いた採掘作業の実行に関して作成するものとし、採鉱により影響を受ける地域を修復するための技術的解決策を含む。

## 第93条

固体鉱物資源の探査に関する採掘設計は、認可された地質調査プロジェクト計画の枠組みの探査区域内又は実験室及び現場若しくは工業的条件の下で技術試験の標本を採取するため鉱床探査の範囲内で採掘作業が行われる採鉱現場内（採掘主設計若しくは採掘補足設計の対象区域以外）で採掘作業を実行する基礎となるプロジェクト計画とする。

鉱物資源の探査に関する採掘設計は、具体的には、採掘活動の工程、採掘作業を実行するための技術的解決策、作業量の明細、労働安全衛生施策、並びに探査が停止した場合の作業対象区域の修復及び再生の施策に関する基本的な構想を含む。坑内で採掘作業を行う探査の場合は、本プロジェクト計画に基づき、探査作業が完了次第、坑内の部屋、施設及び設備を保守管理するための措置を講ずる必要がある。

## 第94条

採掘簡易設計は次について作成するものとする。

1) 採掘簡易設計に従った採掘作業が1年続けられることを目的とし、採掘主設計若しくは採掘補足設計の構成要素である採掘技術設計で採用され、精緻化された技術的解決策の対象にならない小さなものすべて

2) 石油及び天然ガスの探査及び採掘のためのそれぞれの掘削孔の開孔、同作業並びに石油及びガスの収集所までの採掘、前処理及び輸送を行う地上部のプラント及び装置での作業

3) 探査現場で用いる基本的な機器の輸送及び再配置

4) 固定採掘施設の保守管理のための短期投資

5) 想定外の事態に対する予防及び移設のために1年以内に行う施設建設

## 第95条

採鉱免許保有者は年次操業計画書及び前年の年次操業報告書をセルビア共和国の公用語で作成する義務がある。

本条第1段落の年次操業計画書は現年の1月31日までに採鉱認可を交付した所轄庁に提出するものとする。

本条第1段落の年次操業報告書は採鉱免許保有者が手続きを経て現年の2月28日までに作成し、現年の3月31日までに採鉱認可を交付した所轄庁に提出するものとする。

本条第1段落の報告書は所定の書式で提出するものとする。

大臣は本条第1段落の年次操業計画書及び年次操業報告書の内容、書式及び提出方法を定めるものとする。

## 第96条

採掘プロジェクト計画書を作成した主たる設計者及び設計責任者は当該プロジェクト計画書が本法第85条で規定した条件に合致したことを文書により確認するものとする。

本条第1段落で言及されている文書は採掘プロジェクト計画書の不可欠の要素をなす。

プロジェクト計画書のすべての解決策及び品質については、技術文書の作成を行う会社が責任を有するものとする（**For all solutions and the quality of the project, a company shall be responsible that performs a development of the technical documentation, the main designer and responsible designers.**）。

大臣は、現代の科学の成果及び鉱業の実務上の規定に従い、本法第65条の投資—技術文書の内容を詳細に定めるものとする。

技術文書の作成業務を行う会社若しくは別の法人又は企業家は相手方又は第三者に対して予想される損害に備え保険に加入しなければならない。

## 2. 技術統制

### 第97条

技術統制は本法第84条第2段落の細目1)から細目5)までの採掘プロジェクト計画に対して行うものとする。

プロジェクト計画に対する技術統制は、鉱業分野の法律その他の規則の順守、科学及び鉱業の実務の現代の成果及び手法の応用、並びに労働安全衛生対策、人々・施設の安全、環境保護、文化財及び優先して保護すべき資産の保護に関する関係規則の順守、並びに環境保護、水管理及び文化的記念物について定めた特別規則に従い提示された条件の順守の観点から行う管理からなる。

技術文書の作成業務を行う会社若しくは別の法人又は企業家は相手方又は第三者に対して予想される損害に備え保険に加入しなければならない。

大臣は採掘プロジェクト計画の管理を行うための条件及び方法をさらに詳細に定めるものとする。

### 第98条

採掘プロジェクト計画の技術統制に関する報告書及び証明書は技術統制を請け負う企業体が発行するものとする。技術統制は、技術統制を行った企業体がプロジェクト計画ごとに発行する証明書で確認しなければならない。

技術統制を行った企業体は採掘プロジェクト計画の技術統制の品質に責任を負うものとする。

### 第99条

次の者は採掘プロジェクト計画の技術統制を行えず、また参加してはならない。

- 1) 当該プロジェクト計画の設計を行った企業体、及び採鉱免許保有者
- 2) 企業体に雇用されている個人及び採鉱免許保有者に雇用されている個人で、当該採掘プロジェクト計画書を作成したか、その作成に参加したかのいずれかであるもの
- 3) 探査免許保有者に雇用されている個人
- 4) 省、自治州の所轄庁に雇用されている個人

### 3. 国外で設計されたプロジェクト計画

#### 第100条

国外で設計された採掘プロジェクト計画は本法に従い技術統制の対象となる。

本条第1段落の技術統制には、労働安全衛生、環境保護、火災・爆発予防、人々及び坑内・地表・隣接地域の施設の安全に関して基準及び対策を適用する観点から行う管理、並びに鉱業に関する科学及び工学の最新の成果及び手法を応用する観点から行う管理が含まれる。

国外で設計された採掘プロジェクト計画に対する技術統制の役割は、採掘プロジェクト計画の対象となる採掘作業の実行に関して適用する規則、対策及び条件がセルビア共和国の法規に従っているかどうか、並びに採掘プロジェクト計画の設計において適用すべき測定器及び測定単位その他の指針を順守しているかどうかを確認することである。

### 4. 採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可

#### 第101条

採掘施設の建設及び採掘作業の実行については、採鉱及び／又は採鉱現場の認可を取得した者の申請に対し省、すなわち自治州の所轄庁が交付決定した採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可に基づき、採掘主設計及び採掘補足設計により行うものとする。

採掘作業が、採掘検査官が特定した欠陥の排除に関する期限を過ぎても認可されたプロジェクト計画文書に従い行われていない場合、欠陥排除に関する期限は180日を超えることはできず、本法第72条の規定が適用されるものとする。

本条第1段落の採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可は、次の場合、無効とする。

- 1) 認可を取得した者の申請及び作業の永久停止の申請による場合
- 2) 採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可の決定による期限の到来

本条第3段落で言及されている認可を無効とする決定は省が交付するか、又は認可されたプロジェクト計画文書に従い再生が実行されたことが検査報告書で確認されている場合は、自治州の所轄庁が交付するものとする。

本条第3段落で言及されている認可の取り消し解除に関する決定は省が交付するか、認可されたプロジェクトの計画文書に従い再生が実行されたことが検査報告書で確認される場合は、自治州の所轄庁が交付するものとする。

省が行う本条第1段落及び第4段落の交付決定については確定で、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄庁による本条第1段落及び第4段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に対して行うものとする。

## 第102条

本法第101条に基づく採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可には次について記載するものとする。

- 1) 投資家に関する情報：正確な名称、登録番号及び登録された事務所所在地
- 2) 採掘プロジェクト計画の等級及び種類、同プロジェクト計画の不可欠な要素の名称
- 3) 鉱床の名称及び鉱物資源の種類、採掘現場の番号、年間生産能力及び採掘作業が領域内で行われる地方自治体の名称
- 4) 建設された採掘施設の利用許可の取得に関する義務
- 5) 修復・再生区域、技術管理、専門家による監督及び労働安全衛生に従事する適切な有資格者の雇用、採掘作業の実施に関して所轄庁及び検査機関に適時に行う報告に関する義務
- 6) 採掘施設の建設に関して認可されたプロジェクト計画の場合、会社が鉱物資源の採掘に関する採掘作業の実行に対して認可の決定を取得しなければならない期限は5年を超えられないこと
- 7) 本法第103条第1段落の11)号で言及されている保証に関する提出文書の種類及び有効期間
- 8) 採掘作業の実行に関する認可の有効期間は、石油及びガスの採掘の場合を除き、採掘作業が計画されている地表面の土地所有権若しくは利用権又は地役権承認の証明書に従い定めること
- 9) 人々及び施設を保護するため技術規則により採掘に関する最小及び最大の距離の観点から定められた条件及び義務、文化的記念物の保護を所轄する機関の決定により設定された条件並びにその他の所轄庁の決定により設定された条件

採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可の決定を受けた者は、本条第1段落の8)号により決定された有効期間の延長申請書を認可の期限が満了する30日前まで提出することができる。

本条第1段落で言及されている採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可の有効期間の延長申請書の提出には次のものを添付する。

- 1) 共和国又は作業が自治州の領域内で行われる場合には自治州に対する手数料の支払証明
- 2) 縮尺2,500分の1又は適切な縮尺の現況図に採掘現場の境界線、公共道路及びその他の構造物を描き、書面及び電子書式により土地台帳の区画の境界線及び地番を明示して、期限を延長する必要がある次の期間の作業が計画されている区域の輪郭を付け加えたもの
- 3) 採掘現場に関する認可を取得した者が認証する採掘追加設計書及びプロジェクト計画の技術統制に関する証明書
- 4) プロジェクト計画ごとに採掘作業が計画されている地表の土地並びに採掘の終了まで若しくは少なくとも次の5年間は採掘施設の建設が計画されている地表の土地に関する所有権又は利用権、賃借権及び／又は地役権の証明書

## 第103条

本法第101条の採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可申請書の提出には次のものを添付する。

- 1) 共和国又は作業が自治州の領域内で行われる場合には自治州に対する手数料の支払証明
- 2) 採鉱現場に関する認可を取得した者が認証する採掘プロジェクト計画書及び技術統制に関する証明書
- 3) 採鉱免許保有者及び／又は採鉱に関して認可を取得した者によるプロジェクト計画に対する同意書
- 4) 採鉱に関する都市計画文書、及び下位計画文書の作成要件を順守する観点から行う地方自治体の都市計画所轄部局に対する宣誓書
- 5) 採掘施設の建設及び採掘作業が10年以上の期間計画される地表面の土地についての所有権又は利用権、賃借権及び／又は地役権承認の証明書、ただし石油及びガスの場合は10年以下の期間についての証明書を提出し、また、セルビア共和国にとって戦略的重要性を有する鉱物資源の埋蔵量の採鉱の場合は共和国政府が5年間の採鉱の公益性を定める特別法を提出するものとする。
- 6) 鉱物資源の資源量及び埋蔵量に関する証明書
- 7) 環境保護の所轄庁が採鉱による環境影響評価に関する調査報告書に同意を与える根拠となる法令
- 8) 文化記念物の保護を所轄する機関の同意書
- 9) 水管理の所轄省が採鉱を実行するための条件を定める法令
- 10) 特別規則に従い消防所轄庁から出された防火対策の技術文書に対する同意書
- 11) 採鉱により荒廃した土地の修復・再生活動の実行に関してセルビア共和国に支払われる為替手形の発行若しくは銀行保証又は企業保証で、採鉱により荒廃した土地の修復・再生活動の実行に関する妥当な支払い義務を確実に履行するため本法の規定により発行されるもの。

採鉱により荒廃した土地の修復・再生の実行に関して採掘本設計で規定した活動量の30%以上に銀行による第一順位の保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証を備えなければならず、保証は効力発生日から3年以上有効としなければならない。

採鉱により荒廃した土地の修復・再生の活動に取り組むための銀行による保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証を追加する場合はそれぞれが当該課題に対する取組の残存作業量価額の30%以上でなければならず、保証は2年以上有効としなければならない。

採鉱により荒廃した土地の修復・再生の活動に取り組むための銀行による最終順位の保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証の場合は、採掘本設計による鉱山採鉱の計画完了日より60日間長く有効としなければならない。

銀行による第一順位の保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証には無条件、取消不能、第一順位の要求払い及び拒絶証書不要の文言を付すこととする。ただし、為替手形の場合は、銀行による手形登録済証(原本若しくは市中銀行により認証された写し)、預けられた署名の原本若しくは見本例及び対応する約束手形授權書を併せて提出する。

採鉱免許保有者が本法の条項により採鉱の権利を失う場合、当該保有者は採鉱により荒廃

した土地の修復・再生の活動に取り組むための銀行による保証若しくは為替手形の発行又は企業による保証も失い、自らで再生事業を行うこととなる。

所轄庁は、本条第1段落の申請書に添付して提出された技術文書について、法律により規定された条件の順守に関する検証を行うものであり、評価するものではない。

本条第1段落で言及されている作業の実行に関して他の条件が特別法により定められている場合は、当該条件に合致している旨の証明書を申請書に添付し提出するものとする

所轄庁は、次の場合、本条第1段落の必要書類の決定により却下するものとする。

1) 本条第1段落で言及されている申請に必要な提出書類が揃わなかった場合

2) 申請者が本法第158条及び第159条に従った一定の手数料の支払い義務に基づく債務を抱えている場合

3) 申請者に対する清算又は破産の手続きが開始された場合

省が行う本条第9段落の交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄が行う本条第9段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に対して提出するものとする。

## 第104条

本法第84条第2段落の5)号で言及されている採掘プロジェクト計画に関する採掘作業は、探査免許保有者若しくは採鉱免許保有者の申請に対する省又は自治州の所轄庁が交付する認可に基づき実行するものとする。

認可の申請書は次のものを添付し、提出する。

1) 共和国、又は採鉱が自治州の領域内で行われる場合には自治州に対する手数料の支払証明

2) 探査に関する認可証又は採鉱及び/若しくは採鉱現場に関する認可証

3) 地質調査プロジェクト計画書に合致し、技術統制により証明された固体鉱物資源の探査に関する採掘プロジェクト計画書

4) プロジェクト計画に関する採鉱免許保有者若しくは探査免許保有者の同意書

5) プロジェクト計画の対象となる一帯の地域で鉱物資源の探査に関して採掘作業の実行が決まった土地の所有者若しくは利用者の同意書、又は土地の所有権若しくは利用権、賃借権及び/若しくは地役権承認の証明書

本条第1段落で言及されている作業の実行に関し本法が定めるその他の条件がある場合は、申請書の提出に当該条件に合致している旨の証明書を添付するものとする。

省が行う本条第1段落の交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄が行う本条第1段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に対して提出するものとする。

## 第105条

採掘技術設計及び採掘簡易設計による採掘作業の実行については作業開始前に省又は自治州の所轄庁に提出された申請書に基づき情報を入手することができる。

本条第1段落の申請書には、採掘技術設計及び採掘簡易設計の写しを添付して提出するものとし、石油、天然ガスのそれぞれの掘削孔の開孔並びに石油及びガスが収集所に送られるまでの採掘、前処理及び輸送のための地上部のプラント及び機器の整備の場合は、簡易採掘プロジェクト計画書の写し、簡易プロジェクト計画書ごとの作業により影響を受ける土地に関する所有者若しくは利用者の同意書、又は土地の所有権、利用権、賃借権、すなわち地役権の証明書を添付した土地台帳の区画一覧表を併せて提出する。

## 第106条

採鉱免許保有者及び探査免許保有者は、作業開始に関し、採掘検査官並びに採掘作業が行われる地方自治体の領域の所轄部局及び文化的記念物の保護を所轄する機関に対し予定される作業開始15日前までに通知する義務がある。

## 5.採掘施設の利用に関する認可

### 第107条

採掘本設計書及び採掘補足設計書に従い建設された採掘施設は、採鉱免許保有者が申請により本法第101条第1段落の所轄庁が交付決定した採掘施設の利用に関する認可を取得した場合（以下、「利用許可」）に利用することができる。

利用許可は、採掘施設が産業・科学技術を用いたユニットの一部であっても、単体で利用されるものであっても交付することができる。

採掘施設の利用に関する認可の交付に当たり特別法によってその他の庁及び機関の事前承認による同意若しくは利用許可が必須とされる場合は、当該承認若しくは利用許可も提出する。

省が行う本条第1段落の交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄が行う本条第1段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に対して提出するものとする。

### 第108条

採掘技術設計によって再建された採掘施設は、本法第107条の規定に従い採掘施設の利用に関する認可を取得した後に利用することができる。

## 第109条

利用許可は次について確証を得た場合に交付する。

1) 採掘施設若しくはその一部が、採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可が採掘施設の建設に求められる規則に従い交付される基礎となった採掘設計に基づき建設された場合

2) 所定の条件及び当該施設の建設及び利用に関して定められた条件が労働安全衛生、水の保護、防火及び環境保護の観点に合致している場合

3) 採鉱の実行に関する認可取得の手続きで提示された条件に合意し、特別規則に従ったその他の所轄庁の承認が得られた場合

4) 消防所轄庁が特別規則に従い技術文書で防火対策実施の観点から施設の利用適合性を明確にする決定を行った場合

## 第110条

本法第109条で言及されている条件の成立は施設の技術検査により確定するものとする。

採掘施設の技術検査には、採掘施設の目的に応じ、採掘、機械及び建設工事、電気プラント（装置及び設備）、防火及び環境保護のための装置に関する技術検査、並びに採掘機器及びプラントの技術検査を含む。

大臣は技術検査の実施に関する条件及び方法を定めるものとする。

## 第111条

省又は自治州の所轄庁は採掘施設に関する技術検査の実施を適切な免許保有者を雇用する企業体に委託するものとする。

当該施設に関する採掘プロジェクト計画の設計を行ったか設計に参加した企業体及び個人、又は当該設計に関する技術統制を行った企業体、並びに省若しくは自治州の所轄庁に雇用されている個人は採掘施設に関する技術検査を行えず、また参加させてはならない。技術検査に要する経費は採鉱免許保有者が負担するものとする。

## 第112条

採掘作業の実行及び／又は採掘施設の建設に関して省、すなわち自治州の所轄庁の認可を取得したプロジェクト計画文書に従い建設された採掘施設を利用するための適格性を確定するには、施設の設備、装置及びプラント、施設の安定性若しくは安全性、並びにその他の項目について事前点検を行わなければならない、あるいは適格性が採掘設計で確定していれば、試験操業の委託を認可することができる。

試験操業の委託に関する認可は探査及び／又は採鉱現場に関する認可を交付した所轄庁が決定交付する。

本条第2段落の認可は試験操業の開始と存続期間を定めるものとし、期間は6カ月を超えることはできない。

施設の試験操業を委託する前に、採鉱免許保有者及び／又は採鉱現場に関する認可を取得した者は試験操業の開始について所轄の採掘検査官に通知するとともに、当該操業結果を監視するための専門家による委員会を設置しなければならない。

試験操業が完了次第、採鉱免許保有者及び／又は採鉱現場に関する認可を取得した者は施設の技術検査を申請するとともに、試験操業の結果に関する文書を利用可能にしなければならない。

省が行う本条第2段落の交付決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。

自治州の所轄が行う本条第2段落の交付決定に対する不服申し立ては大臣に対して提出するものとする。

## 6. 鉱山測量及び採掘計画

### 第113条

会社は鉱山測量事業を組織するとともに、実施結果に基づき計画書又は地図を作成し、採掘作業の条件、採掘作業相互の位置づけ、並びに先行して行われた採掘作業、施設及び地表水、及び環境に関連した採掘作業の位置づけを確定させなければならない。

会社は鉱山測量事業の中で採鉱現場における地表面の変化及び採掘施設の条件に関する情報を含み、絵図を適切に活用した文書を作成しなければならない。

### 第114条

鉱山の現場における鉱区計画、すべての鉱山測量事業及び採掘作業の図示は国の三角点網の点に結び付いていなければならない。

会社はすべての鉱山測量事業の結果を記載した鉱山測量原簿を保持しなければならない。

鉱山測量原簿は事業帳簿に関する規則により定められた方法で検証しなければならない。

### 第115条

大臣は本法第113条による鉱山測量事業の実施、計画書及び地図の原本の保管方法、採掘計画の作成及びその縮尺、並びに本法第114条による不動産の社内資産目録を備えた鉱山測量原簿の保管について定めるものとする。

## 7. 坑内における鉱山測量及び露天掘り

### 第116条

会社は採掘作業の実行期間中次のものを備えている義務がある。

- 1) 鉱区計画書—適切な大きさの採掘現場の地図で、毎年末及びプロジェクト計画文書で定めた適切な段階の終了時に採掘現場の作業が開始する前の状態を示したもの。位置図は事業活動に関する年報の文書の一部で毎年末に作成する。
- 2) 採掘現場及びその周辺の適切な標準的縮尺の地質図で地質断面図の特性を記したもの
- 3) 水文及び地質構造に関する計画書、並びに所定の水質の排水が採掘施設の貯留層に流入する、大量の水の流入と複雑な地殻構造を有する場所を図示した計画書
- 4) 露天の採掘作業に関する鉱区計画書を更新したもの、又は坑内採掘及び鉱物資源の掘削、採掘現場の採掘施設、ごみの集積物、浮遊選鉱による選鉱くず、有用鉱物資源若しくは商品の貯蔵所の条件、輸送・通信、並びにその他の施設における採掘作業計画書
- 5) 坑内採掘の鉱山に関して
  - (1) 地盤沈下監視計画書
  - (2) すべての坑内採掘作業の採掘・ベンチ計画書
  - (3) 坑内採掘施設及び坑内採掘現場における通気計画書
  - (4) 人々の生命及び健康並びに施設の安全を脅かす突然の危険に対する防災計画書
- 6) 電力網計画書（電力網、圧縮空気網等）及び上水供給網計画書

### 第117条

会社は遅滞なく採掘検査官が本法第116条で言及されている計画書の写しを入手できるようにするものとする。

本法第116条の4)号及び5)号の計画書は採掘作業の進捗に合わせ毎月追補し、本法第116条の1)号、2)号、3)号及び6)号の計画書及び地図は変更があった時に補足しなければならない。

坑内作業が以前の作業場所若しくは坑内採掘現場の放棄された箇所近くで行われる場合、計画書は必要に応じ通常より短期間で補足の作業を行うものとする。

以前行った開削、実施した作業・過失、標高その他従前の採掘計画書の細目はすべて新規の採掘計画書に移さなくてはならない。

## 8. 液体及び気体の鉱物資源の採鉱における鉱山測量

### 第118条

石油及びガス、その他の天然ガス並びに地熱資源の採鉱を行う会社は次のものを確保しなければならない。

- 1) すべての試掘・採鉱掘削孔及びその他の装置を示した採鉱現場の鉱区計画書
- 2) 採鉱現場及びその周辺の地質図で地質断面図の特性を記したもの
- 3) 石油ガス田における採掘技術スキーム及び採掘施設スキーム
- 4) 鉱床等高線の境界線を示した構造等高線図

5) 掘削、コア調査、閉塞、穿孔、採掘、流れ圧力・静圧の測定、掘採された流体の品質、ガスファクタ並びにその他コレクタ及び流体のすべての物理化学分析に関するデータ及び報告書

会社は遅滞なく採掘検査官が本条第1段落で言及されている計画書の写しを入手できるようにするものとする。

## 9. 特定の採掘作業を実行するための職業上の資格

### 第119条

技術管理及び専門家による監督、採掘設計書の作成及び技術統制、労働安全衛生の管理及び監督、環境保護の管理及び監督、独立した鉱山測量の実施及び採掘設計書の作成、鉱業廃棄物の管理及び監督、独立した爆破剤の取扱い並びに鉱物資源の採鉱におけるその他の専門家の活動は、学歴及び実務経験の種類及び水準の観点から所定の要件を満たすとともに、当該活動の職権を有する者が行える。

### 第120条

技術管理の活動は、鉱山工学の教育・科学分野で採掘の産業・科学技術に関する大学の第2学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得し、それぞれの分野の職で5年の実務経験があり、当該活動に関して職権及び免許を有する者が行うことができる。

## 第121条

採掘プロジェクト計画書に従った採掘施設の建設及び再建に関する専門家による監督の活動は、鉱山工学の教育・科学分野で採掘の産業・科学技術に関する大学の第2学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得し、それぞれの分野の職で5年の実務経験があり、当該活動に関して職権及び免許を有する者が行うことができる。

採掘プロジェクト計画書の特定の部分に従った採掘施設の建設及び再建に関する専門家による監督は、鉱山工学の教育・科学分野で採掘の産業・科学技術に関する大学の第2学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得し、それぞれの分野の職で5年の実務経験があり、当該活動に関して職権を有する者が行うことができる。

採掘施設の建設、改良及び再建に関する防火分野の専門家による監督は、防火分野の専門家による監督を行うための特別規則で定めた条件を満たす者が行うことができる。

鉱物資源の採掘における専門家による監督は、大学で関係する分野の学術研究の学位を取得し、それぞれの分野の職で5年以上の実務経験があり、当該活動に関して職権を有する者が行うことができる。

採掘作業の実行における監督の活動は、地質学、鉱業及び冶金学の分野の中等教育でふさわしい内容の教育を受け、それぞれの分野の職で3年の実務経験があり、当該活動に関して職権を有する者が行うことができる。

## 第122条

採掘プロジェクト計画書の作成は、鉱山工学の教育・科学分野で採掘の産業・科学技術に関する大学の第2学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得し、採掘プロジェクト計画書作成の活動又はプロジェクト計画書の作成目的である技術管理、監督その他の専門的な活動で5年の実務経験があり、当該活動に関して職権及び関係免許を有する主たる設計者としての立場の者が行うことができる。

採掘プロジェクト計画書の特定の部分の作成は、大学に関連する専門分野の第2学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得し、3年の実務経験及び当該活動に関して職権を有する設計責任者としての立場の者が行うことができる。

### 第123条

採掘プロジェクト計画の技術統制は、鉱山工学の教育・科学分野で採掘の産業・科学技術に関する大学の第2学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得し、採掘プロジェクト計画書の作成、技術統制又はプロジェクト計画書の作成目的である採掘施設の技術管理、監督その他の専門的な活動で5年の実務経験があり、当該活動に関する職権及び関係免許を有する主任監査人としての立場の者が行うことができる。

採掘プロジェクト計画の特定の部分の技術統制は、大学で関連する専門分野の第2学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得し、設計若しくは技術統制の活動で3年の実務経験があり、当該活動に関して職権を有する監査責任者としての立場の者が行うことができる。

### 第124条

労働安全衛生、環境保護、鉱山測量及び採掘計画書の作成に関する活動は、鉱山工学の教育・科学分野で採掘の産業・科学技術に関する大学の第2学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得し、それぞれの職で5年の実務経験があり、当該活動に関する職権及び関係免許を有する者が管理することができる。

### 第125条

本法で規定する技術管理、専門家による監督、設計及びその他の専門的な活動を行うための職権は国家試験合格者に与えられる。

本条第1段落の国家試験は、採掘活動を所管する大臣又は自治州の領域内の受験者については自治州の所轄庁が設置した委員会が行うものとする。

本条第1段落及び第2段落の活動は受託事業として行うものとする。

大臣は本条第1段落の国家試験を行うための条件、計画及び方法を定めるものとする。

## VII 地質調査及び採鉱における特定の活動に関する免許

### 第126条

地質調査の活動分野における自然人に関する免許は次のとおりである。

1) 地質調査の設計、技術統制、実施及び専門家による監督に関する免許

- (1) 鉱物資源の探査に関する免許
- (2) 石油及び天然ガスの探査に関する免許
- (3) 水文地質学による探査及び地熱資源の探査に関するもの
- (4) 地質工学及び地盤工学による探査に関するもの
- (5) 地球物理学による探査及び検査に関するもの
- (6) 地体構造の探査に関するもの
- (7) 岩石学及び地球化学による探査に関するもの
- (8) 鉱物学及び結晶学による探査に関するもの
- (9) 古生物学による探査に関するもの

2) 資源量及び埋蔵量のプロジェクト計画の調査報告書を評価する資格のある者に関する  
免許

- (1) 固体鉱物資源に関するもの
- (2) 石油及び天然ガスに関するもの

採掘の分野における自然人に関する免許は次のとおりである。

1) 設計及び技術統制に関する免許

- (1) 固体エネルギー資源の露天掘りに関するもの
- (2) 金属・非金属資源の露天掘りに関するもの
- (3) 鉱物資源の水中採掘に関するもの
- (4) 坑内採炭に関するもの
- (5) 金属・非金属資源の坑内採掘に関するもの
- (6) 石油及びガスに関するもの
- (7) 選鉱に関するもの
- (8) 鉱業廃棄物の管理に関するもの

2) 採掘作業の実行、専門家による監督及び利用許可を取得するための施設の技術制御に  
関する免許

- (1) 固体エネルギー資源の露天掘りに関するもの
- (2) 金属・非金属資源の露天掘りに関するもの
- (3) 鉱物資源の水中採掘に関するもの

- (4) 坑内採炭に関するもの
- (5) 金属・非金属資源の坑内採掘に関するもの
- (6) 石油及びガスに関するもの
- (7) 選鉱に関するもの
- (8) 爆破に関するもの
- (9) 鉱業廃棄物の管理に関するもの
- 3) 鉱物資源の採鉱における環境保護に関する免許
- 4) 鉱山測量及び採掘計画書の作成に関する免許
- 5) 採掘の資格のある者に関する免許
  - (1) 鉱物資源の露天掘りに関するもの
  - (2) 鉱物資源の坑内採掘に関するもの
  - (3) 鉱物資源の水中採掘に関するもの
  - (4) 石油及びガスに関するもの
  - (5) 選鉱に関するもの

本条第1段落で言及されている自然人に関する免許は次に該当する自然人に与えられる。

- 1) 関係する資格を有する者
- 2) 本法の規定に従った活動を行うための職権を有する者
- 3) それぞれの職において5年の実務経験を有する者、ただし地質調査及び採掘活動で10年の実務経験を必要とする有資格者に関する免許の場合を除く。

### 第127条

地質調査の分野で特定の活動を行う法人に関する免許は次のとおりである。

- 1) 地質調査の技術文書の作成及び技術制御に関するもの
  - (1) 石油及び天然ガスに関するもの
  - (2) 固体鉱物資源に関するもの
  - (3) 地下水及び熱水資源に関するもの
  - (4) 石油地熱資源に関するもの
  - (5) 地質工学及び地盤工学による探査に関するもの
  - (6) 地球物理学による探査に関するもの
- 2) 地質調査の実施及び同実施の専門家による監督に関するもの
  - (1) 石油及び天然ガスに関するもの
  - (2) 固体鉱物資源に関するもの

- (3) 地下水及び熱水資源に関するもの
- (4) 石油地熱資源に関するもの
- (5) 地質工学及び地盤工学による探査に関するもの
- (6) 地球物理学による探査に関するもの

採掘の分野で特定の活動を行う法人に関する免許は次のとおりである。

1) 採掘作業の実行に関する技術文書の作成及び技術制御並びに鉱業廃棄物の管理に関する計画書の作成に係る免許で、次にに関するもの

- (1) 固体エネルギー資源の露天掘りに関するもの
- (2) 建設原料を採取するための金属・非金属資源の露天掘りに関するもの
- (3) 鉱物資源の水中採掘に関するもの
- (4) 金属鉱物資源及びその他の非金属資源の露天掘りに関するもの
- (5) 坑内採炭に関するもの
- (6) 金属・非金属鉱物資源の坑内採掘に関するもの
- (7) 石油及びガスに関するもの
- (8) 本法に従った爆破作業に関するもの
- (9) 鉱業廃棄物の管理に関するもの

2) 採掘作業の実行、利用許可を交付するための専門家による監督及び技術制御の実施並びに鉱業廃棄物の管理に関する免許

- (1) 固体エネルギー資源の露天掘りに関するもの
- (2) 建設原料を採取するための非金属資源の露天掘りに関するもの
- (3) 金属鉱物資源及びその他の非金属資源の露天掘りに関するもの
- (4) 鉱物資源の水中採掘に関するもの
- (5) 坑内採炭に関するもの
- (6) 金属・非金属鉱物資源の坑内採掘に関するもの
- (7) 石油及びガスに関するもの
- (8) 本法に従った爆破作業に関するもの
- (9) 鉱業廃棄物の管理に関するもの

## 第128条

本法第126条及び第127条で言及されている免許の交付決定に関する条件の達成は、大臣が設置したワーキンググループの提案に基づき省が定める。

ワーキンググループの構成員の職務及び責任については、本条第1段落で言及されているワーキンググループの設置に関する法令により定めるものとする。

本条第2段落で言及されているワーキンググループの構成員は7名とし、そのうち2名は省、同じく5名は職能団体・組織・機関に属する者とする。

本条第1段で言及している免許の個人データには、個人の姓名、誕生年月日及び誕生場所を含むものとする。

大臣は本法第126条及び第127条で言及されている免許に関する交付の条件・方法、取消、内容及び書式について規定するものとする。

本条第1段落で言及している交付決定に関して申請者は共和国に手数料を支払うものとする。

ワーキンググループの提案に基づき交付された免許は、免許取得者が免許交付に関わる活動において過失若しくは職業上の規範に反した行為を行ったことが提出された情報に基づき判明した場合、大臣は交付決定を取り消すものとする。

本条第1段落及び第7段落で言及されている決定については確定であり、決定に対して行政争訟を開始することができる。

省は交付したすべての免許について免許情報と同一の情報を入力した記録を作成するものとする。すべての利害関係者は記録を入手する権利を有する。

## VIII 保護施策

### 第129条

会社は労働安全衛生のために次のことを行わなければならない。

- 1) 労働安全衛生に関して想定される特殊な場合及び危険な場合に応じた準備
- 2) 本法及び労働安全衛生に関する規則に従った労働安全衛生に関連する活動の計画
- 3) 被雇用者に対する個人用の保護手段及び保護具の供与
- 4) 火災、損害・損傷、事故、化学的事故及びその他の事故に対する予防措置及び救出活動の計画
- 5) 労働安全衛生及び人々の生命及び施設の安全を脅かす突然の危険に備えた救出活動に関して従業員組織的訓練を既定の年間予定・計画に従い行い、1年に1回知識を点検すること。

### 第130条

会社は水及び環境の保護のために次のことを行わなければならない。

- 1) 水環境及び環境の危機に対する予防策又は修復策及び復旧策の計画、並びに既定の施策の確実な実施
- 2) 保護活動の実施で想定される危険・有害物質の種類及び量に関するデータの保管、又は環境に排出若しくは処理された危険・有害・廃棄物質の種類及び量に関するデータの保管
- 3) 水環境及び環境の危機に対する予防の条件及び施策の実施で、特別法に従い行われる環境及び水環境に及ぼす活動の影響評価の分析が含まれたもの。

### 第131条

水及び環境の保護施策では次のことを確実に行うものとする。

- 1) 水及び環境の保護に関する既定の施策の直轄実施
- 2) 損害・損傷、事故及びその他の災害に対する防災計画の作成
- 3) 水環境及び環境に及ぼす活動の影響に対する監視
- 4) 特別法に従い行う環境及び水環境の保護及び改善に関する施策提案

### 第132条

会社の管理者若しくは採鉱免許保有者は、労働安全衛生の活動及び水・環境の保護施策の計画、実施及び改善、並びに同社の組織及び職務分類に関する法令により規定された特別な職権を保有する者に対して責任を有するものとする。

### 第133条

採鉱免許保有者は、産業・科学技術の過程の特異性に応じ、火災、損害・損傷、事故及びその他の危険に対する防災活動及び救出活動を計画しなければならない。

火災に対する防災活動及び救出活動は、当該活動に関する規則及びその他の特別規則に従い当該活動に関して訓練を受け熟達した被雇用者が行うものとする。

### 第134条

採鉱免許保有者は、被雇用者の生命及び健康に対する差し迫った脅威がある場合並びに多大な物的損害がある場合には、鉱山測量原簿を備え、現場で行った採掘検査官の命令を記入しなければならない。

管理者及びその他の特別な職権を有する者が労働安全衛生に関連し現場で行った命令も本条第1段落の測量帳に記入するものとする。

鉱山測量原簿は、坑内及び露天の採掘現場、掘削及びオーバーホールプラント、石油・ガス田採鉱現場、並びに選鉱プラントのそれぞれに備えるものとする。

### 第135条

メタンその他の可燃性ガス若しくは危険な炭塵が飛散する坑内の作業場及びその他の採掘施設、並びに爆発危険地帯、石油・ガス田にある施設には火災若しくは爆発を引き起こす恐れのある高可燃性物質、喫煙用品その他の物品の持ち込みは禁止するものとし、禁止を警告するシンボルを適切な方法で掲示しなければならない。

溶接機を坑内作業場及びその他の採掘施設に持ち込むことができるのは、別個の規則により規定された条件及び方法の下で行う場合に限られる。

倉庫、貯蔵所内の作業若しくは輸送・運搬で爆発剤を取り扱い又は爆発の操作を行う被雇用者、並びに倉庫への出入り又は輸送・運搬で爆発剤を取り扱うとともに爆発の操作を手伝うその他の者は、労働安全衛生、環境保護及び防火に関する所定の施策を守らなければならない。

労働安全衛生に関連した技術的過程に参加し、専門的な業務を行う責任者及びその他の被雇用者は、メタンその他の危険なガス若しくは炭塵の爆発の危険性又は悪性度の高い鉱物粉末、電離放射線、珪肺症、水の噴出若しくは燃焼爆発に対する予防に関連する労働安全衛生及び防火に関する施策を実施及び管理しなければならない。

### 第136条

被雇用者が労働時間終了後坑内の部屋にとどまることができるのは、採掘施設の技術管理者が承認した産業・科学技術の過程において業務を行う必要がある場合に限る。

### 第137条

被雇用者及び責任者は、自らの及びその他の被雇用者の生命及び健康の安全、採掘施設、作業用具及びその他の有形財の保護のために万全の注意を払い、慎重に作業を行うとともに、所定の労働安全施策を順守しなければならない。

被雇用者及び責任者が労働安全衛生、防火及び本法により定められたその他の施策を順守しなかった場合は、重大な義務違反と見なされるものとする。

### 第138条

すべての被雇用者は採掘作業実行中に確認された危険、特に爆発、窒息及び毒性の危険性のあるガスの存在、水の噴出、火災、地滑り、又は被雇用者及び有形財の安全並びに人々の財産、生命、健康を脅かす恐れのあるその他の出来事に関して、迅速に責任者に通報しなければならない。

責任者は、本条第1段落で言及されている事態が起きた場合、被雇用者及び資産の安全のためより深刻な事態を招くことがないように必要なすべての措置を講じるとともに、迅速に採掘検査官並びに内政機関及びその他の所轄査察機関に通報しなければならない。

### 第139条

メタン及び炭塵による火災、燃焼及び爆発、ガス・砂・水・泥の流入、坑内の部屋の陥没のような潜在的危険性がある坑内採鉱現場では、採鉱免許保有者は被雇用者の安全及び保護の施策、必要な場合には適時の対策の実施に関して日常業務の中で管理する時間を確保するものとする。

職務の指示を行う責任者は、本条第1段落で想定されているような事態が起きた場合、被雇用者及び資産の安全のため重大な結果を招くことがないよう必要なすべての措置を講じるとともに、採鉱免許保有者、採掘検査官及び内政機関に対して遅滞なく情報提供を行う義務があるものとする。

### 第140条

採鉱免許保有者は、採掘作業実施中に発生した被害に関して記録を取る義務があるものとし、具体的な記載内容は、発生した被害の種類、存続時間、損害・損傷の原因に関する情報、並びに責任の所在に関する情報とする。

採鉱免許保有者は、作業場での死亡者の有無とその数、負傷者の一団及び重傷者に関する情報を遅滞なく採掘検査官及び内政機関に知らせ、災害、事故及びその他の事故の場合は、関連する査察機関にも知らせるものとする。

### 第141条

企業体は、事故若しくは事件が起きた場合は、自らの安全を脅かすこととなり困難な場合を除き、遅滞なく相互支援を行わなければならない。

### 第142条

採鉱免許保有者及び探査免許保有者が危険な事態に陥った場合、土地の所有者及び利用者には当該土地において危険を除去するために必要な作業を許可する義務がある。

本条第1段落に該当する場合、採鉱免許保有者には過失による損害を賠償する義務があるものとする。

### 第143条

大臣は、坑内採掘を行う採掘施設に火災及び爆発の予防措置を適用するための特別な規制対策及び方法を定めるものとする。その他の採掘施設においては、火災・爆発予防区域に関する現行規制を適用するものとする。

大臣は、地質調査及び鉱物資源の採鉱に関する作業の実施において労働安全衛生対策を特別に規制する対策及び方法を定めるものとする。

採掘作業の実施に関連しているが本法が規制していない労働安全衛生、環境保護、火災・爆発予防及びその他の観点から行われる予防策に関しては、特別規制の規定が当該予防策に適用されるものとする。

## IX 採鉱に関するその他の条項

### 1. 鉱業廃棄物管理

#### 第144条

鉱業廃棄物の処理及び管理は、鉱業廃棄物の種類、管理、報告及びその他の義務を定めた廃棄物管理計画書及びその他の付随する文書に従い省又は自治州の所轄庁が交付する鉱業廃棄物の管理に関する認可に基づき、規制するものとする。

共和国政府は廃棄物管理に関する許可の交付並びに鉱業廃棄物の基準、特性、分類及び報告に関する条件及び手続を定めるものとする。

#### 第145条

鉱業廃棄物には探査、採掘及び選鉱に直接関連がない活動から生じた廃棄物（廃油、食物、中古車、中古バッテリー及び車両バッテリー）又は資源採取産業から発生する恐れのある放射性廃棄物、並びに鉱物資源の工業工程から発生する廃棄物は含まないものとする。

### 2. 廃坑

#### 第146条

廃坑及び廃坑採掘施設とは、本法の施行日現在採掘作業の変則的な停止及び採掘施設の放棄により鉱山及び施設がもはや稼働せず、修復及び復旧の産業・科学技術上の手続きが申請されておらず、かつ採鉱及び／又は採鉱現場に関する認可を取得した者が不詳又は現存せず、対象となる土地の所有を確定することができない状態をいう。

共和国政府は本条第1段落で言及されている廃坑及び廃坑採掘施設の修復及び再生の実施に関する条件、基準、計画、手続き及び方法を確定するものとする。

本条第1段落で言及されている廃坑及び廃坑採掘施設の復旧及び再生の課題解決に必要な資金はセルビア共和国の予算から拠出するものとする。

#### 第147条

省は廃坑及び廃坑採掘施設に関連した文書の特別保管簿並びに本法第123条で言及されている鉱山及び採掘施設の修復及び再生に関する記録を保持するものとする。

## 第148条

廃坑及び廃坑採掘施設の修復及び再生の手続きは次に基づき行うものとする。

- 1) 現状の採掘作業及び採掘施設に関するプロジェクト計画の調査報告書
- 2) 修復・再生計画書の設計に関する産業・科学技術の基礎を確定するために行う土木地質学による探査のプロジェクト計画書
- 3) 廃坑及び廃坑採掘施設の修復及び再生に関するプロジェクト計画書

大臣は、現代の科学の成果及び採掘その他の専門分野に関する規定に従い、本条第1段落で言及されているプロジェクト計画の調査報告書及びプロジェクト計画書の内容を定めるものとする。

### 3. 採掘作業の一時的停止

#### 第149条

予期せぬ事態（ガス若しくは水の噴出、岩はねに関連した問題、坑内火災、通気本管、通行、脱水及び運搬に関する問題、地滑り、噴火、水環境の変化等）又は不可抗力により坑内採掘現場及びその一部又は石油・ガス田で行う作業を一時的に停止しなければならない場合、採鉱免許保有者は停止から24時間以内に当該停止の理由に関して採掘検査官に通知するものとする。

作業の一時的停止が事前に計画されている場合、採鉱免許保有者は作業の停止より15日前までに採掘検査官にその旨を通知するものとする。

本条第2段落で言及されている作業の計画的停止が30日を超えて続く場合は、採鉱免許保有者はその前に必要な再測量並びに採掘設計書及び計画書の補足を行うとともに、坑内採掘現場若しくはその一部の再開時又は石油・ガス田の生産再開時に起きる恐れのある危険性を列挙した上で作業停止の理由を記録しなければならない。

作業の一時停止期間中においても、石油・ガス田の中心となる作業現場及び施設は確実に危険なく通行できるよう維持しなければならない。

一時的な作業停止が2年を超えて続く場合は、本法第150条の規定を適用するものとする。

### 4. 作業の永久停止

#### 第150条

いかなる理由であれ坑内採掘現場若しくは特定鉱区若しくはその一部、露天の採掘現場又は石油・ガスの採鉱現場での採鉱を完全かつ永久に停止する場合は、採鉱免許保有者及び／又は採鉱現場に関する認可を取得した者は作業停止の30日前までに採鉱に関する認可若しくは採掘作業の実行に関する認可を交付した所轄庁にその旨を通知しなければならない。

## 第151条

採鉱免許保有者は、作業を永久に停止する場合、当該作業を主導する採掘プロジェクト計画にすべて従い、採掘施設及び作業を行った土地の保全措置、環境保護並びに人々の生命と健康及び資産の安全を確保するための修復措置、すべてを行うものとする。

国家資本が過半数を占める会社は採鉱免許保有者として採掘プロジェクト計画書、計画書及び略図、鉱山測量原簿並びに作業停止時の採掘作業の状態及び鉱物資源の資源量・埋蔵量の状態に関するその他の文書の保管について採鉱に関する認可を交付した所轄庁又は採掘作業の実行に関する認可を交付した所轄庁に譲渡する義務があるものとする。

本条第2段落の文書は、廃坑現場における作業の再開に関心を有するすべての法人が入手できるようにするものとする。

本条第3段落の作業の再開には本法の規定に従い採鉱に関する認可を必要とする。

## 5.計画的に行われる作業の永久停止

### 第152条

採掘を行う公共企業体は採掘活動の永久停止を計画的に行う場合は鉱山閉鎖プログラム (Mine Cosure Program) (以下、「プログラム」) を作成するものとする。

プログラムには特に次の措置を含むものとする。

- 1) 鉱山閉鎖の活動計画の作成
- 2) 廃坑採掘施設の復旧及び廃坑採掘施設活用の可能性
- 3) 採掘が行われた土地の復旧及び再生
- 4) 鉱山閉鎖により起きる環境問題の解決策
- 5) 鉱山が閉鎖された地域の地域社会で採掘活動の停止により生じた問題の解決の必要性
- 6) 法律に従った余剰従業員の問題を解決するためのプログラムの採択
- 7) 鉱山閉鎖計画の実施に必要な資金の額の決定

共和国政府はプログラムの実施に同意を与えるものとする。

プログラムの実施に必要な資金は法に従いセルビア共和国の予算及び他の財源から拠出するものとする。

省はプログラムの実施の監督を行うものとする。

## 6. 復旧及び再生

### 第153条

採鉱免許保有者は、採鉱作業の途上から終了後1年以内に採掘作業が完了した区域において土地の再生を行うものとし、土地の再生に当たっては採掘本設計及び同補足設計の構成要素である技術的・生物学的再生に関するプロジェクト技術計画に十分従い行うものとする。

省若しくは自治州の所轄庁並びに農業及び水管理を所管する省若しくは環境保護を所管する省は本条第1段落で言及されている施策に関して通知されるものとする。

採鉱免許保有者に対する清算又は破産の手続きが開始された場合、採掘が行われた土地の修復及び再生に係る費用は清算又は破産財団が設定する優先順位を基に清算するものとする

## 7. 同盟罷業

### 第154条

鉱物資源の採掘を行う会社において、罷業権は施設、装置及び設備の保安並びに人々の安全及び健康が確保される条件の下で行使されるべきものとする。

### 第155条

本法第154条で言及されている条件を満たすため、採掘を行う会社は罷業期間中に次の活動を確実に行うものとする。

1) 排水、通気、施設内の通行・移動の確保、及び機器・設備の保守管理

2) 先送りすると被雇用者の安全・健康及び施設・プラント・機器の保安を脅かす恐れのある採掘物の固定、防護及び運搬のために開始した作業を終了させること

同盟罷業の組織化及び実施は坑内作業場又はその他の施設及び人々の生命・健康を脅かす恐れのある場所で行うことを禁止するものとする。

会社に関する通則法により本条第1項の活動を行う作業場で本法第131条の条件を満たす必要のある場所並びに本条第2段落の施設又は場所を規定するものとする。

## 第156条

本法に明記された同盟罷業の規定に違反し、その結果人々の安全・健康若しくは人々・資産の安全にとって直接の脅威となるか特別重大な事態をもたらす場合又は脅威を除去することによって害を及ぼすその他の場合、省はそのような事態の発生を防ぐために次の措置を取るものとする。

- 1) 職務の導入
- 2) 他の産業・科学技術組織の労働者及びその他の労働者個人の採用
- 3) 経営体の管理者及び職員の責任を究明する手続きの開始

## X 鉱物資源及び地熱資源の地質調査利用料

### 第157条

公共の利益のための活動としてセルビア共和国の予算を財源とする基礎的な地質調査に関連した情報及び文書の利用、並びにコンセッション契約に基づき公有財産・国有財産となる地質調査の情報及び文書の利用に関しては、利用料の支払額は特定の探査区域で行った探査の実質価額の5%を上限とする。

本条第1段落に従い取得された資産はセルビア共和国の予算の歳入とする。

本条第1段落の利用料の支払額の水準及び支払方法は特別法で定め、大臣が施行するものとする。

### 第158条

探査免許保有者は本法が適用される鉱物資源及びその他の地下資源の地質調査に関する利用料、及び探査区域の保持に関する利用料を本法に従い支払うものとする。

本条第1段落の利用料の額は探査区域1km<sup>2</sup>当たり10,000.00RSDとし、ただし探査区域が0.5km<sup>2</sup>未満の場合は5,000.00RSDの利用料とする。

本条第1段落の利用料の支払い方法及び支払日は共和国政府が定めるものとする。

本法第157条第1段落及び本条第1段落に従い取得された資産はセルビア共和国予算の歳入とする。

## 第159条

採掘作業の実行に関する採鉱免許保有者は鉱物資源及び地熱資源の利用に関して本法に従い利用料を支払うものとする。

本条第1段落の利用料の額は次を基本に定めるものとする。

- |   |             |
|---|-------------|
| 1) 石炭及び油頁岩の全種類  | 収入の3%       |
| 2) 液体及び気体の状態の炭化水素（石油及びガス）及びその他の天然ガス                   | 収入の7%       |
| 3) 放射性原料  | 収入の2%       |
| 4) 全金属鉱物原料  | 製錬業者の純収入の5% |
| 5) 鉱物資源の採掘及び選鉱の結果得られる人工原料                             | 収入の1%       |
| 6) 非金属鉱物資源  | 収入の5%       |
| 7) 塩及び塩水の全種類  | 収入の1%       |
| 8) 有用鉱物資源を採取するための地下水及び採掘技術に関係する地下水並びに有用鉱物資源とともに発生するガス | 収入の3%       |

本条第2段落の収入とは採鉱免許保有者が利用若しくは売却する鉱物資源の価額をいい、未選鉱の鉱物資源の売却額収入若しくは選鉱技術処理を行った鉱物資源の売却価額収入を基に定めるものとする。

本条第2段落の細目4)で言及されている製錬業者の純収入とは、最終製品の売却額から製錬、精錬、輸送、積替え、保険及び販売に係る費用を差し引いた収入をいい、減価償却額、資本費用若しくは税制上の優遇措置による控除前のものとする。

建設原料（泥灰土、石灰、粘土、砂、砂利、産業用原料鉱物及び建築用原料鉱物等）及びマグネサイトを採取するために使用される非金属鉱物資源に関する本条第1段落の利用料は掘削される鉱物資源1t当たりの利用料と同額に固定する。

本条第5段落の使用量の額は、共和国政府が鉱物資源の種類に応じ現年の第4四半期に翌年の額を固定する。

利用料は、利用若しくは売却されるすべての鉱物資源の成分に対して支払うものとし、工業条件下で産業・科学技術試験に用いられる鉱物資源の標本に対しては支払わないものとする。

所轄税務署は鉱物資源及び地熱資源の利用に関する利用料の計算及び支払いについて強制徴収及び統制を行うものとする。鉱物資源の利用に関する利用料の強制徴収、統制、利息及び陳腐化に関して、税務手続きを定める法律の規定を類似適用するものとする。

本条第1段落で言及されている利用料に応じ、その支払い方法及び債務支払いの繰り延べ条件については共和国政府がより詳細に定めるものとする。

## 第160条

本法第159条に従い鉱物資源及び地熱資源の利用に関する利用料からの資産は、その60%の額がセルビア共和国予算の歳入になり、40%の額が領域内で採鉱が行われる地方自治体の歳入になるものとする。

本条第1段落で言及されている資産のうちセルビア共和国に属するものの35%は、戦略並びに戦略を実現する計画及びプログラムに従い採択する年次プログラムの下で、鉱業の開発並びに鉱物資源の採鉱によってもたらされる有害な結果の防止及び除去を促すために用いるものとする。

本条第2段落で言及されている年次プログラムは支払われる利用料収入の用途、作業の種類及び量、プログラムの実施に向けた資産活用の条件及び方法を定めるものとする。

共和国政府は省の提案により本条第2段落の年次プログラムを採択するものとする。

鉱物資源及び地熱資源の利用に関して支払われる利用料からの資産で、領域内で採鉱が行われる地方自治体の歳入になるものは、地方自治体の所轄部局が採択する特別措置プログラムの下で地域社会の生活環境改善のため、特に省、すなわち自治州の所轄庁の認可を受けた生活環境改善のためのインフラ及びその他の施設の建設に用いるものとする。

採掘が自治州の領域内で行われる場合は、鉱物資源及び地熱資源の利用に関して本法第136条に従い取得された資産は、その50%の額がセルビア共和国予算の歳入、40%の額が領域内で採鉱が行われる地方自治体予算の歳入になり、10%の額が自治州予算の歳入になるものとする。

## XI 地質調査及び採掘の現場における土地台帳及び情報システム

### 第161条

地質に関するデータ及び情報の効率的な収集・加工・保管・検索・配信、セルビア共和国の基本的な地質特性及び資源に関するより容易かつ効率的なデータ及び情報の入手、地質調査の最適な計画及び設計を行うための地質調査結果の監視・更新・分析の簡素化並びに鉱物政策の実施及び採掘分野の政策・戦略の作成に必要なデータの効率的な収集・加工・監視・記録を行うため、省は次のものを備える。

- 1) セルビア地質情報システム
- 2) 地質調査及び採掘に関する情報システム
- 3) 地下水の探査区域及び採鉱区域に関する土地台帳
- 4) 地熱資源の探査区域及び採鉱区域に関する土地台帳
- 5) 固体資源、石油及びガスの探査区域及び採鉱現場に関する土地台帳

- 6) 鉱物資源及びその他の地下資源鉱床に関する土地台帳
- 7) 鉱山廃棄物の現場に関する土地台帳
- 8) 廃坑及び廃坑採掘施設に関する土地台帳
- 9) 稼働中の採掘施設及び復旧した採掘施設に関する土地台帳
- 10) 文書保管簿

大臣は、Geological Information System of Serbia（以下、「GeolISS」）及びInformation System for Geological Explorations and Mining（以下、「CIS GIR」）に関するデータの収集・加工・保管の条件及び方法、並びに地質調査及び採掘に関する国際的な情報システムとのデータ交換の条件を定めるものとする。

本条第1段落の情報システム及び土地台帳には姓名、誕生年月日及び誕生場所などの個人データを含むものとする。

大臣は本条第1段落の土地台帳及び文書保管簿の保管方法及び内容、データ管理及び交換の方法、保持及び利用方法を定めるものとする。

本条第1段落の3)号から9)号までの土地台帳、文書保管簿及びCIS GIRは、すべての利害関係者に利用する権利があり、利用に関しては共和国に対する手数料を支払うものとする。

省は、地質学の調査研究及び地下資源の探査並びに鉱物鉱床及びその他の地下資源の探査及び採鉱の分野で、共和国及びその他の機関、公共企業体及びその他の企業体並びにデータの収集・管理団体と協力する。

## 第162条

探査の現場及び採鉱の現場に関する土地台帳並びに稼働中の採掘施設及び復旧した採掘施設に関する土地台帳は探査に関する認可及び採鉱に関する認可を交付した所轄庁が保持するものとする。

認可された探査区域に関する土地台帳には探査免許保有者、探査区域、地質調査の対象、探査結果に関するデータ並びに地質検査官及び採掘検査官が命じた措置を記載するものとする。

採掘現場に関する土地台帳には特定の採鉱現場の採鉱に関する認可に係るすべてのデータ、採鉱に関する確定した制約、採掘施設に関するデータ及び採鉱現場の採掘作業工程、採鉱現場の利用者に関して発生した変更、作業停止に関するデータ、並びに地質検査官及び採掘検査官が命じた措置を記載するものとする。

稼働中の採掘施設及び復旧した採掘施設に関する土地台帳には鉱山及び施設の位置及び状況を記載するものとする。地下水及び水力地熱資源の探査区域及び採鉱区域に関する土地台帳には特定の採鉱区域の利用に関する探査及び採鉱の認可に係るすべてのデータ、利用地下水の確定量、並びに地下水に関するプロジェクト計画の調査報告書の基本的なデータを記載するものとする。

石油地熱資源の探査区域及び採鉱区域に関する土地台帳には特定の採鉱区域の利用に関する探査及び採鉱の認可に係るすべてのデータ、並びに確定した資源の可能性に関するプロジェクト計画の調査報告書、すなわち資源の利用に関するプロジェクト計画の調査報告書の基本的なデータを記載するものとする。

自治州の所轄庁は、探査免許保有者、探査区域及び地質調査の認可・実施対象並びに採鉱の実施に関連するすべてのデータを省に提出する義務がある。

## 第163条

鉱物資源及び地下水の鉱床及びバランスに関する土地台帳、並びに地熱資源に関する土地台帳は省、すなわち自治州の所轄庁が保管するものとする。

本条第1段落で言及されている鉱床及びバランスに関する土地台帳には適用範囲の空間に関するデータ、鉱床の位置及び名称、鉱物資源の種類・量・質に関するデータ、探査免許保有者及び／又は採鉱免許保有者に関するデータ、既定の鉱床の資源量及びバランスに関連した変更に関して発行された証明書のデータ、並びに鉱物資源量のバランスの作成に関連したその他のデータを記載するものとする。

## 第164条

鉱山廃棄物の現場に関する土地台帳並びに廃坑及び廃坑採掘施設に関する土地台帳は省又は自治州の所轄庁が保持するものとする。

鉱山廃棄物の現場に関する土地台帳には鉱山廃棄物の現場区域境界線に関するすべてのデータ、探査免許保有者及び／又は採鉱免許保有者又は鉱山廃棄物を発生させている会社に関するデータ、鉱山廃棄物の作業を行っている会社に関するデータ、鉱山廃棄物の現場内のすべての廃棄物集積所の特性評価及び分類に関するデータ並びに鉱山廃棄物管理に関連したその他の重要なデータを記載するものとする。

廃坑及び廃坑採掘施設に関する土地台帳には当該鉱山及び施設の位置及び状況に関するデータ、並びに実施した修復・再生措置について記載するものとする。

## 第165条

省又は自治州の所轄庁又は地方自治体は文書保管簿並びに地質調査及び採鉱の実行に関する認可を取得した企業体に関する記録を保持するものとする。

文書保管簿には地質調査の実行に関する認可、探査区域の保持に関する認可、採鉱現場に関する認可又は採鉱に関する認可、採掘施設の建設及び／又は採掘作業の実行に関する認可及び利用許可、並びに鉱物資源の地質調査及び採鉱に関連したその他のデータを保管するものとする。

## 第166条

GeolISSはセルビア共和国の地下資源を理解するための土台であり、鉱物資源及び地下水の産出及び鉱床、種類及び目的の異なる地質図の作成、地質災害及びリスクに関する地図の作成、並びに地質計画の分野におけるすべての種類の活動の実施、地質調査の作業に関する意思決定及び設計、地質情報に関する世界の地質コミュニケーション及び商業化を達成する基礎となる。

CIS GIRにより、認可された地質調査、鉱物資源量、鉱山インフラ、保管文書並びに認可、免許及び証明書、探査・採鉱の現場に関する土地台帳、鉱物資源の鉱床及びバランスに関する土地台帳、採掘作業及び採掘施設に関する土地台帳、鉱山廃棄物及び廃坑・復旧・閉鎖された鉱山に関する土地台帳、文書保管簿、探査免許保有者及び採鉱免許保有者の賠償金支払い能力に関する限りの金融負債、検査機関が実施した監督及び課した措置、鉱物資源量の生産及び消費、その他重要な情報に関して、数字・記述・図示によるデータベースを形成、分類、維持、公表及び流通させる。

GeolISS及びCIS GIRによる情報システムのデータは本法に従った利用に関しては公開又は利用可能とする。

自治州の所轄庁は本条第1段落及び第2段落に従いGeolISS及びCIS GIRを実行する上で必要なデータを省に提出する義務がある。

GeolISS及びCIS GIRは自治州の所轄庁が利用するセルビア共和国の統合情報システムの不可欠な部分である。

### 第167条

情報システムは、GISポータルサイト若しくはウェブページを通じて直接若しくは他の情報システムと行う情報交換、並びに地域、国及び国際的な場ですべての関連情報との整合性を確実に図るものとする。

中心的な情報システムの構築及び維持に関する活動は本法に従いセルビア共和国の予算その他を財源とする。

## XII 検査・監督

### 第168条

本法の規定及びその実施のために採択された規則の適用に対する検査・監督は地質検査官及び採掘検査官を通して省が行うものとする。

検査・監督の実行における制約、職権、権利及び義務の内容は本法及び検査・監督に関する特別規則により定めるものとする。

自治州の所轄庁の決定に基づき受託事業の実施を基本として実行する地質調査及び採鉱の場合は、本法及びその実施のために採択された規則の規定の実施に対する検査・監督は自治州の所轄庁が行うものとする。

本条第2段落の活動は受託事業として行うものとする。

本条第1段落及び第2段落の検査官は正式な身分証明書、指示書及び適切な装備を有するものとする。

正式な身分証明書にはセルビア共和国の小型の腕章、所轄検査機関の名称及び職位、検査官の姓名、検査官の顔写真、固有のID番号、検査官の監督担当区域及び措置権限及びupload rate in inspection、所轄庁の署名及び証印を含む。

正式な身分証明書の様式及び地質・採掘検査官の装備の種類は大臣が規定する。

## 第169条

地質検査官の活動は、地質工学の教育・科学分野で産業・科学技術に関する大学の第2研究学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得した者で、地質調査の実務経験が5年以上あり、国家試験及び検査官試験の合格者が行うことができる。

採掘検査官の活動は、採掘、機械・技術・電気工学の教育・科学分野で産業・科学技術に関する大学の第2研究学位（修士学術研究、職業修士研究、専門職学術研究及び専門職専門研究）を取得した者で、鉱物資源の採掘実務の経験が5年以上あり、国家試験及び検査官試験の合格者が行うことができる。

メタン若しくは危険な炭塵の影響を受ける採掘施設の監督を行う採掘検査官は、メタン若しくは危険な炭塵が発生する作業現場又は石油及びガスの探査及び採鉱で3年以上の実務経験を有する者とする。

## 第170条

検査・監督を行う地質検査官は次について確認を行う権利及び任務を有するものとする。

- 1) 地質調査の活動及び地質調査の作業が所定の条件に従い行われているかどうか
- 2) 地質調査の設計書及び最終報告書が本法及びその他の規則に従い作成されているかどうか、並びに技術制御が裁判所の登記簿に記載された権限を有する会社により行われているかどうか
- 3) 地質調査結果に関する年次報告書が所定の方法により作成及び検証されているかどうか
- 4) 地質調査が探査に関する認可に基づき、順守して行われているかどうか
- 5) 地質調査及び地質調査の作業が所轄庁に報告されているかどうか
- 6) 地質調査の作業が認可交付の基礎となった地質調査設計書に従い行われているかどうか
- 7) 土木地質学及び水文地質学上の作業が地質調査設計書及び所轄庁の認可に従い行われているかどうか
- 8) 地質調査の作業が本法及びその他の規則に従い行われているかどうか
- 9) 地質調査を請け負った会社が、人々、隣接する建物、交通機関及び環境に対する安全対策並びに労働安全衛生対策を講じているかどうか
- 10) 試験目的で採取した鉱物資源の量及び地質学上の試掘の過程で存在が確認されたその他の鉱物資源の量に関して規定に定められた記録が保持されているかどうか
- 11) 探査掘削孔のコアが貯蔵及び保管されているかどうか

12) 地質調査及び採掘期間中に専門家による監督が確実に行われているかどうか

13) 探査作業の実行を管理する者及び同作業の実行に関して監督を行う専門家が当該業務を行うための所定の学歴及び職権の条件を満たしているかどうか

14) 試験のために採取した鉱物資源の量が探査に関する認可により確定した量より多いかどうか

15) 鉱物資源の採取が探査に関する認可を受けずに（認可とは異なる目的で）行われていないかどうか

16) 鉱物資源及び地熱資源の埋蔵量の状況に関する鉱山測量原簿が保持されているかどうか

17) 地質調査の技術文書がすべての探査の活動を網羅して作成されているかどうか

地質検査官は地質調査の分野に適用される法律により規定されたその他の活動も行うものとする。

### 第171条

検査・監督を行う地質検査官は次について確認を行う権利及び任務を有するものとする。

1) 採掘作業の実施において労働安全衛生に関する所定の施策並びに人々及び動産・不動産の安全に関する規則が適用されているかどうか

2) 採掘が本法に従い交付された認可に基づき行われているかどうか

3) 採掘が採掘設計の設定した水準の範囲内で行われているかどうか

4) 採掘が認可された採掘の手法を用いて行われているかどうか

5) 浮遊選鉱による選鉱くずの処理が認可されたプロジェクト計画文書に基づき行われているかどうか、並びに土堰堤の堤頂の測地測量が沈砂池の水面に関連させて行われているかどうか

6) 労働者の訓練が組織的に行われているかどうか、並びに人々の生命・健康及び施設の安全を脅かす緊急の場合に備え救援対策が講じられているかどうか

7) 露天採掘現場の内外にある廃棄物集積所は認可されたプロジェクト計画文書に従い作られているかどうか

8) 採掘作業が当該作業に関連する技術規則に十分従い実行されているかどうか

9) 坑内採掘現場及び地上の採掘施設が設計書に従い建設されているかどうか

10) 採鉱に関する採掘作業が年次操業計画に従い行われているかどうか

11) 鉱山測量事業が既定どおり行われているかどうか、採掘作業を実施するために必要な採掘計画書及びその他の文書が正しく作成され、定期的に補足されているかどうか、並びに鉱山測量原簿が定期的に更新されているかどうか

12) 被雇用者の職務の割り当てに関して所定の条件が満たされているかどうか、並びに特定の仕事をを行うための研修が実施されているかどうか

13) 爆破剤及び液体燃料の輸送、貯蔵及び取扱が所定の方法により行われているかどうか

14) 露天掘りの作業現場において準備作業及び採掘による表土／岩石の廃棄が設計書に従い行われているかどうか

15) 坑内採掘において空洞充填が採掘の手法に関する設計書に従い行われているかどうか

16) 坑内作業現場及び地表、採掘現場並びに鉱山の現場外において鉱山廃棄物の取扱が所定の対策により行われているかどうか

### 第172条

地質検査官は次のことを命ずる権限を有するものとする。

1) 発見された不正を検査官が定める期間内に排除すること

2) 次の場合に探査作業の続行を停止すること

(1) 発見された不正及び欠陥が設定された期限内に取り除かれなかった場合

(2) 探査の作業が探査に関する認可若しくは探査設計書に従い行われていない場合

(3) 人々の生命及び健康又は資産に差し迫った危険を示す欠陥が確認された場合

本条第1段落の2)号細目(1)の意味の範囲内において不正及び欠陥の除去を命じられた探査免許保有者は、その結果について地質検査官が定めた期間内に当該検査官に通知しなければならず、その期間は8日を超えることはできない。

本条第1段落の措置を講ずる権限とは別に、地質検査官は次の権限も有するものとする。

1) 人々の生命及び健康又は資産を脅かす危険がある場合に安全対策を定めること

2) 経済犯罪に関する所轄庁に申請書を提出し、軽犯罪の立件手続きを開始するよう要請すること

3) 本法に従い認可の交付を行う所轄機関に対する通知並びに別の所轄庁に係る対策を講じる理由がある場合には当該所轄庁に対する通知

4) その他の既定の対策若しくは責務を指定の期間内に実施する命令

## 第173条

検査・監督を行う採掘検査官は次のことを命ずる権限を有するものとする。

- 1) 確認中に発見され公にされた不正及び欠陥を検査官が定める期間内に取り除くこと
- 2) 採掘作業が採掘に関する認可又は採掘作業の実行に関する認可を受けずに行われている場合の採掘作業の禁止
- 3) 採掘作業の実施が認可された技術文書に従い行われていない場合の作業の禁止
- 4) 採掘施設の利用が利用許可の交付を受けずに開始された場合の作業の禁止
- 5) 技術文書及び採掘設計書に関する技術制御は所定の教育水準・内容及び実務経験の条件に合致し、かつ当該活動を行う職権を有している者が行うべきであること
- 6) 技術管理、専門家による監督、爆発剤の取扱及びその他の技術的運用に関連する業務は要件に合致し、かつ当該活動を行う職権及び関係する免許を有する者が行うべきであること
- 7) 被雇用者の安全及び健康に差し迫った危険がある場合の作業の禁止
- 8) リスクが増大した作業場の被雇用者に対する作業の禁止
- 9) 作業場の安全かつ健康的な作業を確保するための訓練を受けていない被雇用者に対する作業の禁止
- 10) 労働安全衛生対策が講じられていない作業道具を用いた作業の禁止
- 11) 会社に潜む特異性及び危険性に応じた労働安全衛生に関する規制
- 12) 人々の生命・安全及び施設の安全を脅かす突然の危険に備えた救出活動の組織化
- 13) 突然の危険に備え労働安全衛生及び救出活動を内容とした従業員の組織的訓練
- 14) 被雇用者が規則に従い用いなければならない個人用の保護手段及び保護具の供与
- 15) 爆破剤の取扱訓練を受けていない者の爆破剤の保管庫・予備貯蔵所・貯蔵室への出入り禁止及び取扱の禁止
- 16) 定期的な測地測量の実施による採掘作業の進捗状況を判定できる測地図及び測地測量計画書の作成
- 17) 坑内及び露天の採掘現場の通気、電力網、上水供給網及び鉱山設備に関して基本的な技術データを添付した関係文書の作成
- 18) 坑内及び露天の採掘現場、掘削及びオーバーホール用機器、石油・ガス田の鉱山現場、並びに鉱物資源の前処理施設のそれぞれの場所での鉱山測量原簿の保管
- 19) 所轄庁に対する犯罪若しくは企業犯罪の報告、並びに所定の機関に対する軽犯罪立件手続きの要請

20) 本法に従い認可の交付を行う所轄機関に対する通知並びに別の所轄庁に係る対策を講じる理由がある場合には当該所轄庁に対する通知

21) その他の既定の対策若しくは責務を指定の期間内に実施すること

本条第1段落の意味の範囲内において不正及び欠陥の除去を命じられた採鉱免許保有者は、除去の結果について採掘検査官が定めた期間内に当該検査官に通知しなければならないが、その期間は8日を超えることはできない。

#### 第174条

採掘施設内における労働安全衛生対策の実施に関して監督を行う地質検査官及び採掘検査官は、労働安全衛生規則により労働検査官の権限及び任務を完全に有するものとみなされる。

採鉱免許保有者には本条第1段落の検査官に事業及びプラントの敷地内に立ち入り、試験目的で鉱物資源及びプラント資材の標本を採取させるとともにその他の証拠品を提供する義務を有するものとする

#### 第175条

地質調査若しくは採掘の実施中に死亡事故又は集団事故が起こった場合、探査免許保有者若しくは採鉱免許保有者はただちに担当の地質検査官若しくは採掘検査官に通報しなければならない。

本条第1段落の検査官は現場で迅速に死亡事故及び集団事故の原因を調査し、遅滞なく講じるべき対策を命じるとともに、可能な限り早急に事故原因に関する検査官の意見を付した実証報告書を所轄庁に提出しなければならない。

#### 第176条

本法第168条第1段落及び第2段落に従い地質検査官若しくは採掘検査官が言い渡した決定に対しては、決定を受理した日から15日以内に大臣に不服申し立てをすることができる。

地質検査官若しくは採掘検査官の決定に対する不服申し立ての提出によって当該決定の執行が延期されることはない。

## XIII 罰則条項

### 1. 犯罪

#### 第177条

本法第155条第2段落の坑内作業場又はその他の施設及び場所で同盟罷業を組織若しくは参加する者はみな1年から5年の懲役刑に処するものとする。

#### 第178条

坑内採掘現場にメタン若しくはその他の可燃性ガス若しくは危険な炭塵を持ち込む者又は石油・ガス田にある施設に高可燃性物質又はその他の同現場若しくは施設への持ち込みが禁止されている物品（本法第135条第1段落）を持ち込む者はみな1年から5年の懲役刑に処するものとする。

本条第1段落の未遂罪を犯した者は罰せられるものとする。

過失により本条第1段落及び第2段落の罪を犯した者は、罰金若しくは最長1年の懲役刑に処するものとする。

#### 第179条

いかなる理由であれ爆発剤を保管する倉庫、貯蔵所若しくは貯蔵室に出入りをし所定の労働安全対策を順守しない者（本法第113条第3段落）はみな1年から5年の懲役刑に処するものとする。

### 2. 企業犯罪

#### 第180条

次の企業犯罪に関して、会社若しくは別の法人及び企業家に対し1,500,000RSDから3,000,000RSDの罰金を課すものとする。

- 1) 地質調査プロジェクト計画の設計及び地質調査結果に関する最終報告書の作成若しくは地質調査の実施において当該活動の実施要件を満たさない場合（第22条第1段落）
- 2) 地質調査プロジェクト計画書及び地質調査結果に関する最終報告書の作成管理並びに地質調査の管理を所定の条件に反して委託する場合（第22条第2段落）
- 3) 地質調査プロジェクト計画に従った地質調査を行わない場合（第24条第1段落）
- 4) 本法第25条により設定された条件及び方法で地質調査プロジェクト計画の技術統制を行わない場合
- 5) 地質調査の実施に対する専門家による監督を本法第27条に従い行わない場合
- 6) 本法第28条により設定された条件及び方法で最終報告書の技術制御を行わない場合
- 7) 地質調査に関する認可を受けずに地質調査を行う場合（第30条第1段落及び第31条第1段落）

8) 地質検査に用いる鉱物資源の量を認可量より多く採取する場合(第45条)

9) 本法第50条に従わない場合

10) 鉱物資源の資源量・埋蔵量、地下水の資源量・埋蔵量及び地熱資源量の状態を記載した測量帳を保持せず、又はこれらの資源量・埋蔵量の状態に関するデータを提出しない場合(第53条第1段落)

11) 国土計画・都市計画、建設・採掘その他の施設の設計及び建設の必要性に対して本法が適用される地質工学及び地盤工学による地質調査を行わない場合(第21条第2段落)

12) 地質調査に関する認可を受けずに地質調査を行う場合(第30条第1段落及び第31条第1段落)

13) 認可を受けずに地質調査を延長継続する場合(第38条)

14) 地質工学及び地盤工学による地質調査を作業報告なしで行う場合(第32条第2段落)

15) 自然人の家族世帯に熱供給をするための地熱資源の地質調査を作業報告なしで行う場合(第33条第2段落)

16) 採鉱現場の認可申請を行うための文書を作成する目的で認可を受けずに探査区域に対する権利の保持を行う場合(第40条)

17) 採鉱区域並びに資源量及び／又は地下水埋蔵量及び低エンタルピーの地熱資源量を認可を受けずに利用する場合(第58条)

18) 地質検査官による企業の建物及び現場の施設への立ち入り又はプロジェクト計画書及び計画書、報告書その他地質作業の状態に関する文書の検査ができない場合、又は検査・監督期間内に検査官に対する干渉がある場合(第50条第1段落14)号)

## 第181条

次の企業犯罪に関して、会社若しくは別の法人及び企業家に対し1,500,000RSDから3,000,000RSDの罰金を課すものとする。

1) 採掘設計書の作成に際し、本法第67条第1段落に従わない場合

2) 採掘プロジェクト計画の設計及び技術制御を本法第67条第1段落の要件を満たさない会社に委託する場合

3) 本法第68条第1段落及び第77条第1段落に従い交付される認可を受けずに採掘を行う場合

4) 本法第97条に従った採掘プロジェクト計画の技術制御を行わない場合

5) 適切な技術文書も所轄庁の認可も受けずに採掘施設の建設及び採掘作業を行う場合(第101条第1段落及び第104条第1段落)

6) 第105条第1段落の採掘技術設計及び採掘簡易設計による作業の実施報告を行わない場合

7) 採掘作業の開始に関し指定された期間内に採掘検査官及び地方自治体の所轄部局に通知しない場合(第106条)

- 8) 利用許可を取得する前に施設、建物及び設備の利用を開始する場合（第107条第1段落及び第108条）
- 9) 本法第110条に従った採掘施設の技術制御を行わない場合
- 10) 本法第112条に従った行動を取らない場合
- 11) 採掘計画書を保有しないか定期的に同計画書を補足しない場合（第113条第1段落）
- 12) 本法第122条及び第123条の条件を満たさない者の任命を決定する場合
- 13) 本法第129条、第130条及び第131条に従い、労働安全衛生に関する活動、防火及び救出の活動を組織化しない場合又は必要な装備を供与しない場合、並びに水及び環境の保護に関する活動を組織化しない場合
- 14) 採掘の監督に関する測量台帳を備えていない場合（第134条第1段落）
- 15) 所轄庁の認可を受けずに採掘廃棄物の管理を行う場合（第144条第1段落）
- 16) 本法第153条第1段落に従い廃坑採掘施設の修復及び再生を行わない場合
- 17) 本法第172条及び第173条に従い立証された不正及び欠陥を取り除かず、当該行為の禁止に関する決定を行った後も作業を継続して行う場合

本条第1段落の経済犯罪に関しては、会社若しくは別の法人及び企業家の責任者に対しても100,000RSDから200,000RSDの罰金を課すものとする。

### 3. 軽犯罪

#### 第182条

次の軽犯罪に関して、会社若しくは別の法人及び企業家に対し500,000RSDから2,000,000RSDの罰金を課すものとする。

- 1) その他の活動に関して専門家による監督を行わない場合（第27条第1段落）
- 2) 地質工学及び地盤工学の見地から見た施設建設の条件に関するプロジェクト計画の調査報告書の写し、地質調査の結果に関する最終報告書及び年次報告書、又は作業報告書及び同作業の結果報告書を提出しない場合（第28条第1段落及び第2段落並びに第29条第1段落）
- 3) 地質調査の結果に関する最終報告書及び年次報告書の写しが所定の方法で保管されていない場合（第29条第2段落）
- 4) 本法第43条に従い地質調査の開始を適時に報告しない場合
- 5) 不正及び欠陥の除去に関して指定された期間内に地質検査官に通知しない場合（第172条第2段落）

本条第1段落の軽犯罪に関しては、会社若しくは別の法人及び企業家の責任者に対しても100,000RSDから200,000RSDの罰金を課すものとする。

地質検査官が本条第1段落の軽犯罪を発見した場合、検査官はその場で会社若しくは別の法人及び企業家の責任者に対して5,000RSDの罰金を課すものとする。

### 第183条

次の軽犯罪に関して、会社若しくは別の法人及び企業家に対し500,000RSDから2,000,000RSDの罰金を課すものとする。

1) 年次操業計画を所定の期間内に採択しなかった場合（第117条第1段落）

2) 採掘作業実施中に発生した危難及びその原因と結果について記録を取らない場合（第140条第1段落）

3) 作業の停止又は死亡若しくは集団事故に関して所定の期間内に所轄庁に通知しない場合（第149条第2段落及び第175条）

4) 不正及び欠陥の除去に関して指定期間内に採掘検査官に通知しない場合（第173条第2段落）

5) 採掘検査官による企業の建物及び現場の施設への立ち入り又は設計書及び計画書、報告書その他採掘作業の状態に関する文書の検査ができない場合、又は採掘検査官の監督に対する干渉がある場合（第174条第2段落）

本条第1段落の軽犯罪に関しては、会社若しくは別の法人及び企業家の責任者に対しても100,000RSDから200,000RSDの罰金を課すものとする。

採掘検査官が本条第1段落の軽犯罪を発見した場合、検査官はその場で会社若しくは別の法人及び企業家の責任者に対して5,000RSDの罰金を課すものとする。

### 第184条

本法第75条第1段落に反し自然人が認可を受けずに川の堆積物から貴金属を地質する場合又は地質した量の貴金属をセルビア国立銀行に引き渡さない場合は5.000RSDから30.000RSDの軽犯罪に対する罰金を課すものとする。

採掘検査官が本条第1段落の軽犯罪を発見した場合、検査官はその場で自然人に対し5.000RSDの罰金を課すものとする。

### 第185条

自然人が本法137条の目的のために労働安全衛生対策を行わない場合、その場で5,000RSDの罰金を課すものとする。

地質検査官若しくは採掘検査官が本条第1段落の軽犯罪を発見した場合、検査官はその場で自然人に対し5,000RSDの罰金を課すものとする。

## 第186条

採掘検査官若しくは地質検査官が本法第182条、第183条、第184条及び第185条の罰金をその場で課す場合、検査官は即座に職権による罰金の支払い命令を伝え、監督を受けた対象者は違反分野に関する特別規則が定めた期間内に罰金を支払わなければならないものとする。

監督を受けた対象者が本条第1段落の期間内に職権による罰金の支払証明を検査官に提出しない場合、検査官は所轄機関に軽犯罪手続きを行う要請書を提出するものとする。

## XIV 経過条項及び最終条項

### 第187条

本法の施行日までに地質調査及び鉱物資源の採掘を行っていた企業体及びその他の法人、企業家並びに自然人は、本法の施行日から1年以内に当該活動が本法の規定を順守し、調和するものにならなければならない

「鉱業法」（「セルビア共和国官報」第44/95号、同第85/05号—国法、同第101/05号—国法、同第36/07号及び第104/09号）（Mining Law ("Official Gazette of RS", Nos. 44/95, 85/05 – State Law, 101/05 – State Law, 36/07 and 104/09)）及び「地質調査に関する法律」（「セルビア共和国官報」第44/95号及び第101/05号—国法）（Law on Geological Explorations ("Official Gazette of RS", No.44/95 and 101/05 – State Law)）及び「鉱業及び地質調査に関する法律」（「セルビア共和国官報」第88/11号）（Law on Mining and Geological Explorations ("Official Gazette of RS", No.88/11)）に基づき、本法の施行日までに交付した認可及び同意は、交付された期間終了の日まで有効とする。

本法が適用される鉱物資源の地質調査の実施に関して本法施行日に施行される認可は、延長の有無に拘わらず、当初から許可証が交付され、本法の条項が定める条件及び期限により延長することができる。

### 第188条

当時の関係規則に従い行われた国家試験に合格し、本法が定める活動に必要な専門知識及び職業技能を有すると確認された者、並びに当時の規則に基づき職業技能及び能力の確認はされないものの一定の活動を行う権利を認められた者は、その他の所定要件も満たすという条件で、本法の規定に従った当該活動の実施に関する要件も満たすものとする。

### 第189条

本法の施行日以前に開始した手続きは開始の根拠とした規則に従いまとめられるものとする。

省、すなわち自治州の所轄庁は地方自治体の所轄部局が受託して行った活動に関する書類綴り及び保存記録を引き継ぐものとする。

### 第190条

「鉱業及び地質調査に関する法律」（「セルビア共和国官報」第88/11号）（Law on Mining and Geological Explorations ("Official Gazette of RS", No.88/11)）により設立されたGeological Institute of Serbiaは、本法の施行日までは本法の規定に従い運用を継続するものとする。

## 第191条

本法の実施に関する規則は本法の施行日から2年以内に採択するものとする。

## 第192条

本法の所管庁が規則の採択を行うまで、次の法令に基づく規則を適用するものとする。

1) 「鉱物資源及び地下水の埋蔵量並びに同埋蔵量のバランスに関するデータの確定、記録及び収集の統一的手法に関する法律」(「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国官報」第53/77号、同第24/86号及び同第17/90号並びに「ユーゴスラビア連邦共和国官報」第28/96号) (Law on Unified Method of Determining, Recording and Collecting Data on Reserves of Mineral Resources and Underground Water and the Balance of these Reserves ("Official Gazette of SFRY", Nos. 53/77, 24/86 and 17/90 and "Official Gazette of FRY", No. 28/96))

2) 「鉱業法」(「セルビア共和国官報」第44/95号、同第85/05号一国法、同第101/05号一国法、同第34/06号及び第104/09号) (Law on Mining ("Official Gazette of RS", Nos. 44/95, 85/05 – State Law, 101/05 – State Law, 34/06 and 104/09))

3) 「地質調査に関する法律」(「セルビア共和国官報」第44/95号及び第101/05号一国法) (Law on Geological Explorations ("Official Gazette of RS", Nos. 44/95 and 101/05 - State Law))

4) 「鉱業及び地質調査に関する法律」(「セルビア共和国官報」第88/11号) (Law on Mining and Geological Explorations ("Official Gazette of RS", No. 88/11))

## 第193条

本法の施行日以降、次の法令は無効とする。

1) 「鉱業及び地質調査に関する法律」(「セルビア共和国官報」第88/11号) (Law on Mining and Geological Explorations ("Official Gazette of RS", No. 88/11))

2) 「本法が適用される地質調査の認可並びに鉱物資源の埋蔵量及び地熱資源量の採掘の認可の移行条件・方法に関する規則」(「セルビア共和国官報」第119/12号) (Regulations on Conditions and Manner of Transfer the Approvals for the Applied Geological Explorations and Approvals for Mining the Reserves of Mineral Raw Materials and Geothermal Resources ("Official Gazette of RS", No. 119/12))

## 第194条

本法第54条から第57条までの規定はセルビア共和国の欧州連合加盟日以降適用するものとする。

## 第195条

本法は「セルビア共和国官報」公告後8日目に施行するものとする。

英訳:

Mining and Metallurgy Institute Bor

Nevenka Vukašinović氏